

京都市都市計画マスタープラン

本編

(素案)



令和 年 月



京都市
CITY OF KYOTO

京都市都市計画マスタープラン 目次

第1章 都市計画マスタープランの前提

- 1 都市計画マスタープランの役割と位置付け** 2
 - (1) 都市計画マスタープランの意義
 - (2) 都市計画マスタープランの役割
 - (3) 都市計画マスタープランの目標年次
 - (4) 都市計画マスタープランの対象範囲
 - (5) 都市計画マスタープランの位置付け
- 2 本書の構成** 10
 - (1) 全体構成
 - (2) 京都市基本計画と都市計画マスタープランとの関係

第2章 都市の動向

- 1 京都市の特性** 16
 - (1) 京阪神大都市圏の一角をなす京都市圏の中核都市
 - (2) 1200年を超える長い歴史を持つ歴史都市
 - (3) 個性的な地域から構成されるまとまりのある市街地
- 2 京都市の現状と動向** 19
 - (1) 人口を取り巻く現状と動向
 - (2) 環境を取り巻く現状と動向
 - (3) 経済を取り巻く現状と動向
 - (4) 生活を取り巻く現状と動向
 - (5) 文化を取り巻く現状と動向
 - (6) 安心・安全を取り巻く現状と動向

第3章 全体構想 ～都市の将来像～

- 1 都市計画に関する基本的な考え方** 54
 - (1) 都市の規模に関する考え方
 - (2) 将来の都市構造 ～京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」～
- 2 目標とする都市の姿** 60
 - (1) 地球環境への負荷が少ない都市 【環境】
 - (2) 活力ある都市 【経済】
 - (3) 誰もが快適に暮らすことのできる都市 【生活】
 - (4) 歴史や文化を継承し創造的に活用する都市 【文化】
 - (5) 安心で安全な都市 【安心・安全】
- 3 戦略的な都市づくりの進め方** 72
 - (1) 多様な主体による持続可能な都市の構築
 - (2) 都市計画の柔軟な見直しと活用
 - (3) 京都の特性を徹底的に活用した都市づくりの効率的な推進

第4章 全体構想 ～都市計画の方針～

- 1 土地利用** 76
 - (1) 商業・業務の集積地等における土地利用
 - (2) ものづくり産業等の集積地における土地利用
 - (3) 多様な住まい方を選択できる土地利用
 - (4) 緑豊かな地域における土地利用
 - (5) 京都の魅力を高める土地利用
 - (6) 大規模な活用可能地・低未利用地における土地利用
- 2 歩くまち** 88
 - (1) 地域特性に応じた地蔵可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成
 - (2) 誰もが「出かけたくなる」歩行空間の創出をはじめとする魅力的なまちづくり
 - (3) 自転車の安心・安全な利用環境の充実と多様な場面での活用

3 景観	93
(1) “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成	
(2) 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成	
(3) “京都市らしさ”をいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成	
(4) 都市の魅力・活力を生み出す景観形成	
(5) 重要文化的景観の保全	
4 防災	98
(1) 様々な災害に対する対策	(2) 被災後を想定した対策
5 道路	104
6 公園・緑地	106
(1) 身近な公園・緑地の充実	
(2) にぎわい・交流を生み出す拠点等の充実	
(3) 街路樹・河川等の連続性のある緑の充実	
7 市街地整備	110
(1) 密集市街地等に関する対策の推進	(2) 魅力と活力のある市街地の形成
8 水・河川	114
(1) 都市全体を見据えた治水対策	(2) 豊かな水環境・水文化の創出
9 その他市民の暮らしを支える施設	117

第5章 方面別指針

1 策定の背景	120
2 方面別指針の役割	120
3 方面の区分	120
(個票)	
・ 北部	122
・ 都心部	126
・ 東部	130
・ 南部	134
・ 西部	138

第6章 地域のまちづくりの推進

1 地域まちづくり構想	144
(1) 地域まちづくり構想の狙い	(3) 地域まちづくり構想を策定する地域
(2) 地域まちづくり構想の構成	(4) 地域まちづくり構想の策定の流れ
2 学術文化・交流・創造ゾーン	148

参考資料

参考資料1 用語集	152
参考資料2 策定経過	160

第1章 都市計画マスタープランの前提

1 都市計画マスタープランの役割と位置付け

- (1) 都市計画マスタープランの意義
- (2) 都市計画マスタープランの役割
- (3) 都市計画マスタープランの目標年次
- (4) 都市計画マスタープランの対象範囲
- (5) 都市計画マスタープランの位置付け

2 本書の構成

- (1) 全体構成
- (2) 京都市基本計画と都市計画マスタープランとの関係

都市計画の目的は、土地の利用についての制限を定め、道路や公園、緑地などを適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保しようとするものです。

土地には、様々な活用方法があり、お互いに影響を及ぼしあう性格を有しているため、これらの都市計画の目的に即した合理的な利用が図られるよう一定のルールを定める必要があります。このため、住宅や工場、大規模店舗などの異なった用途の建物が無秩序に混在することを防止する用途地域や建築物の高さを規制する高度地区、建築物の形態意匠の制限などを定める景観地区などを都市計画により定めています。

また、円滑な都市活動を支え、そこに住む生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するために、都市の骨格となる道路や公園などの都市施設を都市計画により定めています。

この他にも、土地区画整理事業や市街地再開発事業、地区計画などのまちづくりに関わる様々な計画が都市計画により定められています。

本章では、都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の前提を示します。

1 都市計画マスタープランの役割と位置付け

(1) 都市計画マスタープランの意義

都市計画マスタープランは、平成4(1992)年の都市計画法改正によって創設された市町村の都市計画に関する基本的な方針のことをいいます。これは、住民意見を反映し、市町村の都市計画の基本的な方針を定めるものとして都市計画法第18条の2に規定されており、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けての方針を明らかにするもので、社会経済動向を踏まえながら、都市づくりを進めていくための指針となるものです。

(2) 都市計画マスタープランの役割

本マスタープランは、以下の4つの役割を担います。

○ 都市づくりの将来ビジョンの明確化

京都市基本構想に示された将来像を都市計画の観点から肉付けし、長期的視点に立った都市づくりの将来ビジョンを明確化します。

○ 都市計画決定・変更の指針

都市計画法により、市町村の定める都市計画は、都市計画マスタープランに即することとなっています。本マスタープランは、都市全体の整合を図りながら、京都市の定める地域地区や都市施設など個別の都市計画を決定・変更する際の指針とします。

○ 都市づくりを進めるための指針

京都市を取り巻く産業・社会構造の急激な変化や、市民の価値観の多様化と生活環境に対する意識の高まりに対応して、居住の場としての安全で快適な都市づくりや産業振興、環境保全などに資する都市づくりを進めるための指針とします。

○ 共汗（パートナーシップ）のまちづくりの共通の指針

都市計画の目標と方針を具体的に示し、市民・事業者をはじめとする多様な主体と行政が都市の将来像を共有することにより、まちづくりに対する気運を高めるとともに、共汗（パートナーシップ）のまちづくりを進めるための共通の指針とします。

(3) 都市計画マスタープランの目標年次

本マスタープランの目標年次は、長期的な見通しの下、上位計画である京都市基本構想に合わせ、令和7(2025)年とします。

(4) 都市計画マスタープランの対象範囲

都市計画法第5条において「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」として都市計画区域が定められており、本マスタープランにおいても、この都市計画区域を重点的に扱います。

また、豊かな都市生活を実現するためには、都市と自然の共生が重要であり、都市計画区域外においても市民の生活環境を整え、自然の適正な保全・活用の考え方を示す必要があることから、計画対象範囲は、京都市全域とします。

(5) 都市計画マスタープランの位置付け

京都市における都市計画に関する方針として、都市計画区域を対象として都市計画法に基づき京都府知事が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」があります。また、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す「京都市基本構想」、基本構想の具体化を図るための「京都市基本計画」及び「各区基本計画」が策定されています。

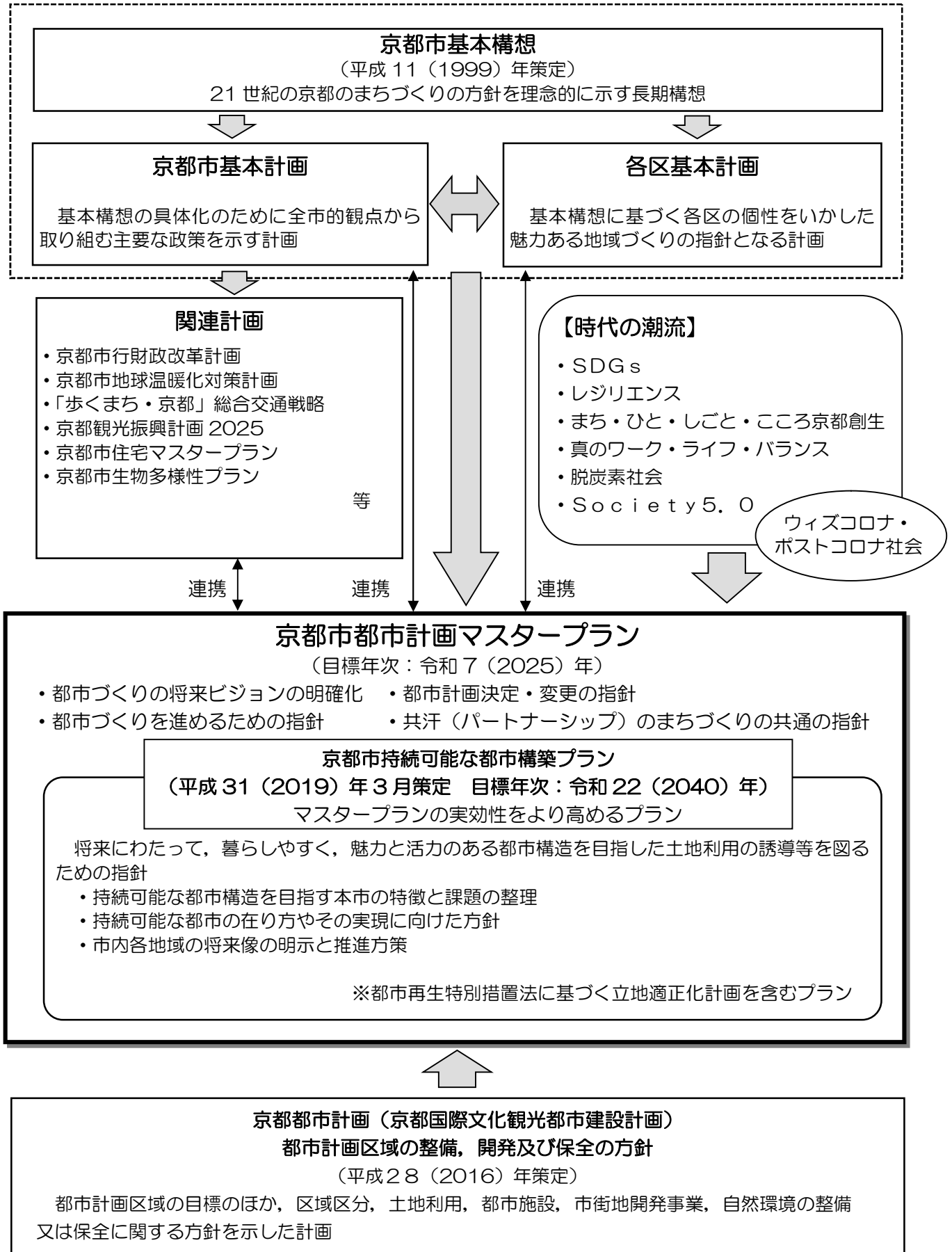
本マスタープランは、これらの方針や構想に即すとともに、前マスタープラン策定(平成24(2012)年2月策定)後の社会経済動向の変化や時代の潮流を加味しながら、「はばたけ未来へ！京プラン2025(京都市基本計画)」(以下、「京都市基本計画」という。)や「各区基本計画」、関連分野の諸計画などと連携し、「京都市持続可能な都市構築プラン」を踏まえた都市計画の分野に関する事項の方針を示します。

◆京都市持続可能な都市構築プラン◆

人口減少社会が到来する中、都市計画マスタープランに掲げる将来の都市構造の実現を目指し、持続可能な都市の在り方や、その実現に向けたより具体的な方針を示すとともに、より適正な土地利用や都市機能の誘導を進め、都市計画マスタープランの実効性をより高めるため、平成31(2019)年3月に策定した本市の「まちづくり指針」です。

このプランでは、若年・子育て層の市外への転出、オフィス空間や産業用地の不足、市民の働く場の市外へのシフトといった本市の課題を踏まえ、市内全体を5つのエリアに分類し、各地域の特性に応じた将来像を掲げています(同プランの概要は8、9ページ参照)。

■本マスタープランの位置付け



(参考) 前マスタープラン策定後の主な変化

① 社会経済の動向

前マスタープランでは、全国的に、都市の拡大成長の結果として様々な都市機能が郊外に拡散し、中心市街地の空洞化が問題となった時代を背景に、人口減少・少子高齢化社会を迎える今後のまちづくりの方向性として、歩いて暮らせるコンパクトな「集約型都市構造」への再編に向けた取組が進められてきました。

その後、持続可能な社会を目指す国際目標である「SDGs」、あらゆる危機に粘り強くしなやかに対応する都市の実現に向けた「レジリエンス」、人口減少社会への挑戦、東京一極集中の是正という課題に対応する「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」、多様な働き方や生き方の実現を図る「真のワーク・ライフ・バランス」、地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する「脱炭素社会」や、超スマート社会の実現を図る「Society 5.0」など、新たな概念が示されています。

② 都市づくりに関する制度

平成26(2014)年度に都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画制度が定められたことも踏まえ、本市において、平成31(2019)年3月に「京都市持続可能な都市構築プラン」を策定しました。令和2(2020)年度にも都市再生特別措置法などが改正され、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じる「安全なまちづくり」や、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成する「魅力的なまちづくり」の推進が求められています。

平成28(2016)年度には、都市農業振興基本計画が策定され、都市農地を、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」ととらえることが明確化されました。

また、令和元(2019)年度に地域再生法が改正され、住宅団地の再生や空き家を活用した移住促進など、「多世代共生型のまち」への転換を図ることが求められています。

③ あらゆる危機への対応

京都では、都市化による影響も加わり、100年で気温が約2℃上昇し、猛暑日や熱帯夜の増加、冬日の減少などの影響が生じており、近年も、14日間連続の猛暑日(平成30(2018)年)や、「平成30年7月豪雨」などの気象災害に見舞われています。「気候危機」とも言える状況の中、「2050年までにCO₂排出量正味ゼロ」となる脱炭素社会の実現を目指す取組が一層重要となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症のような経験したことのない新たな感染症の影響や、非常に厳しい京都市財政など、様々な危機に直面しています。こうしたあらゆる危機にしなやかに対応し、より魅力的で持続可能な「レジリエント・シティ」の実現に向けた取組が進められています。

(参考) 前マスタープラン策定以降の時代の潮流 (概略)

SDGs

「誰一人取り残さない」を合言葉に人権、格差是正、教育、環境、平和など、持続可能な社会の実現を国際社会全体で目指す17の普遍的なゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)の実現に向けて、各国政府だけでなく、地域公共団体や企業など、私たち一人ひとりの主体的な取組が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

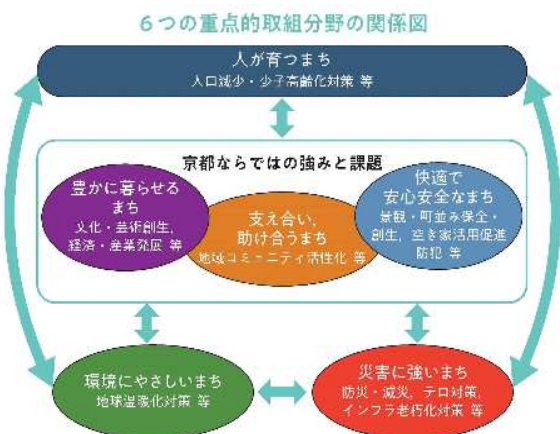


特に都市計画に関連する目標

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>

レジリエンス

自然災害や人口減少をはじめとする様々な危機に対し、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた都市(=レジリエント・シティ)の実現に向けた取組を推進します。



まち・ひと・しごと・こころ京都創生

人口減少の歯止めと、その大きな要因の東京一極集中の是正を目指し、本市ならではの地方創生に取り組み、SDGsやレジリエント・シティも含めた、一体的な推進を図っています。

基本理念

- 人の「数」の追求だけではなく、一人一人が笑顔で、安心して生き、暮らせる社会を追求する
- 京都ならではの「こころの創生」を重視する
- 国内外から訪れる「交流人口」も、「京都にとって大切なひと」として重視する
- 全国の自治体と更に連携し、我が国全体の地方創生の推進を志す
- 市民などと行政が共に「自分ごと」、「みんなごと」として、人口減少問題に一丸となって挑む新たな関係を築く

真のワーク・ライフ・バランス

人々の多様な働き方や生き方が受け入れられ、人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる『真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都』の実現を目指します。



脱炭素社会

平成9（1997）年に、人類史上初めての地球温暖化対策に関する国際的な約束として採択された「京都議定書」は、平成27（2015）年に「パリ協定」へ大きく発展し、世界は脱炭素社会を目指すこととなりました。

令和元（2019）年には、IPCC 第49回総会京都市開催記念シンポジウムにおいて、京都市が全国に先駆けて「2050年までにCO₂排出量正味ゼロ」を目指すことを表明し、その後、この動きは全国の自治体へ広がりました。さらに、令和2（2020）年には国の方針となり、地球温暖化対策の推進に向けた気運が高まっています。

IPCC 第49回総会京都市開催記念シンポジウム



Society 5.0

必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会の実現を目指しています。



(内閣府作成)

(参考) 京都市持続可能な都市構築プランの概要

プランの基本的な考え方

1200年を超えて受け継がれてきた歴史や文化、自然環境、観光資源などが市域の隅々まで存在する京都ならではの持続可能な都市の構築を目指します。

基本コンセプト

- ① 京都の都市特性を基礎とするまちづくり (京都のブランド性)
- ② 市域全体の持続性を確保するまちづくり (地域の多様性)
- ③ 人々の活動を重視するまちづくり (暮らしと活動の機能性)

基本方針

- ❶ 都心部と周辺部等の拠点の魅力・活力の向上
- ❷ 安心安全で快適な暮らしの確保
- ❸ 産業の活性化と働く場の確保
- ❹ 京都ならではの文化の継承と創造
- ❺ 緑豊かな地域の生活・文化・産業の継承と振興

地域分類



持続可能な都市構造と地域の将来像

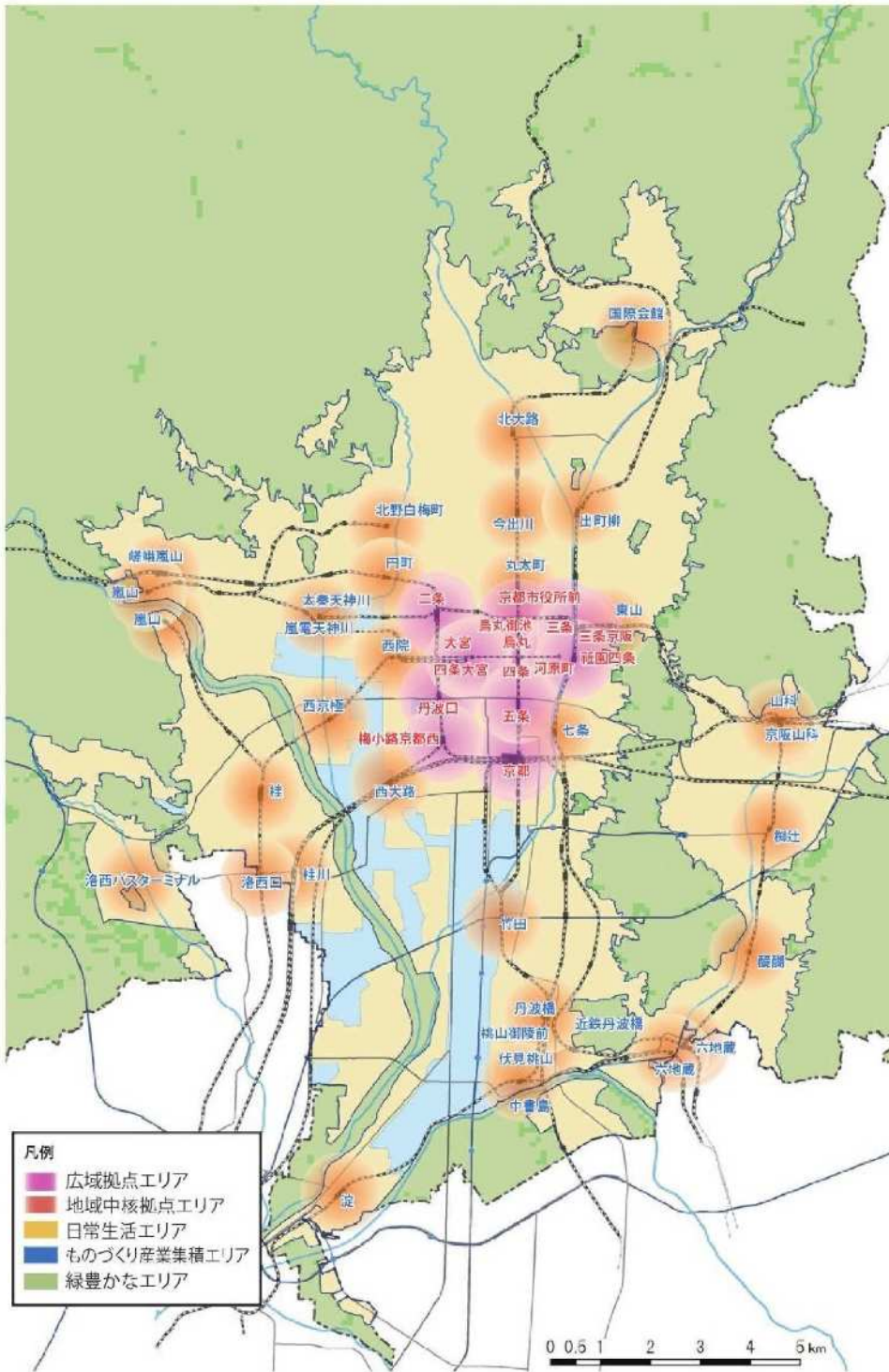


プランの推進

- 1 まちづくり条例
 - ▶ 市民・事業者・行政が、共に良好なまちづくりを推進
- 2 都市計画手法等の活用
 - ▶ 地域の将来像を見据えた土地利用の誘導
 - 本プランに基づく都市計画の決定・変更など
 - 都市特性を踏まえた立地適正化計画の活用
- 3 関係計画等との連携
 - ▶ 歩くまち、住宅、福祉・医療、産業・商業などの関係施策と連携
 - ▶ 地域のまちづくりの方針等と連携

みんなで目指す京都のまちの将来像

- ▶ 人口140万人規模の都市として、まちの活力の維持・向上
- ▶ 社会経済状況の変化にも柔軟に対応し、安心・快適に暮らし続けられるまち
- ▶ モニタリング指標



I 広域拠点エリア

京都の都市活力を牽引
 国内外から訪れる多くの人々の活動を支える京都らしい都心空間の創出
歴史的都心地区周辺、京都駅周辺、二条・丹波口・梅小路周辺

II 地域中核拠点エリア

定住人口の求心力
 子育て期をはじめ、それぞれのライフステージに応じた必要な都市機能の効率的な利用
周辺部等における地域の拠点

III 日常生活エリア

定住人口の生活の場
 多世代が安心・快適に居住し地域のコミュニティ・文化を継承
市街化区域(ものづくり産業集積エリアを除く)

IV ものづくり産業集積エリア

ものづくり産業の集積
 操業環境の確保、住宅との調和
 産業用地・空間の確保により、京都にふさわしい産業を集積
工業・工業専用地域、らくなん進都 等

V 緑豊かなエリア

地域の生活・文化等の継承
 農林業や観光等の産業の振興等により、地域の生活・文化等を維持・継承
市街化調整区域、都市計画区域外の地域

学術文化・交流・創造ゾーン

京都ならではの資源を活かした**新たな魅力や価値の創造**
 歴史、文化、大学、観光などの京都ならではの資源と多様な人が出会い、集い、交流
(あらかじめ場所を定めません)

凡例
 広域拠点エリア
 地域中核拠点エリア
 日常生活エリア
 ものづくり産業集積エリア
 緑豊かなエリア

広域拠点エリアと地域中核拠点エリアは次の視点で、都心部と各地域の主要な公共交通拠点の周辺に定めます。
 ・都市計画マスタープランに定める主要な公共交通の拠点
 ・都市機能の集積と人の往来が一定以上の拠点(駅から半径500mの範囲の商業・業務機能の延べ床面積が概ね10万㎡以上、駅の乗降客数が概ね300万人/年以上、バス路線のターミナル拠点)

2 本書の構成

(1) 全体構成

本マスタープランは、全体構想や方面別指針を盛り込んだ本編と、地域まちづくり構想編で構成されています。

全体構想では、京都市の将来像や基本となる都市計画の方針を中心に示しています。また、方面別指針では、京都市を5つの方面に区分し、各方面の特性や課題を踏まえた将来像やまちづくりの方向性を示しています。また、地域まちづくり構想編では、本編の方針に即したうえで、地域ごとの特性をいかした個性豊かで魅力的なまちづくりを都市計画として積極的に支援するため、その地域での将来像とまちづくりの方針を示しています。

なお、地域まちづくり構想編は、順次追加し、見直しも行うため別冊とします。

■本マスタープランの構成

京都市都市計画マスタープラン 本編
都市計画マスタープランの前提 (第1章)
本マスタープランの役割や位置付け、対象範囲や期間などについて示します。
都市の動向 (第2章)
京都市の特性や、京都市の現状と動向などを示します。
全体構想 ～都市の将来像～ (第3章)
都市計画に関する基本的な考え方 全市的な都市づくりを貫く大きな考え方を示します。
目標とする都市の姿 目標とする都市の姿を5つの面から示します。(「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」)
戦略的な都市づくりの進め方 目標とする都市の姿を戦略的に目指します。
全体構想 ～都市計画の方針～ (第4章)
目標とする都市の姿の実現に向け、京都市全体としての都市計画の方針を都市計画の分野ごとに定めます。
方面別指針 (第5章)
市内5つの方面について、個々の方面の強み・役割を明確化し、方面間相互のつながりも踏まえ、ポテンシャルや課題に的確に対応した施策展開を行うための土地利用の基本的な方針を示します。
地域のまちづくりの推進 (第6章)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域まちづくり構想 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画として対応が必要な地域のまちづくりを支援するため、地域との協働により、地域の将来像とまちづくりの方針を定めます。 ・ 地域まちづくり構想は、順次策定、追加、見直しを行います。 ・ 具体的な構想については、地域まちづくり構想編(別冊)で示します。 ○ 学術文化・交流・創造ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都のまちの強みや資源をいかすとともに、京都のまちを大切に市民や企業・事業者、専門家などが交流し、新たな魅力や価値を創造する場として、「学術文化・交流・創造ゾーン」の形成を図ります。
京都市都市計画マスタープラン 地域まちづくり構想編 (別冊)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体構想に即した、具体的な地域まちづくり構想を示します。 ・ 順次策定、追加、見直しを行います。

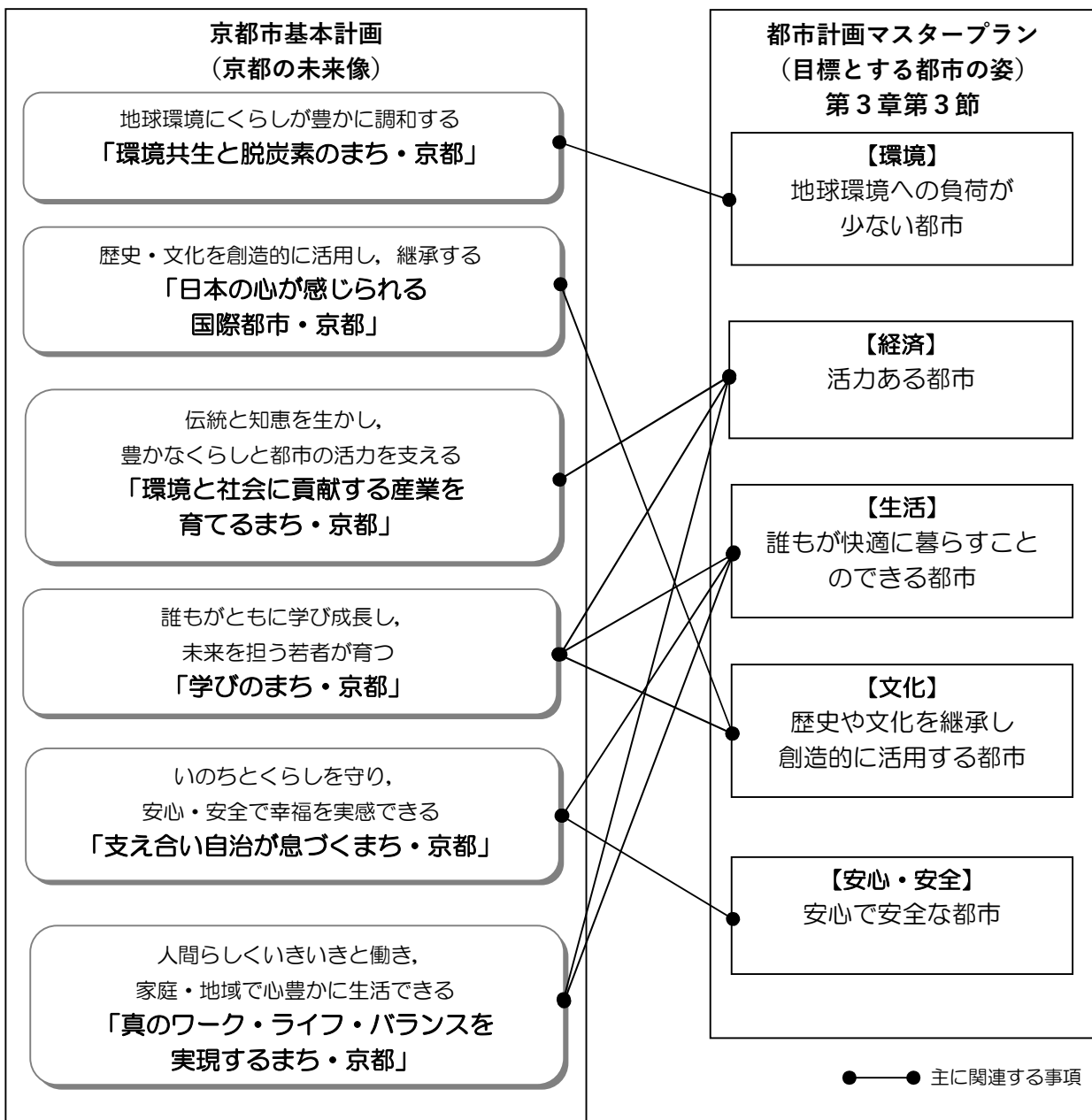
(2) 京都市基本計画と都市計画マスタープランとの関係

① 京都の未来像と目標とする都市の姿

京都市基本計画では、“生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く”を都市経営の理念とし、6つの京都の未来像を定めています。

本マスタープランでは、京都市基本計画における都市計画分野の分野別計画として、都市が持続するために必要となる基本要素であり、互いに深く関連する「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、目標とする都市の姿を設定していますが、これらは京都市基本計画の6つの京都の未来像と以下のように関係付けられます。

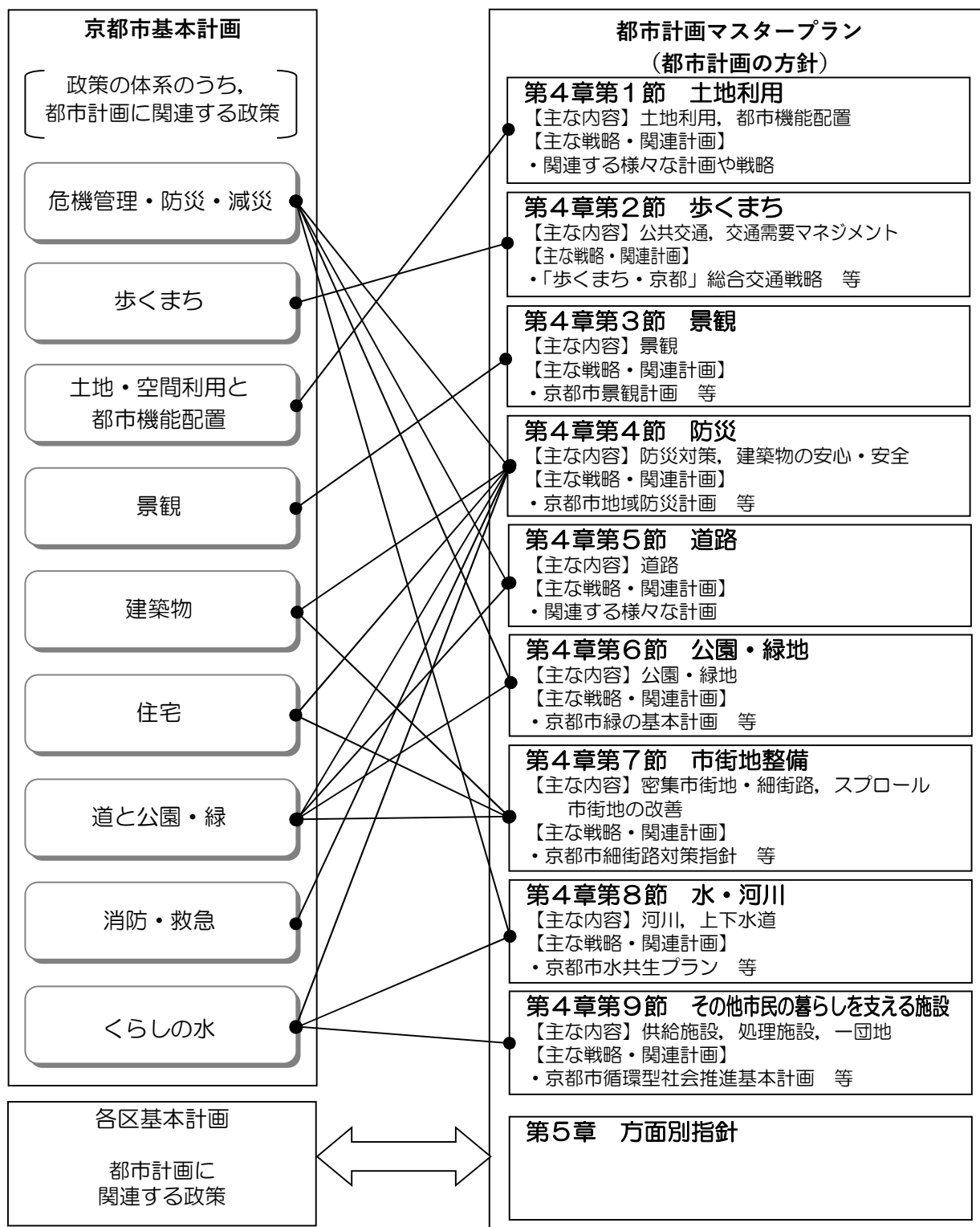
■京都の未来像と目標とする都市の姿の関係



② 政策の体系と都市計画の方針

本マスタープランの都市計画の方針は、京都市基本計画の政策の体系（都市計画に関連する政策）と、おおむね以下のとおり関係付けられます。また、各区基本計画での都市計画に関連する政策についても、それぞれ対応する都市計画の分野（土地利用、歩くまち、景観など）に関係付けています。

■政策の体系と都市計画の方針の関係



●—● 主に関連する事項

第2章 都市の動向

1 京都市の特性

- (1) 京阪神大都市圏の一角をなす京都都市圏の中核都市
- (2) 1200年を超える長い歴史を持つ歴史都市
- (3) 個性的な地域から構成されるまとまりのある市街地

2 京都市の現状と動向

- (1) 人口を取り巻く現状と動向
- (2) 環境を取り巻く現状と動向
- (3) 経済を取り巻く現状と動向
- (4) 生活を取り巻く現状と動向
- (5) 文化を取り巻く現状と動向
- (6) 安心・安全を取り巻く現状と動向

都市の将来像を描くためには、都市の特性や現状と動向を把握することが重要です。
本章では、京都市の特性と、「人口」及び第3章で示す目標とする都市の姿の「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの要素から現状と動向をまとめています。

1 京都市の特性

(1) 京阪神大都市圏の一角をなす京都都市圏の中核都市

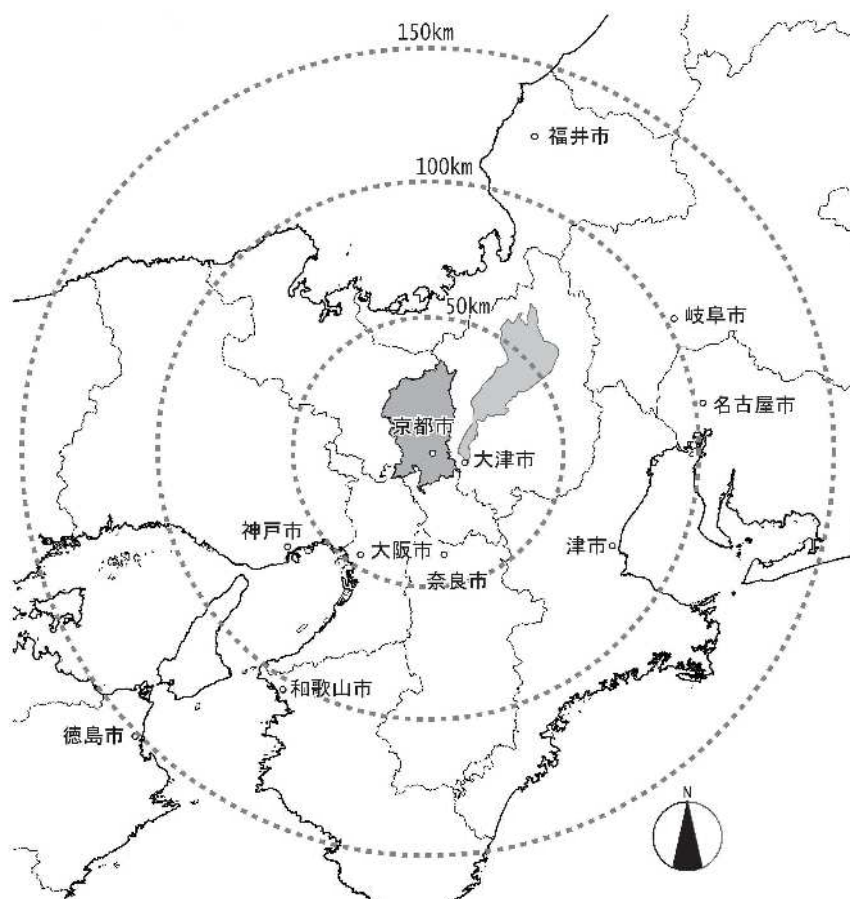
京都市は、京都府の南部に位置し、京都盆地の北半分、山科盆地及び丹波高原の東辺の一部からなる内陸都市です。

人口は約146万人を有する政令指定都市で、京都府の人口の約半分を占めています。

また、市制を施行した明治22(1889)年当時、上京区、下京区の2区で構成された市域面積は2,977haでしたが、順次周辺市町村を編入し、平成17(2005)年の京北町との合併により、東西方向は約29km、南北方向は約49kmに及び、市域面積は約82,783haとなっています。

現在、京都市は、京都市を中心として、京都府南部や滋賀県南西部に及び京都都市圏を形成するとともに、大阪市、神戸市と並ぶ近畿地方の大都市の一つとして、京阪神大都市圏を形成しています。

■ 京都市の位置



(2) 1200年を超える長い歴史を持つ歴史都市

京都市は平安建都以来、1200年を超える歴史を積み重ねてきた歴史都市です。

京都市の市内中心部は、平安京造営の際の碁盤目状の道路構成や豊臣秀吉による短冊街区の形成を基礎として、江戸期には、産業発展の基盤となる高瀬川の運河開削などが行われ、明治期には、琵琶湖疏水建設、水道整備、道路拡張、市電の建設などの大事業が実施されました。昭和初期からは、土地区画整理事業による計画的な市街地の拡張など、本格的な近代都市計画の推進がなされてきました。このように、近代に至るまで、時代に応じた都市整備がなされ、それが今日でも重要な都市の基盤を成しています。

また、永い年月の中で、市街地の周囲を取り囲む三方の山々（東山、北山、西山の総称、以下「三山」という。）や鴨川、桂川に代表される山紫水明と称される豊かな自然が育まれ、古くから自然環境と共生する生活が営まれています。

さらに、世界遺産を含む数多くの国宝や重要文化財、神社仏閣、歴史的景観を形成する建築物や庭園、優れた景観、土木遺産、食生活やきもの文化、年中行事などの暮らしに息づく文化、地域コミュニティ、伝統産業、知的財産などの歴史・文化資源が今も存在しています。

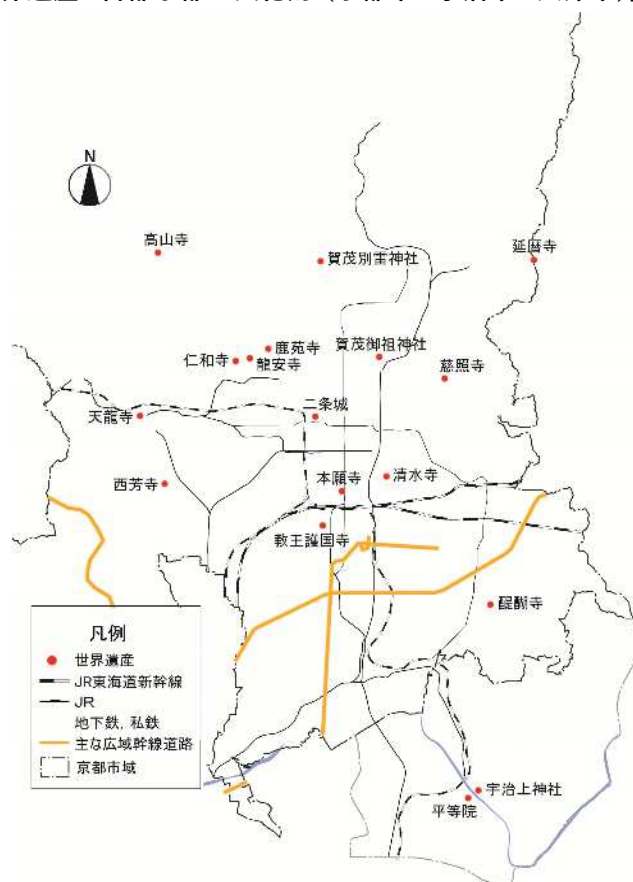
これら有形無形の蓄積が京都の特性となっており、市民の生活を支えるとともに、日本のみならず世界から訪れる多くの人々を魅了しています。

■ 平安京の町割



資料) 京都市

■ 世界遺産「古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）」



資料) 京都市

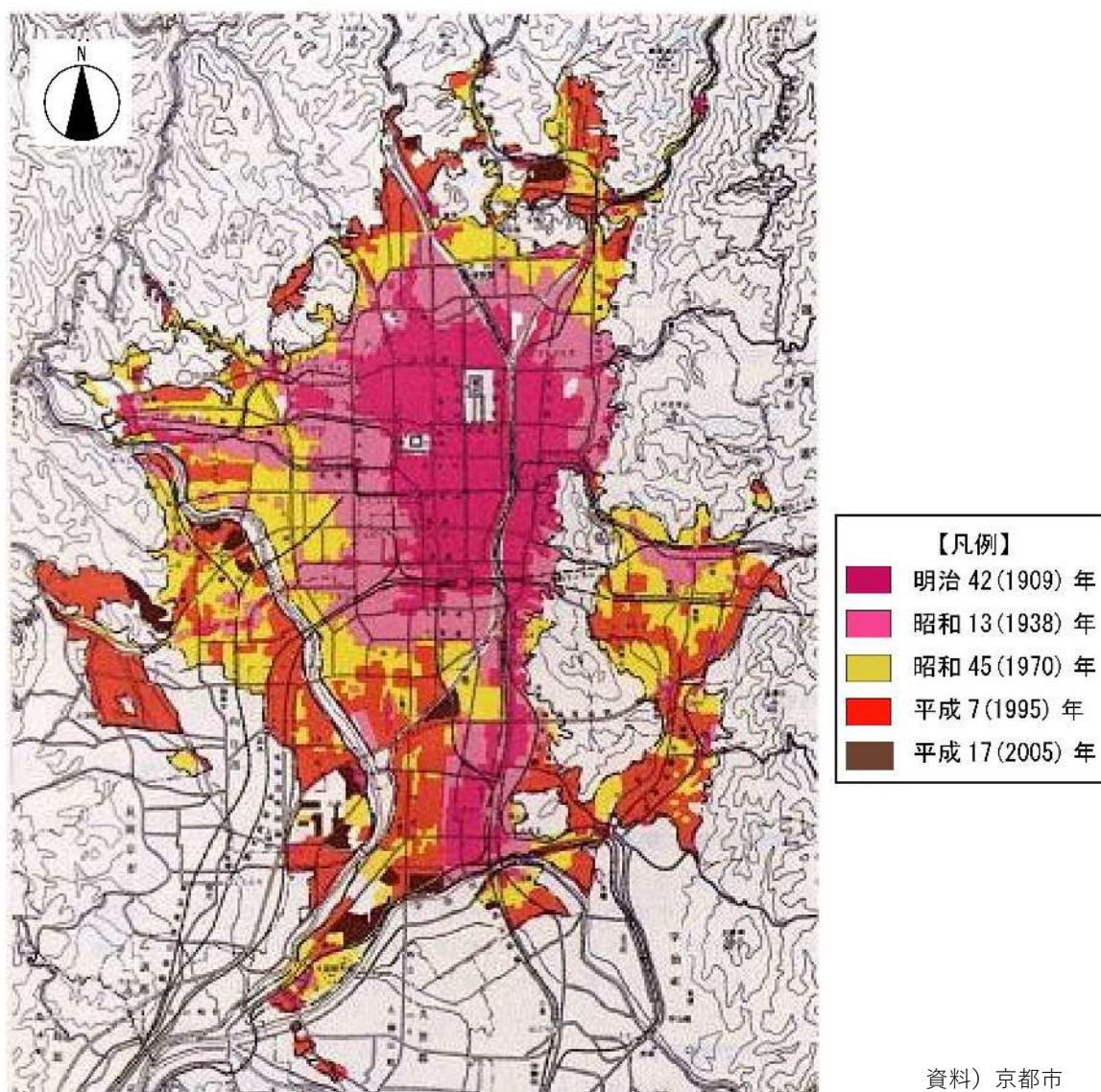
(3) 個性的な地域から構成されるまとまりのある市街地

京都市の市街地は、都心部や伏見の中心部など古くから市街地であったところを中心に拡大してきました。急激な人口増加のために、高度経済成長期にスプロール化したところもありますが、三方を山々に囲まれるという地理的条件や早くからの風致地区の指定などの取組により、市街地の拡大は限定されています。

京北地域をはじめとする山間部では、豊かな自然をいかした生活が古くから生まれ、「洛中」と「洛外」が歴史的・文化的・経済的に深いつながりを持ち、相互に発展してきました。

京都市には、三山などの豊かな自然をはじめ、長い歴史に培われた文化や地域コミュニティ、歴史的な町並み、産業などの京都特有の歴史・文化を背景として、ヒューマンスケールで個性的な地域が成り立っています。また、それらの地域が連たんし、ネットワークすることで、暮らしやすいまとまりのある市街地が、「保全・再生・創造」という大きな枠組みを基本として形成され、魅力・活力を生み出しています。

■ 市街地の変遷図



資料) 京都市

2 京都市の現状と動向

(1) 人口を取り巻く現状と動向

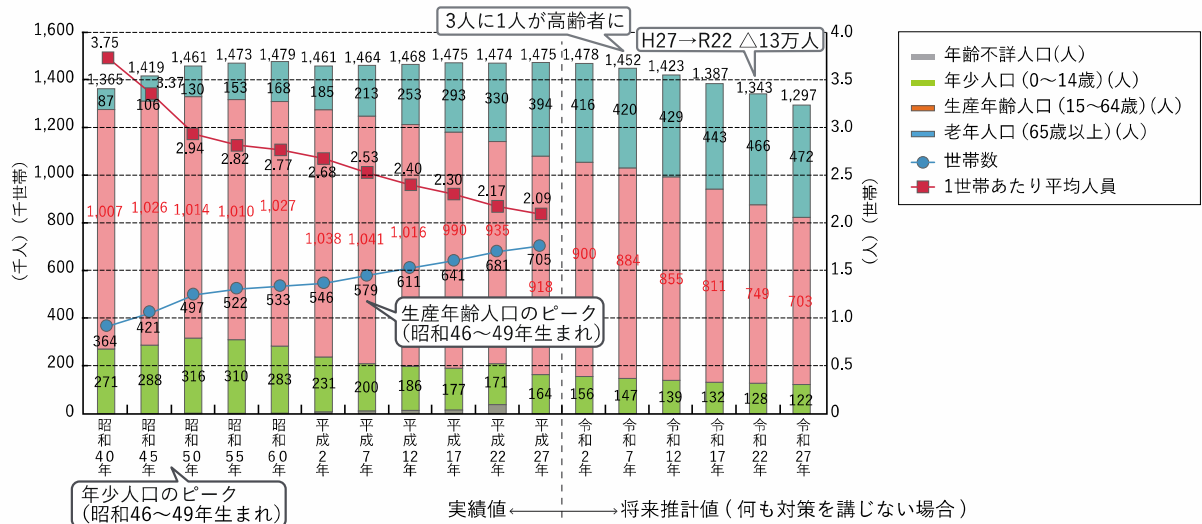
① 人口減少・少子高齢化

今後、人口が減少し、高齢化が進展すると推計されている

今後、人口減少が進むと、京都市全体の活力低下や、地域コミュニティの維持が困難になることなどが懸念されます。また、高齢化の進展に伴い、高齢世帯の急増、災害時における災害弱者の増加、公共交通や生活利便サービスの脆弱な地域における生活が困難になることなどが懸念されます。

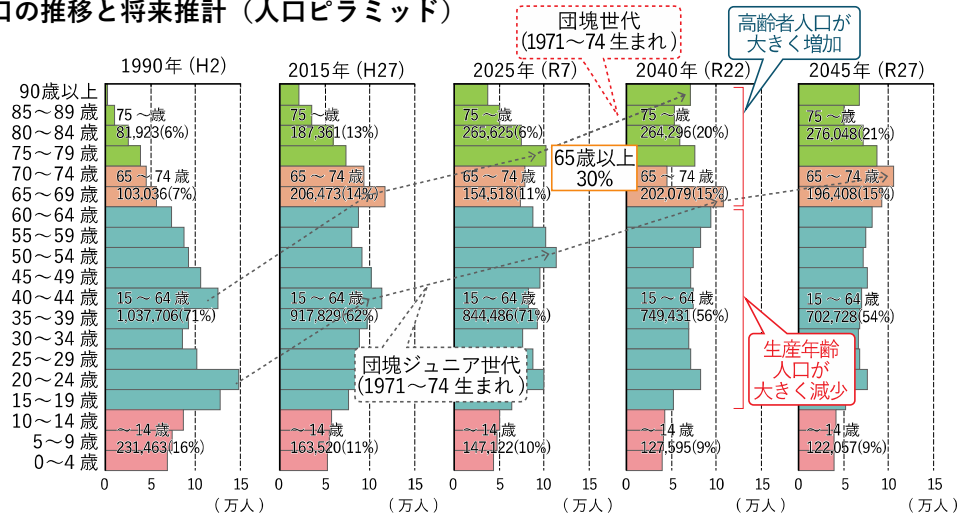
人口は、経済成長や労働力の確保など、都市の発展と活力の維持に多大な影響があり、都市計画の分野としても人口減少をできる限り食い止めることが必要です。

■ 人口の推移と将来推計



資料) 総務省「国勢調査 (平成 27 年まで)」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年 3 月推計) (令和 2 年以降)」

■ 人口の推移と将来推計 (人口ピラミッド)



資料) 総務省「国勢調査 (平成 2 年, 平成 27 年)」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年 3 月推計) (令和 7 年, 令和 22 年, 令和 27 年)」

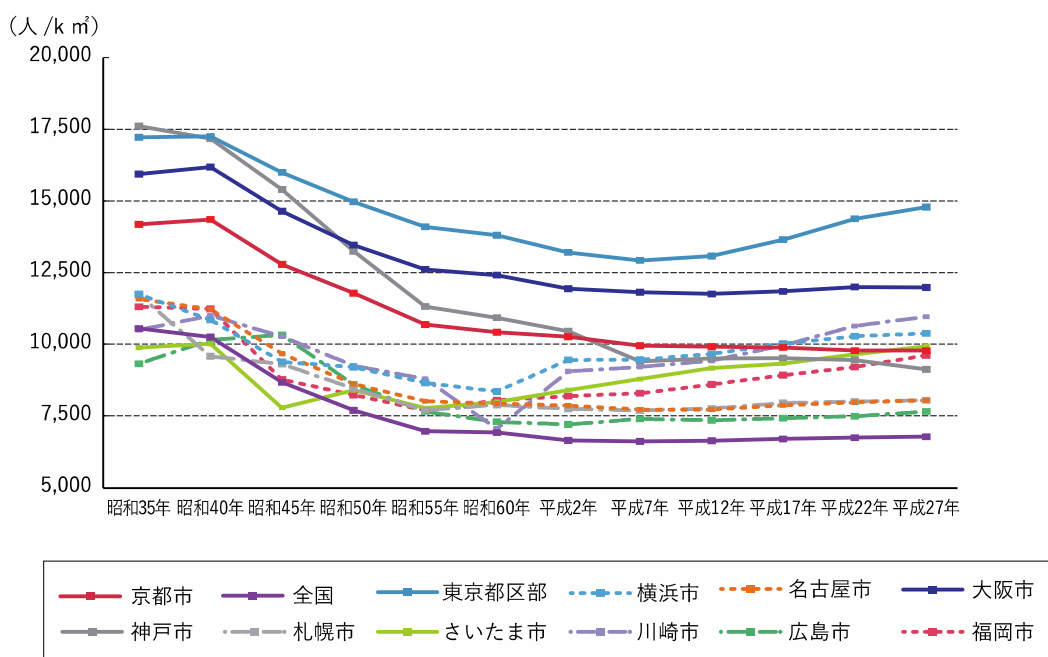
② 人口の動向と人の流れ

高密度でまとまりのある市街地と、東京・大阪に比べてゆとりある都市特性を有している

DID 人口密度が全国平均と比べて高い一方で、都心部における昼間の人口の規模や密度は、東京・大阪の中心区と比べて低い状況です。

都市活力の向上を図るため、昼間人口を増やすとともに、高密度でありながらゆとりのある市街地と、東京・大阪と比べてゆとりある都市特性をいかし、これからの暮らしと営みに対応したまちづくりを進める必要があります。

■ 人口100万人以上の都市におけるDID*人口密度の変化



※ DIDとは人口集中地区（Densely Inhabited District）の略で、国勢調査において設定される統計上の地区のこと。

原則として市区町村の区域内で、人口密度が1k㎡当たり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して、人口5,000人以上となる地区のこと。

資料) 総務省「国勢調査(各年)」

■ 京都・東京・大阪の人口密度が最も高い行政区(特別区)の比較

	面積(k㎡)	夜間人口(定住人口)		昼間人口	
		(人)	人口密度(人/k㎡)	(人)	人口密度(人/k㎡)
京都市 中京区	7.41	109,341	14,755.87	132,834	17,926.32
東京都 千代田区	11.66 (1.6)	58,406 (0.5)	5,009.09 (0.3)	528,216 (4.0)	45,301.54 (2.5)
大阪市 中央区	8.87 (1.2)	93,069 (0.9)	10,492.56 (0.7)	371,036 (2.8)	41,830.44 (2.3)

※ ()内の数値は、京都市を1.00とした場合の換算値

※ 特別区部の欄のGDP(名目)は、東京都全体のもの

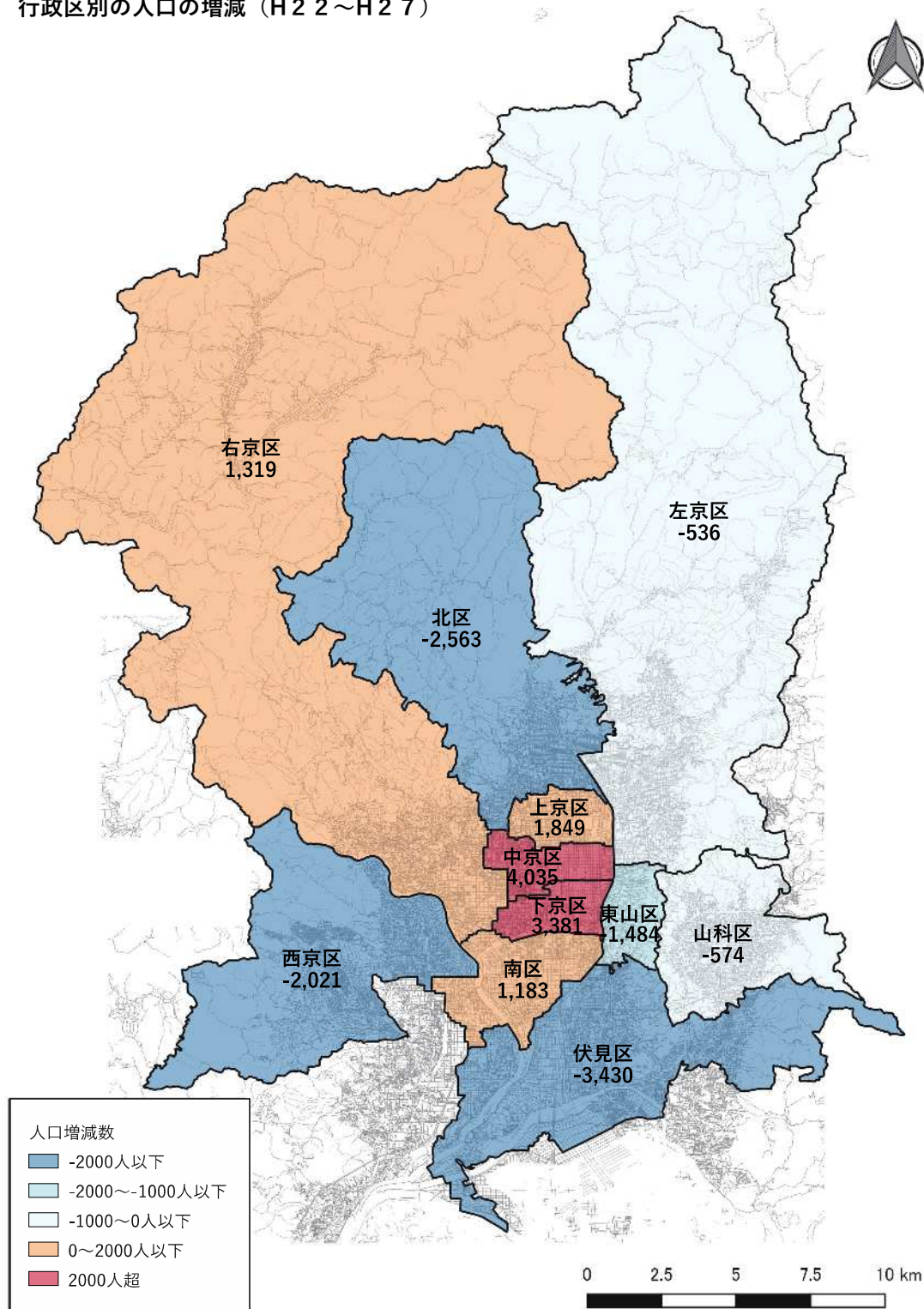
資料) 総務省「国勢調査(平成27年)」

人口が急激に増加，減少しているところがある

市内で局所的におこる急激な人口増減は，地域コミュニティの変容や，居住環境の悪化といった問題を引き起こすことが懸念されます。

誰もが快適に暮らし続けることができ，また，暮らししてみたくなる生活空間の形成が必要です。

■ 行政区別の人口の増減（H22～H27）



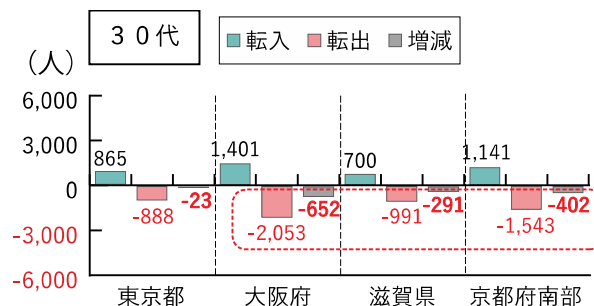
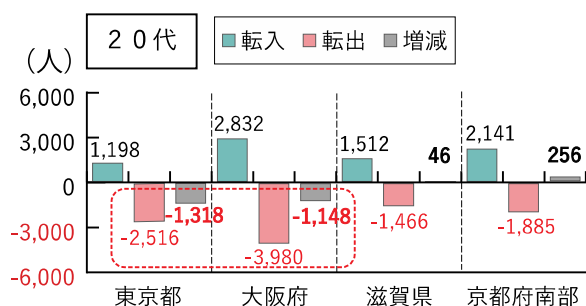
資料) 総務省「国勢調査（平成22年，平成27年）」

20代、30代が市外へ転出している

就職期の20代が東京都・大阪府に、結婚・子育て期の30代が近郊都市に転出超過になっており、都市の活力を生み出し、社会を支える中核となる若年・子育て層が市外へ転出しています。一方で、市政総合アンケートでは、約9割の市民の方が「これからも京都に住み続けたい」又は「どちらかと言えば住み続けたい」と答えています。

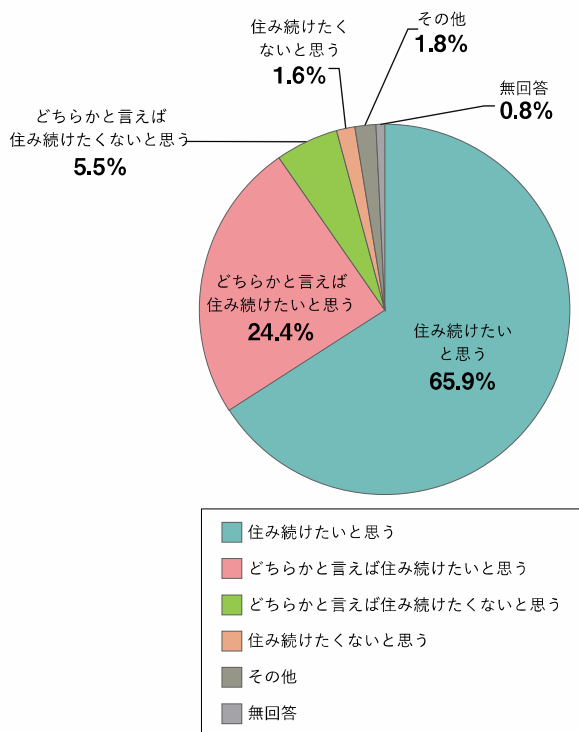
京都で学んだ学生が卒業後も京都に定住することができる雇用の創出や、子育てしやすいまちづくりの取組を進める必要があります。

20代、30代の社会動態



資料) 京都市「住民基本台帳 (令和2年)」 ※令和元年10月～令和2年9月末の年計

これからも京都に住み続けたいかどうか



1	住み続けたいと思う	65.9%
2	どちらかといえば住み続けたいと思う	24.4%
3	どちらかといえば住み続けたくないと思う	5.5%
4	住み続けたくないと思う	1.6%
5	その他	1.8%

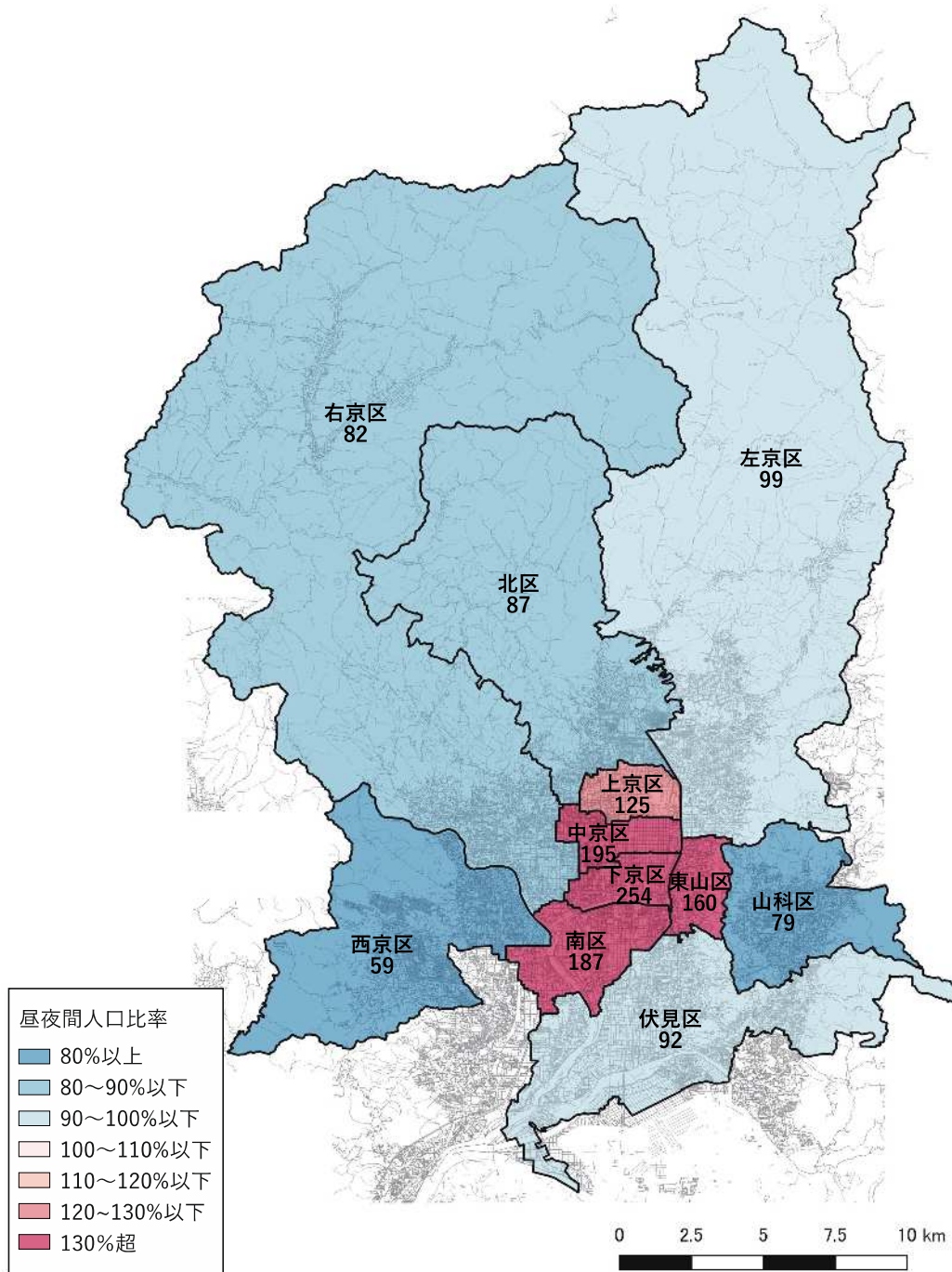
資料) 京都市「市政総合アンケート (平成30年度第1回)」

周辺部では住んでいる区内で働く人の割合が低い

京都市における就業者の昼夜間人口を見ると、都心部では流入超過ですが、周辺部においては流出超過です。

周辺部で働く場を創出し、市域全体で都市活力を生み出す必要があります。

■ 昼夜間人口比率*（就業者のみ）



※常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合

資料) 総務省「国勢調査(平成 27 年)」

③ 財政的制約

人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による非常に厳しい財政状況の下、都市全体での持続性の確保が必要である

京都市では、市民に占める納税義務者の割合や、市域の面積に占める宅地の割合が少ないなどの都市特性により、他都市と比較して市税収入が少なく、脆弱な税収構造が長く続いています。今後も人口減少社会にあって、財政運営がより一層厳しさを増す見通しであり、国の指導の下で厳しい財政再生に取り組まなければならない「財政再生団体」となる危機に直面しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえた中期の収支試算では、令和3（2022）年度以降、毎年500～600億円程度の財源不足が生じ、令和7（2025）年度までの5年間で合計2,800億円の財源不足が生じる非常に厳しい見込みとなっています。

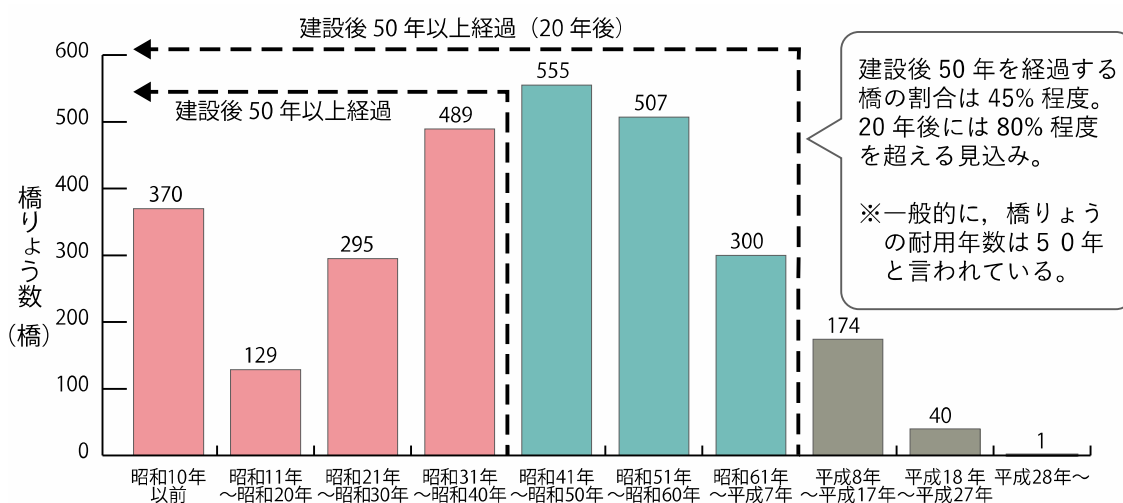
危機を乗り越え、未来を展望するため、歳出見直しと歳入の底上げによる財政構造改革を着実に進め、持続可能な行財政を確立しなければなりません。「暮らす」「働く」「子どもとはぐくみ、育てる」「訪れる」まちとして、活性化を図り、市民生活に豊かさをもたらすことで、担税力を高めることが重要です。若者や企業を定着させ、持続可能な都市の構築により、子ども・若者、子育て世代から、高齢者まで、支え手の厚みを増し、全ての世代が暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

財政的な制約から、新たな都市施設整備への投資が現在よりも困難になる

既存都市ストックについても、老朽化に伴う維持・更新費の増大によって、財政的な制約が大きくなることが想定されます。

将来の世代にいたずらに負担を先送りしないためにも、都市計画の分野としても、既存都市ストックの有効活用や長寿命化、公共交通ネットワークを最大限に活用した土地利用の誘導などの対応が必要です。

■ 建設年次別橋りょうの状況



※ 老朽化した橋りょうの補修などの工事にかかる費用例
 ○御園橋 ⇒約 21 億円 内容：旧橋の撤去，新規の架橋，修景工事
 ○賀茂大橋 ⇒約 14 億円 内容：耐震補強・補修工事

資料) 京都市

(2) 環境を取り巻く現状と動向

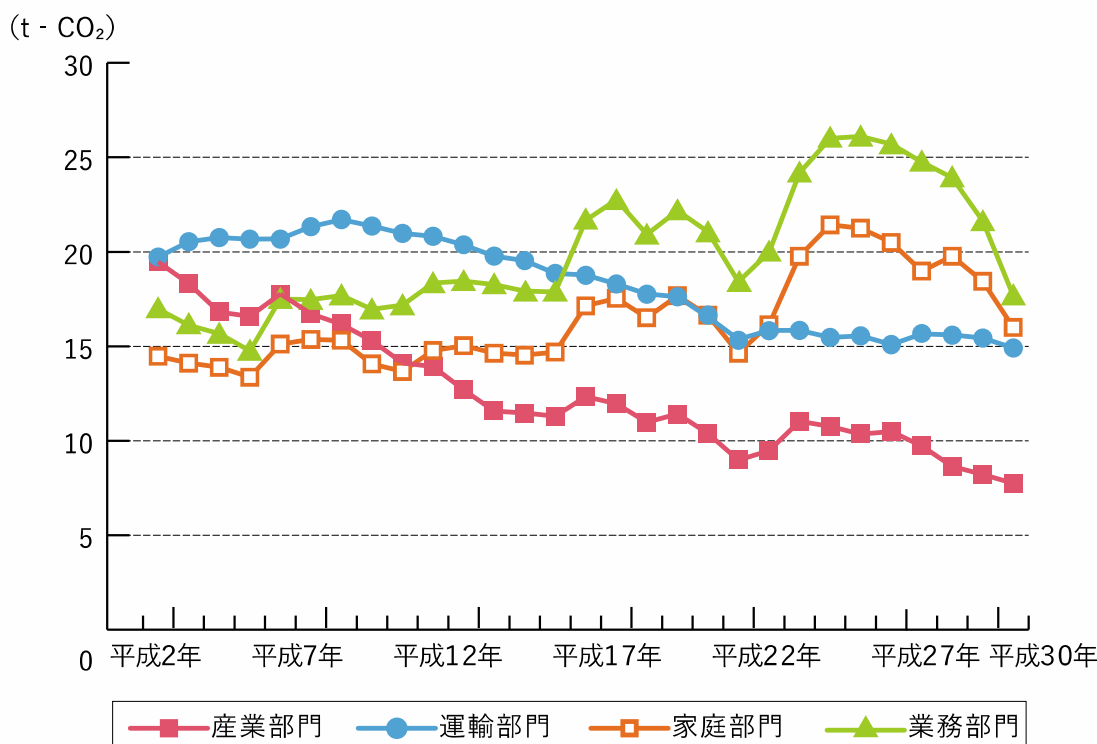
① 脱炭素型・循環型の都市づくり

2050年CO₂排出量正味ゼロを達成する脱炭素社会の形成が急務となっている

世界では地球温暖化が進み、「気候危機」ともいわれる状況に直面しています。京都市は、京都議定書誕生の地、「IPCC 京都ガイドライン」の採択の地として、気候危機に立ち向かい、豊かな地球環境を将来の世代に受け継ぐため、「2050年CO₂排出量正味ゼロ」などの目標達成を目指しています。

そのため、都市計画としても、人やものの移動などに伴うCO₂の排出量の抑制に向け、「いいものを長持ちさせる」という考え方（ストックマネジメント）に基づいた都市施設のライフサイクルコストの低減や省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの利用の飛躍的拡大、公共交通ネットワークを活用した自動車に過度に頼らない環境の形成、森林や緑地の保全など、脱炭素型の都市の形成に向けた取組を総合的に展開していく必要があります。

■ 京都における温室効果ガスの部門別排出量



資料) 京都市「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」

資源循環、ごみの再資源化・適正処理体制の確立やエネルギーの有効活用を図っている

京都市では、ものを大切にすするしまつの心など先人から受け継いだ伝統をいかし、食品ロスやプラスチックごみなどの発生抑制をはじめとした2R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用），分別・リサイクルの徹底，再生可能資源への代替などにより，ごみの出ない循環型のライフスタイル・ビジネスモデル・地域社会へ転換を目指しています。

本市のごみ量は，これまでの長年にわたる市民・事業者の継続的な御尽力の結果，平成12（2000）年度のピーク時82万トンからの「ごみ半減」を達成しました。これにより，ごみ焼却施設をピーク時の5工場から3工場体制に縮小するなど年間144億円ものコストを削減しています。

また，3つのクリーンセンターをはじめとするごみ処理施設などが稼働し，ごみの適正な処理や処分を図るとともに，ごみ発電や再資源化など，エネルギーや資源の有効活用を図っています。

引き続き，循環型の都市の実現に向けて，市民・事業者とともに，ごみの発生抑制や資源循環を推進することが必要です。

■ 南部クリーンセンター

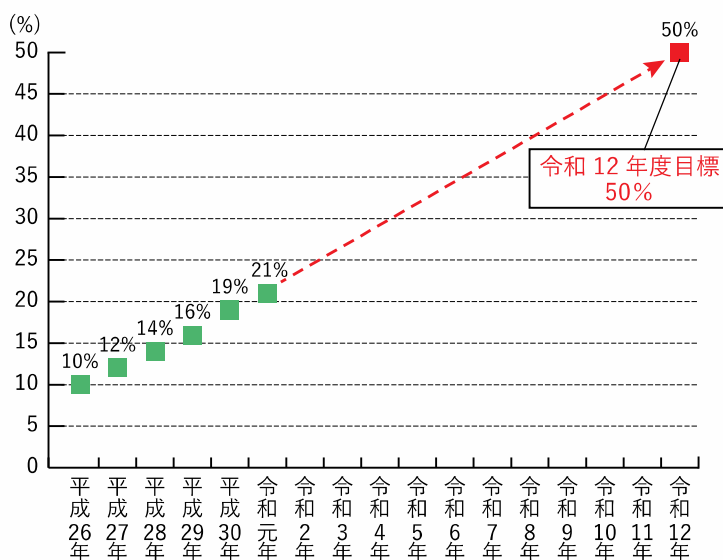


電気自動車などの次世代自動車の更なる普及促進を行っている

近年，ガソリン車の燃費向上とともに電気自動車，燃料電池自動車，プラグインハイブリッド自動車などの環境により配慮した次世代自動車の普及が進んでいます。

単なる移動手段としてだけでなく，家庭での太陽光発電の蓄電や災害時の電源などとしての利用など，電気自動車など等の次世代自動車を持つ多面的な機能の発信による普及促進，さらに電気自動車の充電設備の設置促進などの次世代自動車の利用環境の整備など，より一層の普及に向けて取り組むことが必要です。

■ 次世代自動車普及率（ストックベース）



資料) 京都市

② 自然環境

生物多様性を支える礎である豊かな自然と都市とが共生する特徴的な都市構造を有している

三山の森林や河川の水辺環境は、古くから山紫水明の京都の礎となるとともに、生物多様性を支える礎にもなっています。しかし、近年、例えば森林に目をやると、建築材などへの森林資源の利用減少や、林業の担い手不足に伴い、森林の荒廃が進んでおり、生物の生息・生育環境としての質の低下や、貯水機能の低下による土砂崩れの発生などが懸念されています。

今後とも、豊かな自然と都市とが共生する特徴的な都市構造を維持・保全していくことが必要です。

■ 北山の山ろく部



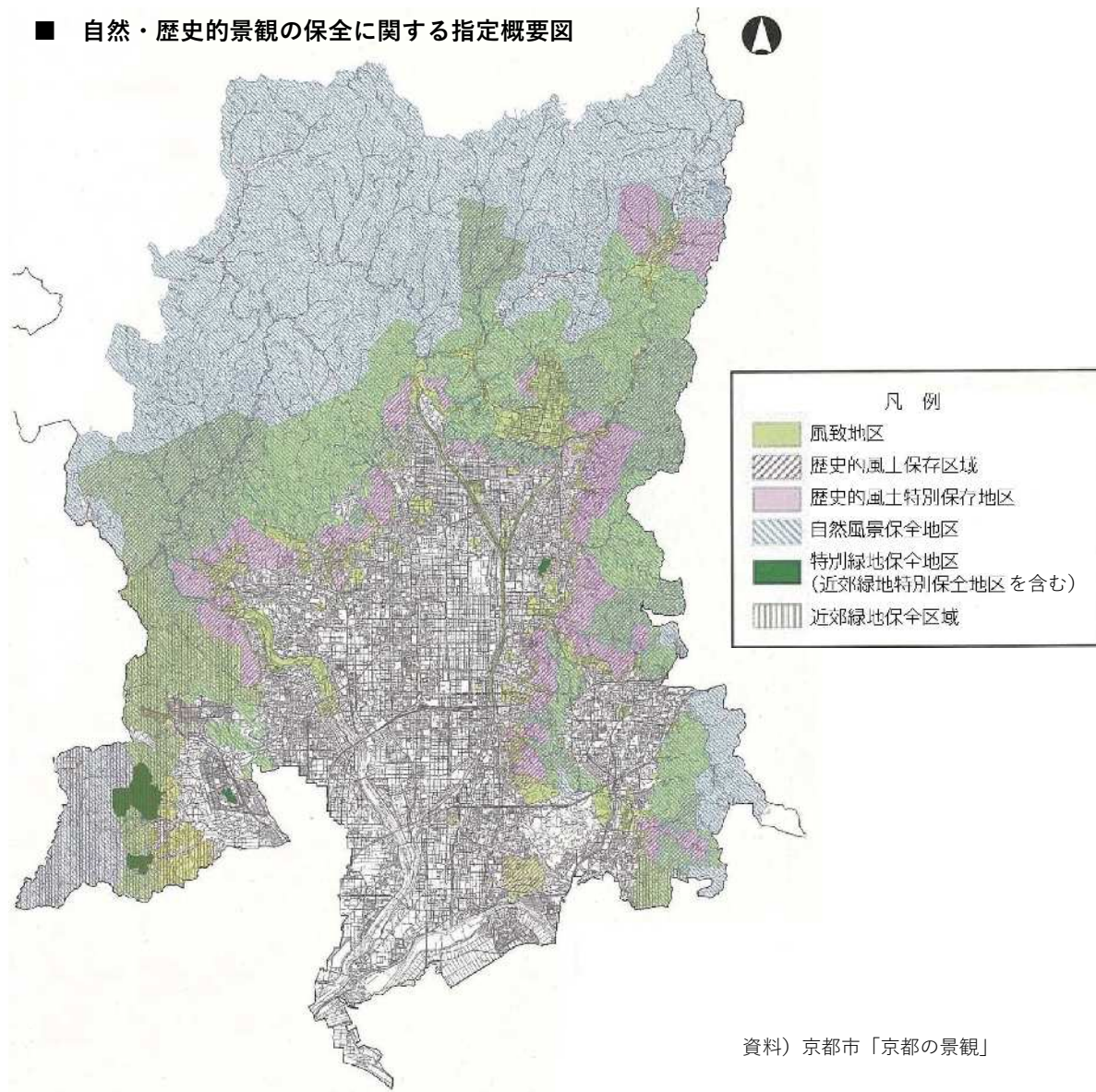
■ 東山の山ろく部



■ 西山の山ろく部



■ 自然・歴史的景観の保全に関する指定概要図



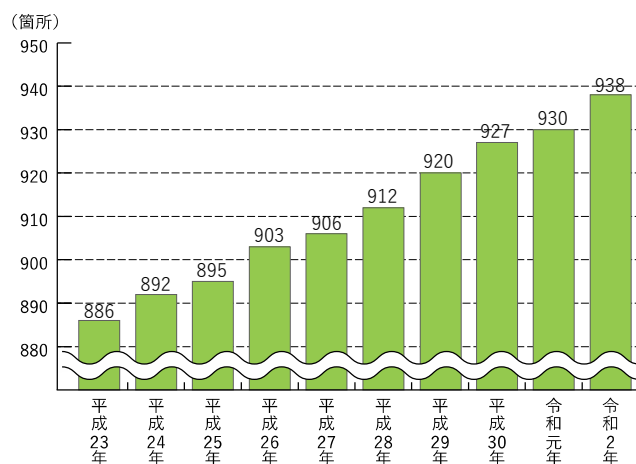
資料) 京都市「京都の景観」

グリーンインフラの導入など、市街地の緑化を図っている

京都市には、市街地周囲の三山をはじめ、市街地内での神社仏閣などにおいては多くの緑があり、また、900を超える公園が設置されています。

公園としての基本的な機能である、環境保全・レクリエーション・防災の3つを強化するため、今後は、既存の公園整備に加え、文化財などのオープンスペースを公園に位置付けるなど、京都の特性に応じた方策や、街路樹や雨庭をはじめとしたグリーンインフラの導入など、市街地の緑化を推進していくことが重要です。

■ 市営の都市公園数

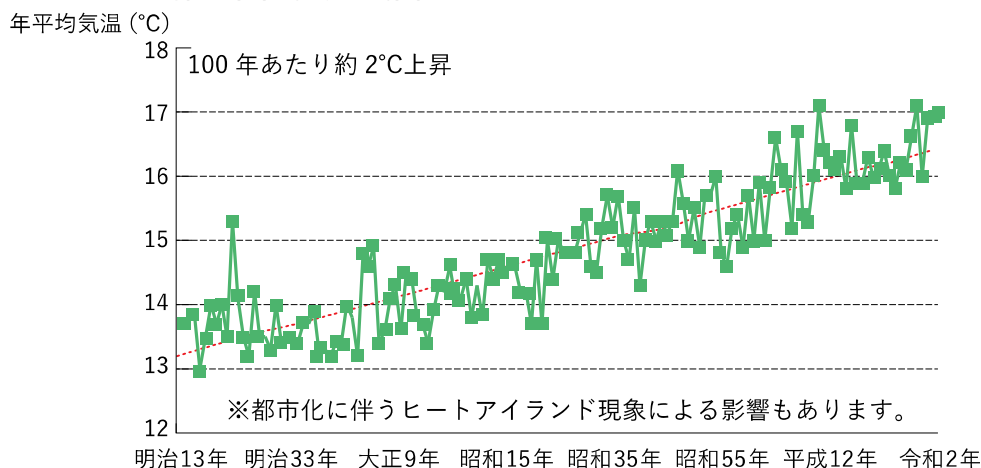


気候変動の影響が深刻化している

近年、人間の活動に伴う大気中の温室効果ガス濃度の上昇や、緑地の減少や道路舗装、建築物への蓄熱によるヒートアイランド現象により、気温が上昇し、猛暑や豪雨、台風の大型化など、気候変動の被害が京都市においても顕在化・深刻化しています。

こうした中、温室効果ガス排出量を減らす「緩和策」を着実に進めるとともに、生物多様性の保全やグリーンインフラの導入など、気候変動の影響や被害を回避又は軽減する「適応策」を車の両輪として進めることで、安心・安全で持続可能な社会を構築する必要があります。

■ 京都の年平均気温の推移



資料) 京都市「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」

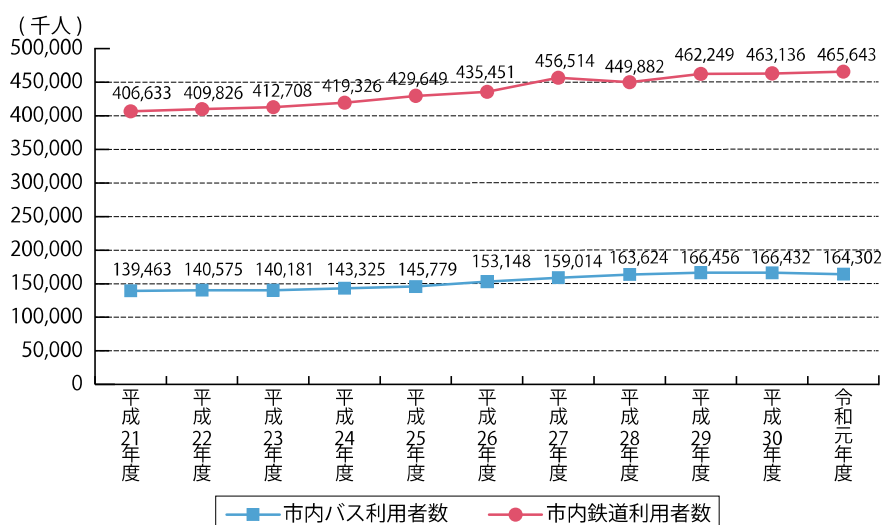
③ 人と公共交通優先のまちづくり

1日当たりの鉄道・バスの旅客数が増加傾向にある

公共交通は、市民生活と経済・文化活動を支えるインフラであり、大切な市民の足です。新型コロナウイルス感染症の流行が起きた令和2（2020）年以降、利用者数が一時的に減少していますが、経年的には全庁を挙げた市バス・地下鉄の増客の取組や民間を含めた交通事業者の連携による利便性などのサービス向上の取組などによって、増加傾向で推移してきました。

今後とも環境負荷の少ない都市を目指すために、自動車から公共交通への利用転換など、公共交通の利用拡大に向けた取組を一層展開することが必要です。

■ 鉄道・バスの利用状況



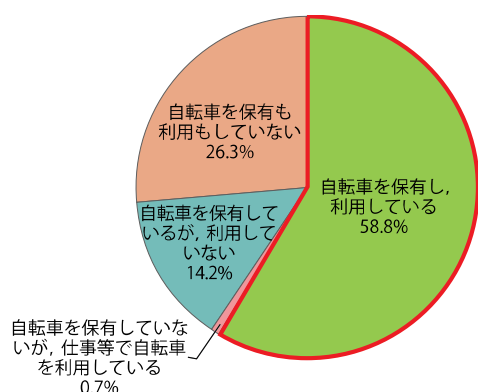
※ 利用者数については、各鉄道駅の合計乗車数から算出している。

資料) 京都市

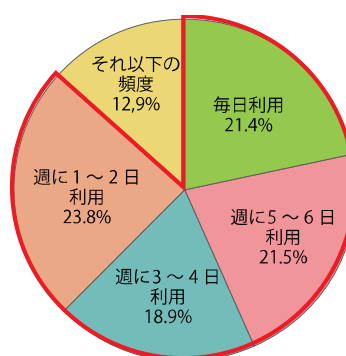
自転車が多くの方に日常的に利用されている

生活に身近な施設が比較的コンパクトにまとまっており、坂が少なくなだらかな地形である京都のまちでは、利便性・機動性に優れた暮らしに欠かすことのできない移動手段として多くの方が日常的に自転車を利用しています。また、近年の環境意識や健康志向の向上に加え、ウィズコロナ・ポストコロナ社会における新しい生活スタイルの実践につながる乗り物として、自転車への関心がますます高まっています。

■ 自転車の利用割合



■ 自転車の利用頻度



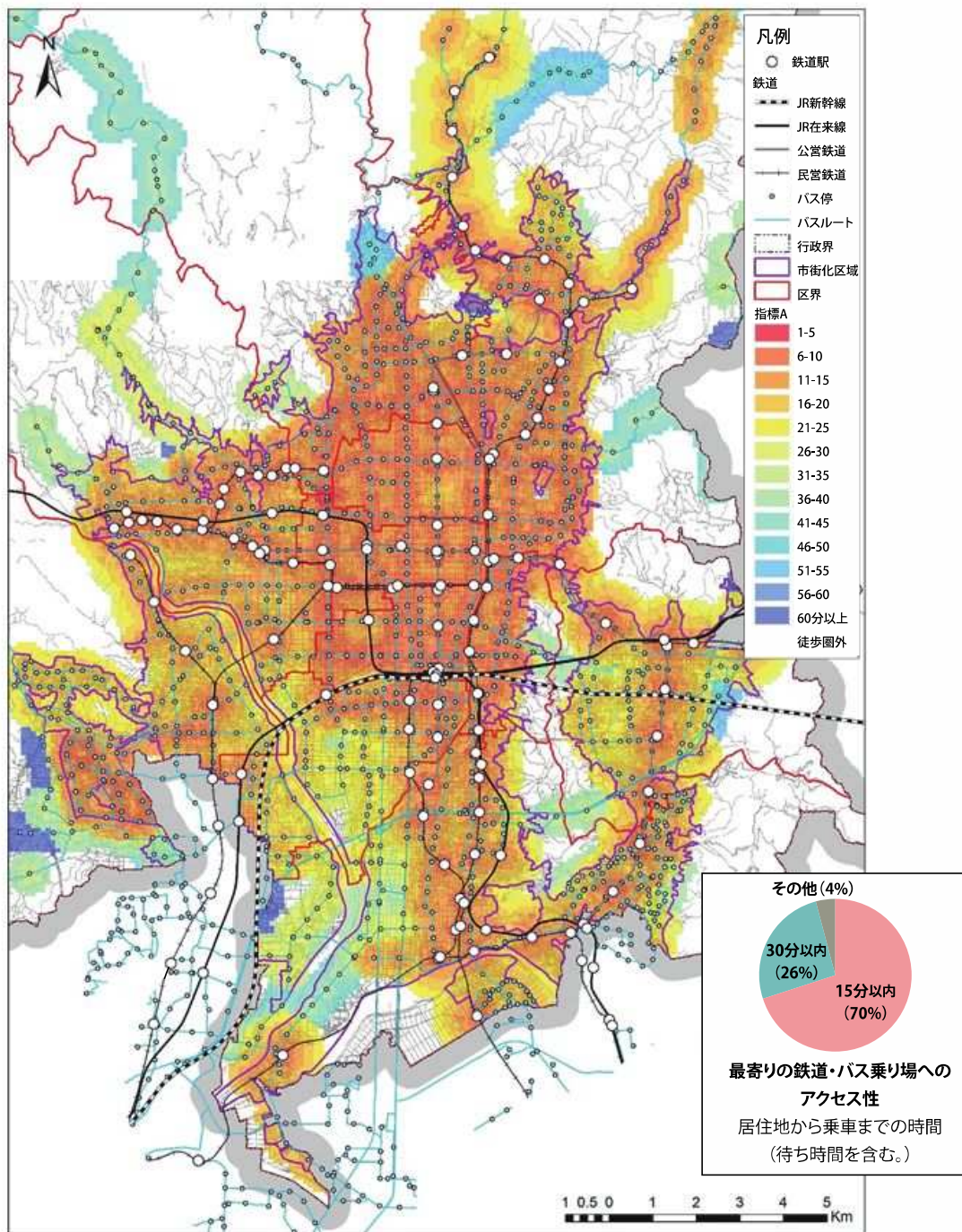
資料) 市民アンケート（令和2年9月）

京都市は全体的に公共交通が発達している

居住地から最寄りの鉄道駅・バス停へ到達し、待ち時間も含めて乗車するまでに要する時間は、居住人口の約70%が15分以内、96%が30分以内となっています。

一方で、公共交通などの利用が難しい地域も存在するため、地域ごとの状況に応じた持続可能な公共交通などを確保し、京都市全域の都市活力の向上につながっていくことが必要です。

■ 最寄りの鉄道駅・バス停へのアクセス性



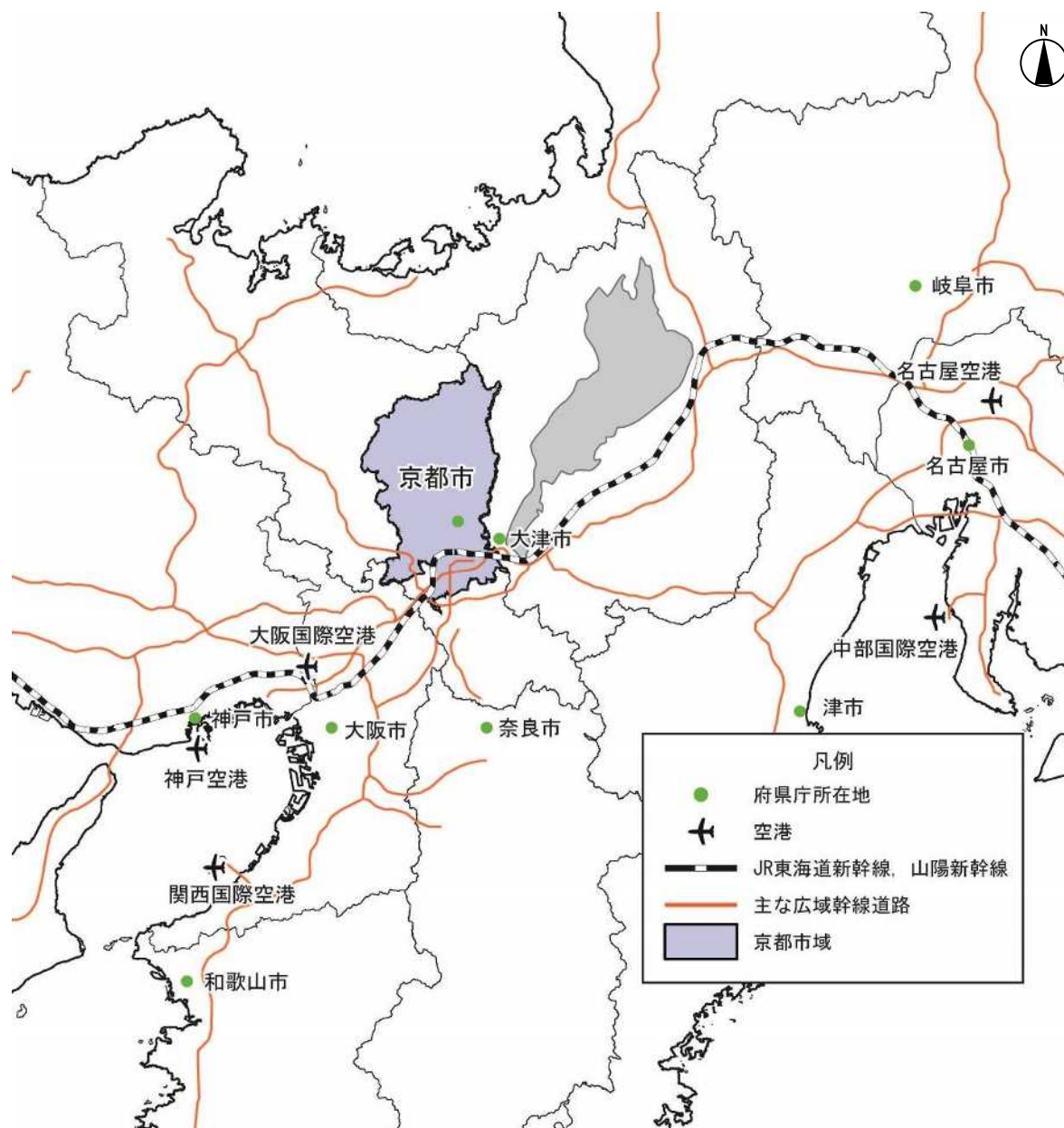
資料) 国土交通省「アクセシビリティ指標活用の手引き(案)」を基に本市作成

京都市と他都市間は、陸路でネットワークされている

京都市は、海路や空路がなく、他都市間とのネットワークは陸路に限られています。そのため、ものづくりや物流、交流を支える幹線道路網や鉄道網の連携強化などが必要です。

また、防災やMICE振興などの視点を踏まえ、陸路だけでなく、ヘリコプターなどの多様な手段による、京都へのアクセス向上についても検討が必要です。

■ 京都市周辺における新幹線や主な広域幹線道路の状況



(3) 「経済」を取り巻く現状と動向

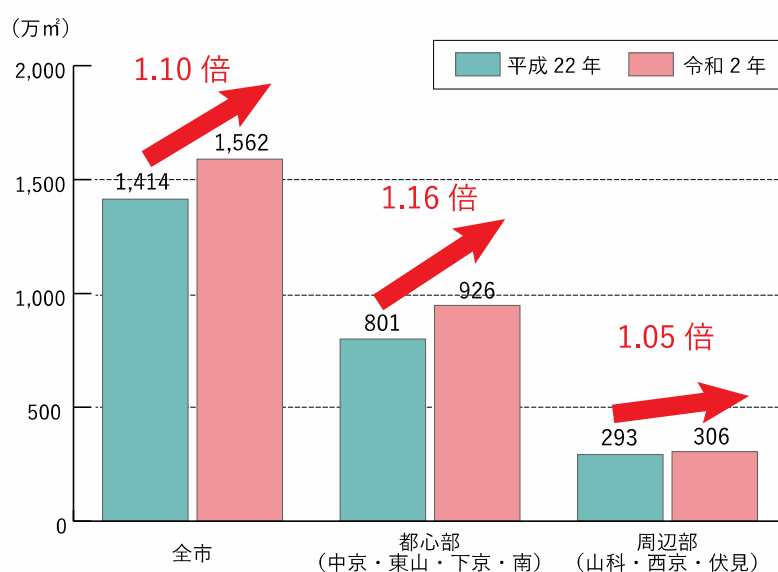
① 商業・業務

都心部に比べて、周辺部の商業・業務機能の床面積の増加率が緩やかである

商業・業務機能の床面積は、近年の宿泊施設の急増もあり全市で増加傾向ですが、都心部に比べて、周辺部における商業・業務機能の床面積の増加率は緩やかです。

力強い経済と都市活力の創出には、都心部だけでなく、周辺部においても地域の拠点を中心に商業・業務機能の充実が必要です。

■ 商業・業務機能の床面積増加率



※各項目は、単位以下で四捨五入をしている。

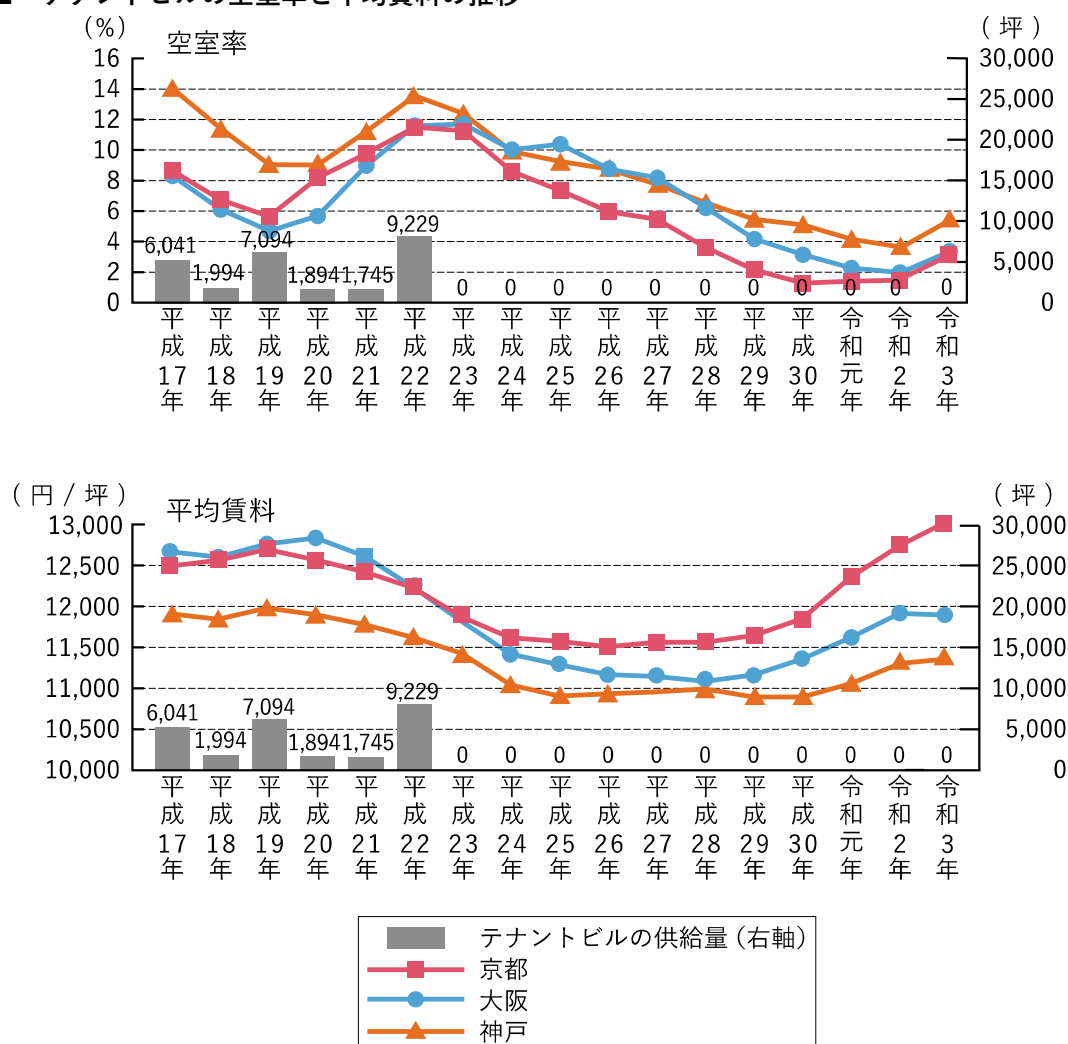
資料) 京都市「土地利用現況調査資料(平成22年、令和2年)」

市民の働く場となるオフィス空間が確保しにくい状況が続いている

テナントビル空室率は、大阪・神戸に比べて低く、平均賃料は高くなっており、市内での産業活動や市民の働く場であるオフィス空間の確保がしにくい状況となっています。

一定まとまった産業用地・空間の確保、京町家をはじめとした歴史的ストックのオフィス活用やサテライトオフィスの誘導など働く場の確保が必要です。

■ テナントビルの空室率と平均賃料の推移



※棒グラフ（右軸）は、京都市内における延床面積 1,000 坪以上のテナントビルの供給量の推移（自社ビル、自社貸し、一棟貸しなどは含まない。）
 ※各年 1～12 月の平均値を算出、令和 3 年については 1～3 月の平均値

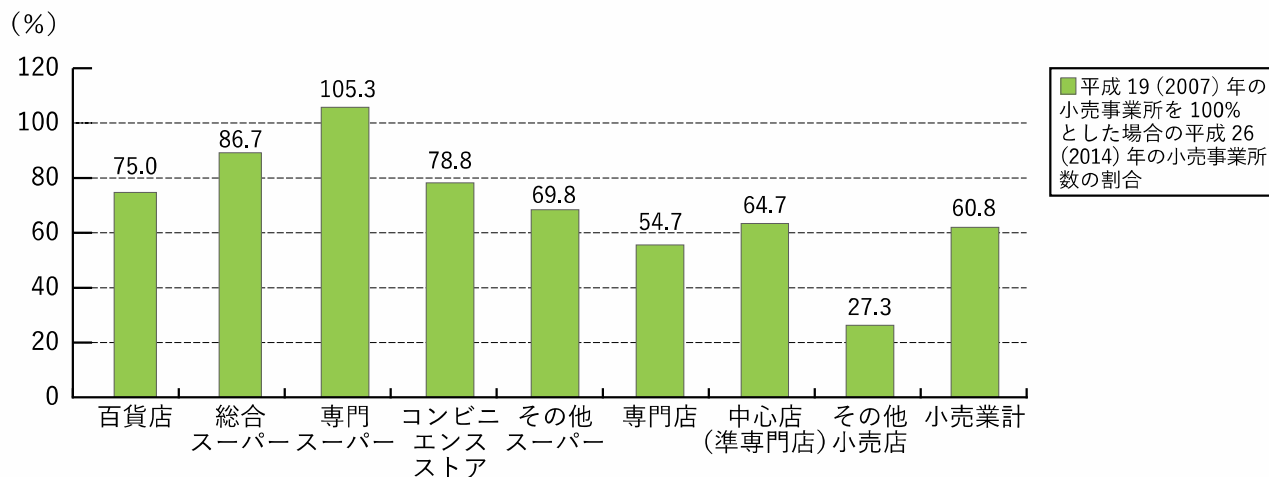
資料) 三鬼商事「オフィスレポートバックナンバー（各年）」

小売業事業所数が減少している

スーパーや専門店などをはじめとする小売業事業所数は、後継者の不足や宅配・インターネット通販の拡大など商業形態の変化もあり減少しています。

今後も引き続き、身近な地域において安心・快適に生活できる居住環境の維持が必要です。

■ 業態別小売業事業所数の推移



	百貨店	総合スーパー	専門スーパー	コンビニエンスストア	その他スーパー	専門店	中心店(準専門店)	その他小売店	小売業計
平成 19 (2007) 年	4	15	281	546	996	11,677	3,304	11	16,834
平成 26 (2014) 年	3	13	296	430	695	6,387	2,139	3	10,243

※各業態については、以下のとおり。

百貨店	売場面積 6,000㎡以上、セルフサービス方式が売場面積の 50%未満
総合スーパー	売場面積 6,000㎡以上、セルフサービス方式が売場面積の 50%以上
専門スーパー	売場面積 250㎡以上、セルフサービス方式が売場面積の 50%以上、衣食住のいずれかが 70%以上
コンビニエンスストア	売場面積 30~250㎡、食料品を扱っていること
専門店	取扱商品が、衣食住のいずれかが 90%以上
中心店(準専門店)	取扱商品が、衣食住のいずれかが 50%以上

※その他スーパーについては、広義ドラッグストアを含む。

資料) 経済産業省「商業統計調査(平成19年,平成26年)」

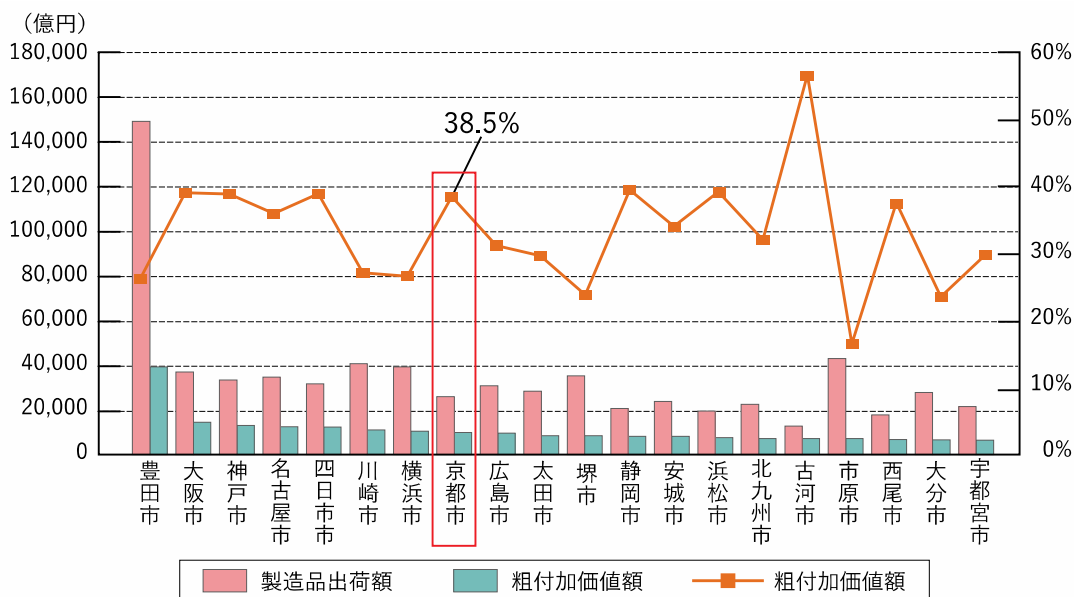
② ものづくり産業

伝統産業から先端技術産業，中小企業・地域企業から世界的な大企業が集積している

京都市は，伝統産業から先端技術産業まで，また，中小企業から世界的な大企業まで，多様な産業・業務機能などが集積している全国有数のものづくり都市です。しかし，製造業の事業所数減少に伴い，従業者数も減少してきており，雇用の場が縮小することで，都市の活力が低下する懸念があります。

都市の活力を維持するために，これら既存の産業流出の防止や，新たな企業誘致などが必要です。

■ 付加価値額上位20市の付加価値額（粗付加価値額）・出荷額・付加価値率



※ 付加価値額（粗付加価値額）：事業所の生産活動において，新たに付け加えられた価値のこと。工業統計調査における付加価値額の算式は，以下のとおり

<<従業者30人以上の事業所>>付加価値額＝生産額－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

<<従業者29人以下の事業所>>粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

資料）経済産業省「工業統計調査（令和元（2019）年）」を基に本市作成

■ 京都市の伝統産業一覧（令和2年4月現在 74品目）

西陣織	京石工芸品	工芸菓子	京足袋	花かんざし
京鹿の子紋	京人形	竹工芸	京つげぐし	帆布製カバン
京友禅	京表具	造園	京葛籠	伏見人形
京小紋	京陶人形	清酒	京丸うちわ	邦楽器絃
京くみひも	京都の金属工芸品	薫香	京弓	矢
京繻	京象嵌	伝統建築	京和傘	結納飾・水引工芸
京黒紋付染	京刃物	額看板	截金	和蝋燭
京房ひも・撚ひも	京の神祇装束調度品	菓子木型	嵯峨面	珠数
京仏壇	京銘竹	かつら	尺八	京菓子
京仏具	京の色紙短冊和本帖	京金網	三味線	京漬物
京漆器	北山丸太	唐紙	調べ緒	京料理
京指物	京版画	かるた	茶筒	京こま
京焼・清水焼	京袋物	きせる	提燈	京たたみ
京扇子	京すだれ	京瓦	念珠玉	京七宝
京うちわ	京印章<印刻>	京真田紐	能面	

産業や働き方の新しい形態が広がっている

令和2（2020）年7月，国が計画する「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」において，京都市を含む京阪神地域の自治体で構成する「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」が，「グローバル拠点都市」に選定されました。これを機に，新しいビジネスモデルで急成長を目指す「スタートアップ」を生み出し，育成，支援する取組を産学公が連携し，進めています。また，今後さらなる市場の成長がみこまれるマンガ，アニメ，ゲーム，映画，映像などに関する「コンテンツ産業」や，オープンなワークスペースを共有し，各自が自分の仕事をしながらも，自由にコミュニケーションを図ることで情報や知見を共有する「コワーキングスペース」などの働く場の新たな形も広がっています。

新たな都市の活力を創出するために，これらの新しい産業や働き方の形態を積極的に受け入れることが必要です。

③ 農林業

農地と森林が市域面積の約8割を占めている

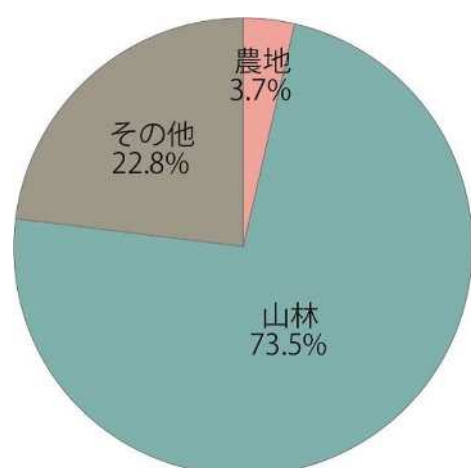
市域面積の約8割が農地と森林であり，農林業は市民に食料や木材を供給するとともに，食文化，文化財，伝統芸能や伝統産業など，京都の人々の暮らしや文化を支える産業として発展してきました。

CO₂吸収源としての機能をはじめ，生物多様性の保全や美しい景観の形成などの多面的な機能を有する農地や森林が今後も適切に保全されるよう，産業としての魅力を高めて担い手を確保し，持続可能な農林業の形成が必要です。

■ 北山杉



■ 市域面積に占める農地面積，森林面積（国有林含む）の割合



令和2年版京都市統計書の
「市域 面積の変遷」（平成26年10月）
「経営耕地面積」（平成30年11月1日）
「国有民有別山林面積」（平成30年度末）
より作成

資料）京都市「京都市統計書（令和2年度）」を基に本市作成

④ 観光

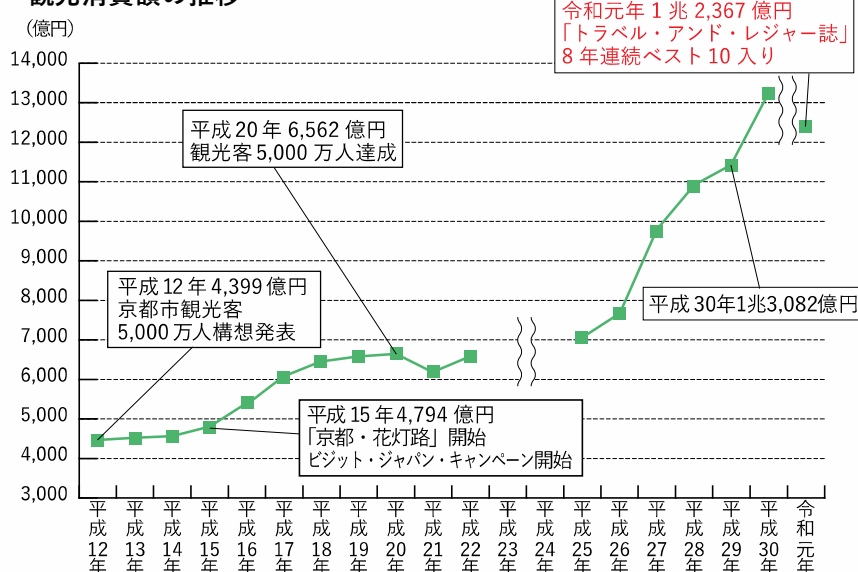
5,000万人を超える観光客が訪れ、観光消費額は1兆円を超えている

新型コロナウイルス感染症拡大以前の京都市には、5,000万人を超える観光客が訪れていました。

また、令和元（2019）年の観光消費額は1兆2,367億円で、京都市民の年間消費支出額として考えると、約55%（約81万人）に相当します。

引き続き、観光による経済効果をより幅広い産業、幅広い地域に波及させ、地域経済への貢献の最大化を図ることが必要です。また、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルスの影響を受けている京都観光の回復に向けた取組も必要です。

■ 観光消費額の推移



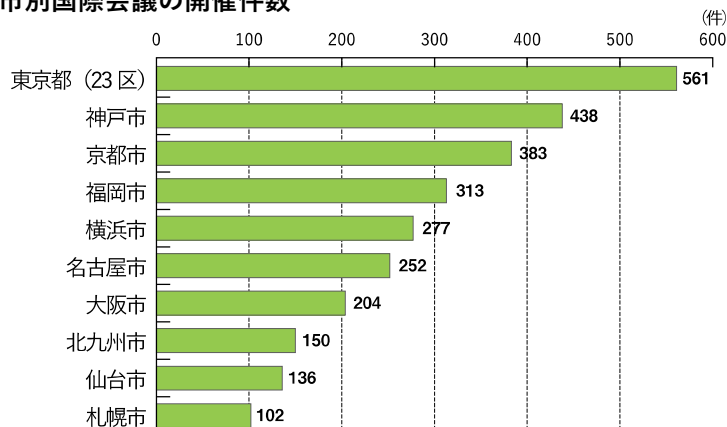
※平成23年及び平成24年は調査手法の変更により観光客を推計していないことから、観光消費額の総額を推計できない
※調査手法の変更により、令和元年の数値は平成30年までの数値と時系列による単純比較はできない

資料) 京都市「京都観光総合調査 (令和元年)」

多くの国際コンベンションなどが開催されている

京都市は、国際的に重要なコンベンションなどが多く開催されています。今後とも、国際コンベンションの誘致のみでなく国内案件も含めたMICE振興を積極的に進めていくことが必要です。

■ 都市別国際会議の開催件数



資料) 日本政府観光局「令和元（2019）年国際会議統計」

⑤ 大学

多数の大学などが立地している大学のまちである

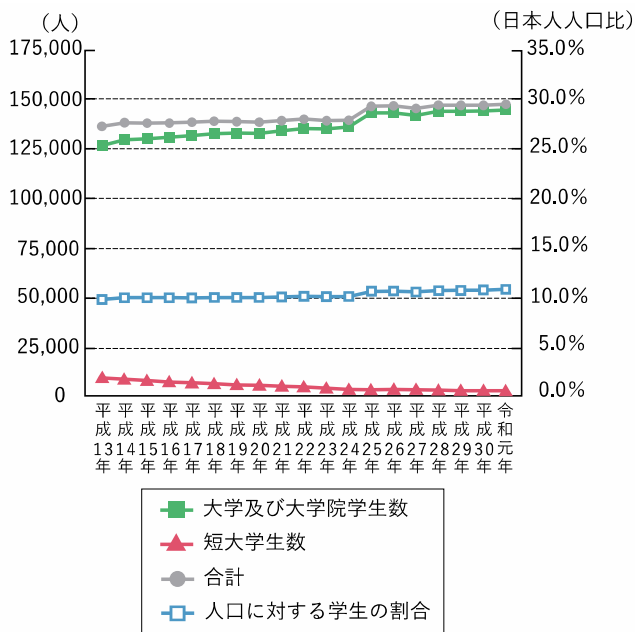
京都市は、国公立を合わせて38もの大学・短期大学（令和3（2021）年4月現在で、本部が市内所在地のもの）が立地しており、約14.8万人（令和2（2020）年時点）の学生を擁する「大学のまち」です。

知的機能の集積に伴い、産学公の連携による新たな産業創出や、国際会議の開催などが新たな産業創出や、MICE振興につながるなど、京都の活力やにぎわいの元となっています。今後とも、このような「大学のまち・京都」の特性を維持していくことが必要です。

■ 京都市内の大学位置図（令和3年4月現在）

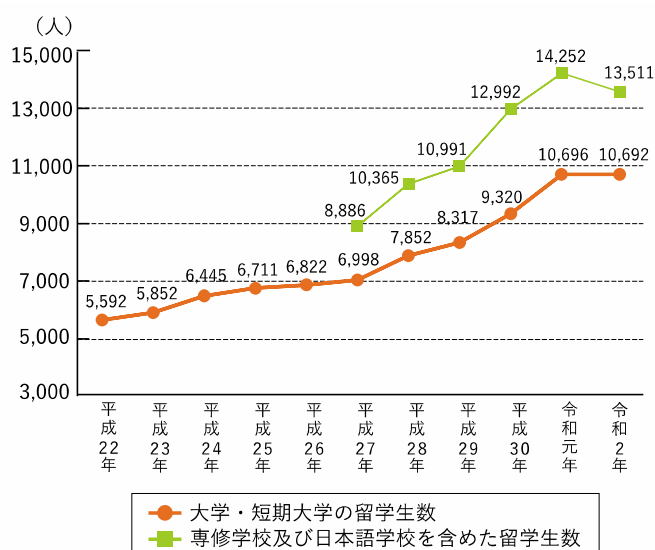


■ 学生数の推移



資料) 文部科学省「学校基本調査(令和元年度)」

■ 留学生数の推移

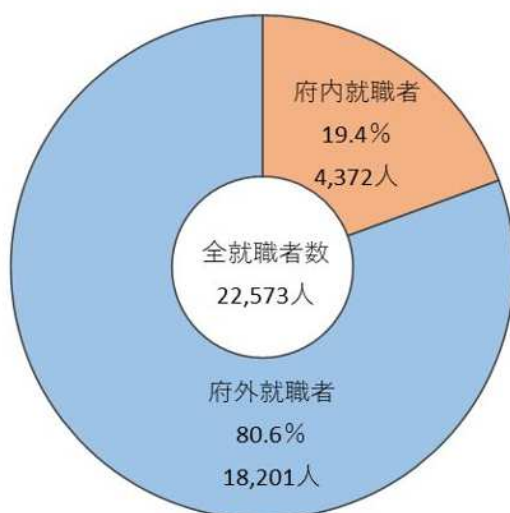


資料) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査(令和2年度)」

大学の卒業後、多くの学生が転出している

多くの学生は、大学卒業後、市外に転出していきます。「大学のまち・京都」の特性をいかした活力のある都市づくりを進めるうえでは、京都で学んだ学生が、卒業後も京都に定住することができるよう、雇用の創出を図るなどの取組を進める必要があります。

■ 平成29年度(平成30年3月卒)の府内大学生の府内就職割合



資料) 京都府「就職支援協定の運用に係る意向調査(令和元年度)」

(4)「生活」を取り巻く現状と動向

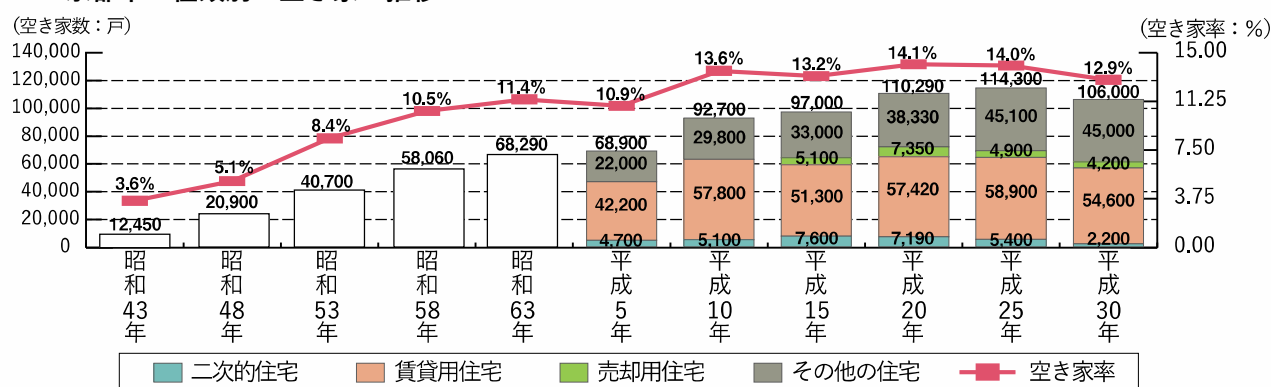
① 都市環境

10万戸以上の空き家が存在している

京都市の空き家率は約13%となっており、空き家の増加は、防犯の面だけでなく、町並みや地域コミュニティの維持の面から、地域の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。また、その一部が危険家屋となるなど、防災の面からも問題があります。

環境への負荷が少ない社会を構築するためには、既存ストックを重視した取組を展開するとともに、市街地内の空き家や駐車場などの低未利用地を有効に活用することが必要です。

■ 京都市の種類別の空き家の推移



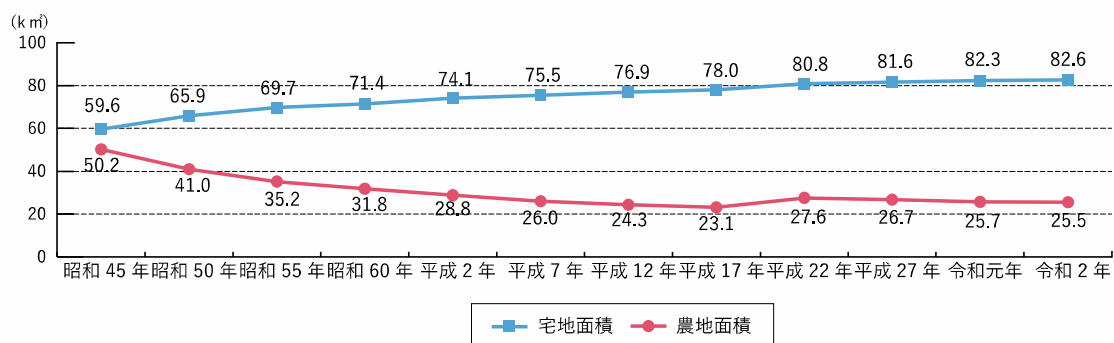
資料) 総務省「住宅・土地統計調査(平成30年)」

工場や農地などの宅地への転用が続いている

広域的な基盤の整備が進まない中で工場や農地などの宅地化が進むと、居住環境や都市景観の悪化、安全性の低下など、将来的に不良ストックとなることが危惧されます。

そのため、ものづくり産業の操業環境と居住や農業環境の調和を図るとともに、地域で共有された将来像の実現に向けた取組が必要です。

■ 地目別宅地面積及び農地面積の推移



※旧京北町(平成17(2005)年4月合併)のデータについては、平成21年のデータより反映

資料) 京都市「京都市統計書(各年版)」

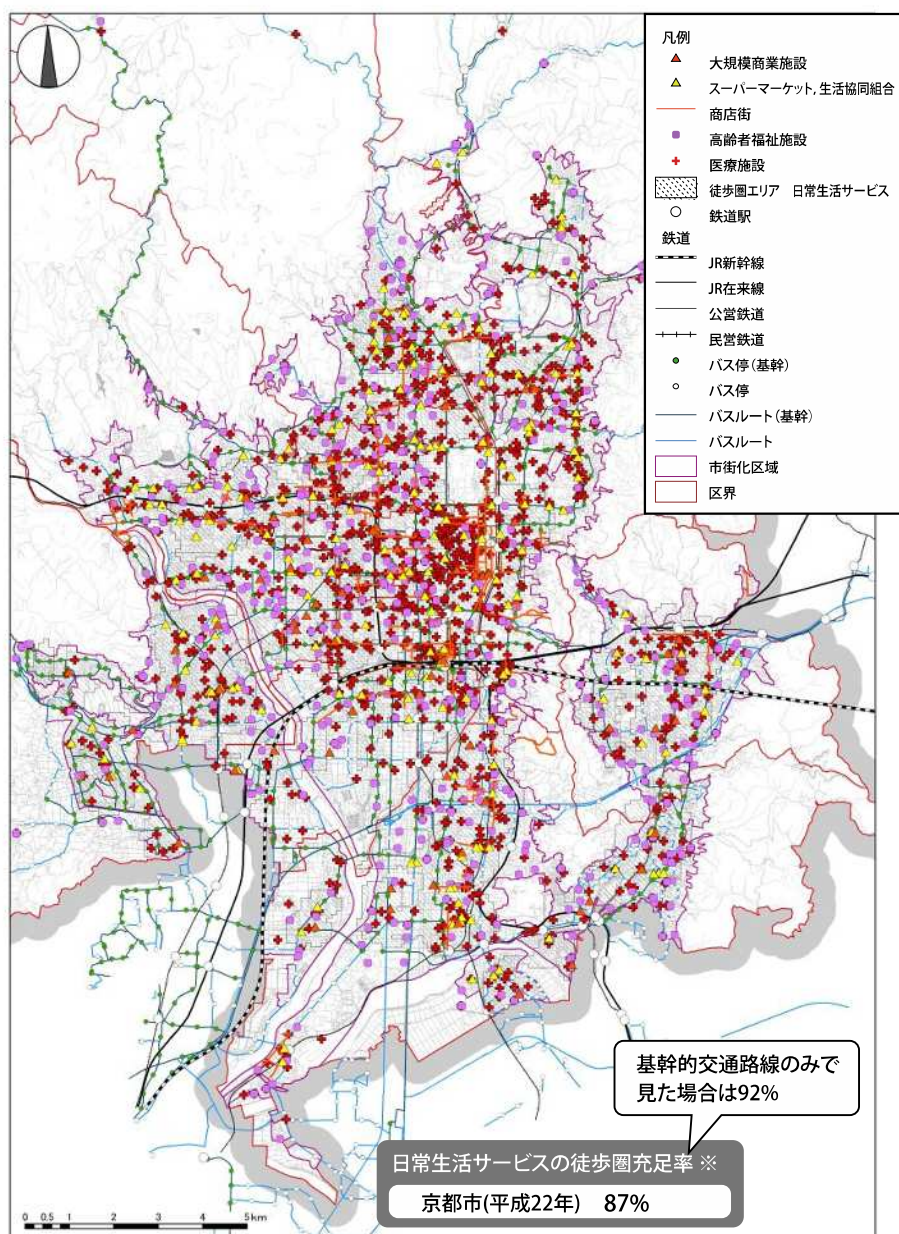
② 生活環境

市域全体の生活利便性が高い

日常生活に必要な医療、福祉、商業施設と基幹的交通路線（1日30本以上の鉄道・バス路線）の全てを徒歩圏で利用できる人口の割合は87%となっています。

今後も、日常生活に必要なサービス施設の立地を促すとともに、それらのサービスに対してアクセスするための基幹的交通路線を維持・確保することで、地域の生活利便性や快適性の維持・向上を図り、徒歩圏で暮らしと営みの両方が賄えるまちづくりを進める必要があります。

■ 日常生活サービス施設の立地状況、基幹的交通路線（1日30本以上の鉄道・バス路線）の状況



※医療、福祉、商業と基幹的交通路線の全てを徒歩圏（施設及び鉄道駅：半径800m圏、バス停：半径300m圏）で享受できる人口の比率

資料) 大規模商業施設、スーパーマーケット、生活協同組合はNTTタウンページ(株)「iタウンページ」を、商店街は「きょうは買い物日和(全行政区)」を、高齢者福祉施設は国土交通省「国土数値情報(福祉施設データ)」を、医療施設は国土交通省「国土数値情報(福祉施設データ)」を基に本市作成

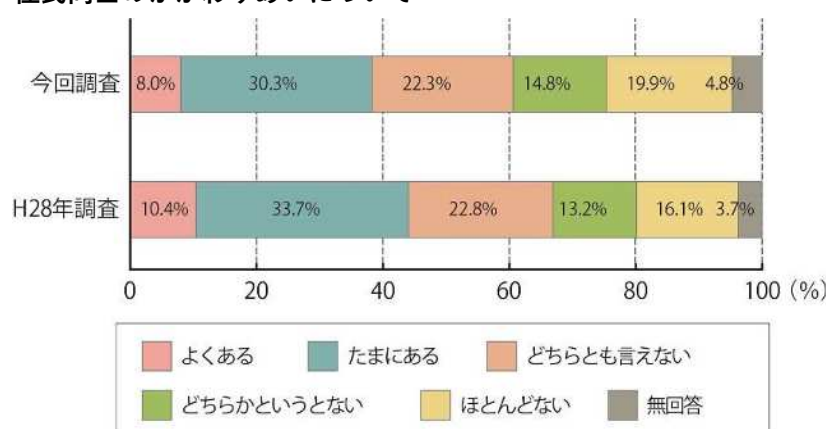
③ 地域コミュニティ

地域コミュニティにおけるつながりの希薄化や担い手不足が顕在化している

京都では、住民自治の伝統や支え合いの精神が息づき、自治会・町内会、学区自治連合会、市政協力委員連絡協議会など各種団体が中心となり、交流行事や安心・安全の取組など、様々な地域活動に取り組んでいます。

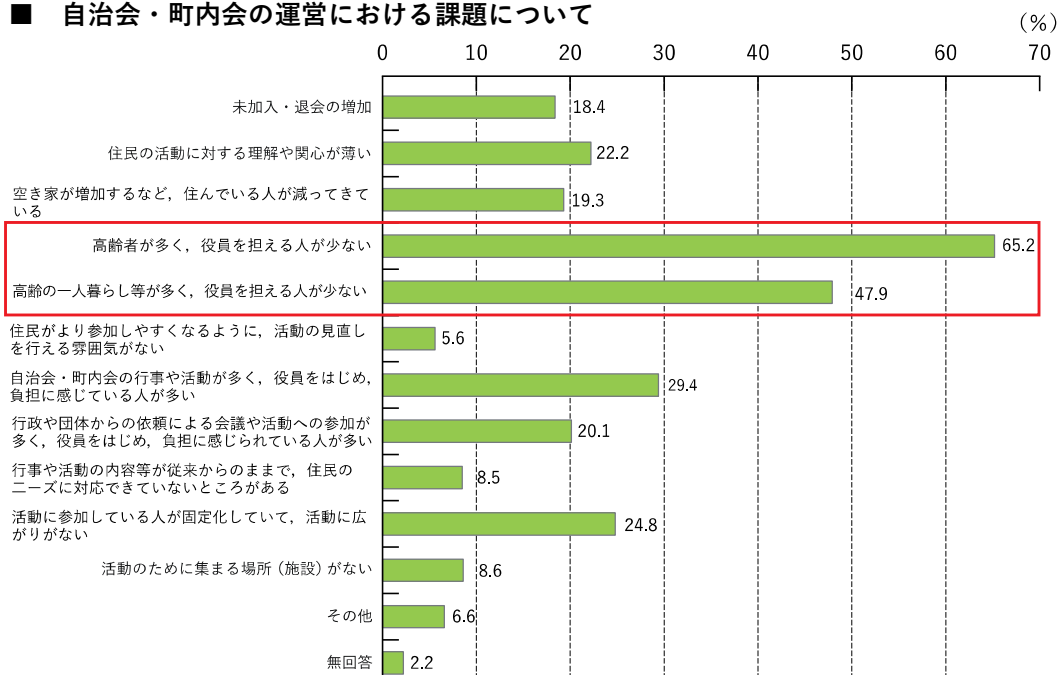
一方で、単身世帯の増加やライフスタイルの変化、現在の地域活動の主たる担い手である団塊世代の更なる高齢化など、様々な要因により、つながりの希薄化や活動に参加できる人の少なさなどによる担い手不足が顕在化しています。今後も地域の活力を維持するために、地域コミュニティの活性化が必要です。

■ 住民同士のかかわりあいについて



資料) 京都市「平成30年度自治会・町内会アンケート」

■ 自治会・町内会の運営における課題について



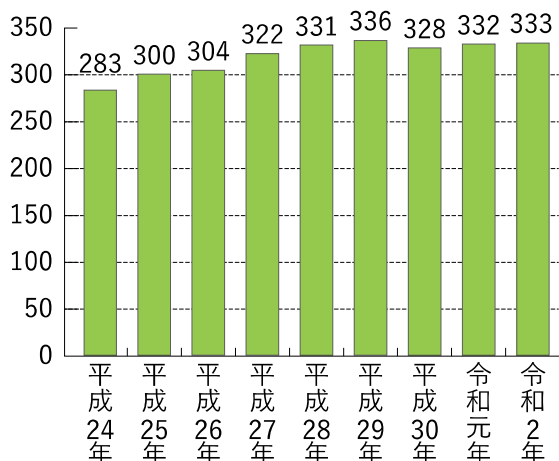
資料) 京都市「平成30年度自治会・町内会アンケート」

共汗（パートナーシップ）のまちづくりが広がっている

まちづくりに取り組むNPOをはじめとする各種団体の増加など、地域によるまちづくりが広がっています。

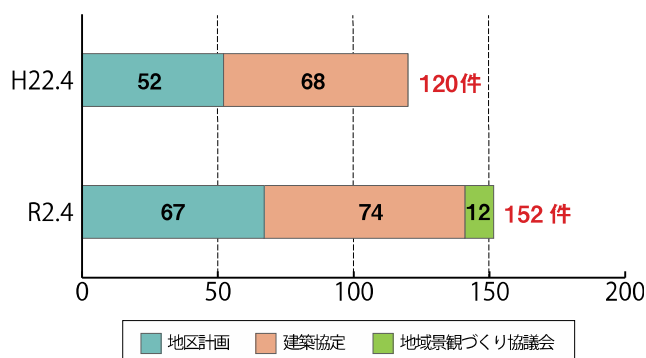
今後、市民ニーズの高度化・多様化が進む中では、地域の個性に即した都市計画に加え、共汗（パートナーシップ）のまちづくりを推進していく必要があります。

■ 活動の種類に「まちづくり」を含む
京都市のNPOの認証年別件数



資料) 内閣府NPO法人ホームページの公開情報を基に
本市作成

■ 地区計画、建築協定及び地域景観づくり
協議会の締結数



※地域景観づくり協議会は平成24年から認定

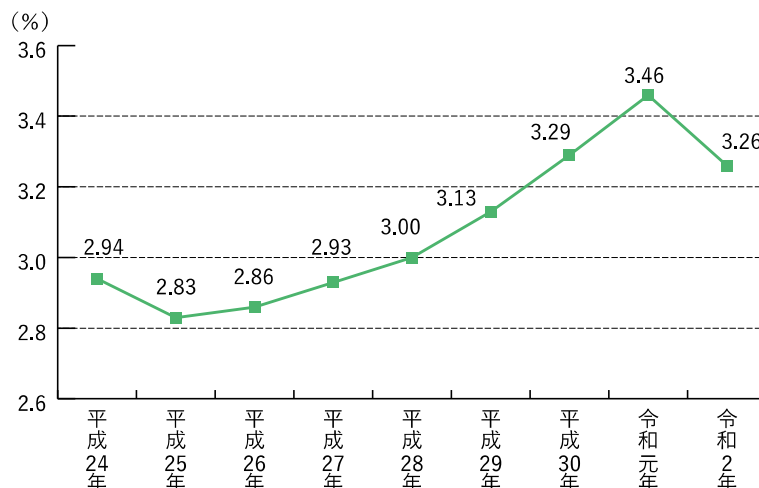
資料) 京都市

④ 国際

多くの外国籍市民などが暮らしている

京都市の外国籍市民の数は増加傾向にあり、その国籍や文化的背景も多様化しています。外国籍市民などと地域住民の間で、言語・文化生活習慣の違いや受入側の意識に起因する様々な課題がある中、共につながり、異なる価値観を誰もが認め合うとともに、協働しながらまちづくりができる環境を整える必要があります。

■ 京都市の住民基本台帳人口に占める外国籍市民の割合の推移



資料) 京都市

⑤ 住と工の共存・混在

住と工が共存している町並みの変容したり、活力が失われたりすることが危惧される

住と工が共存している地域などでは、地域コミュニティの空洞化・担い手の減少や工業用地から宅地への土地利用転換など、住と工が共存している町並みの変容したり、活力が失われたりすることが危惧されます。

今後とも、住と工が共存し、活力やにぎわいを維持していくことが必要です。

■ 西陣織の企業数・織機台数・従業者数の推移



※織機台数は出機を含み、従業者数は市内出機を含む。

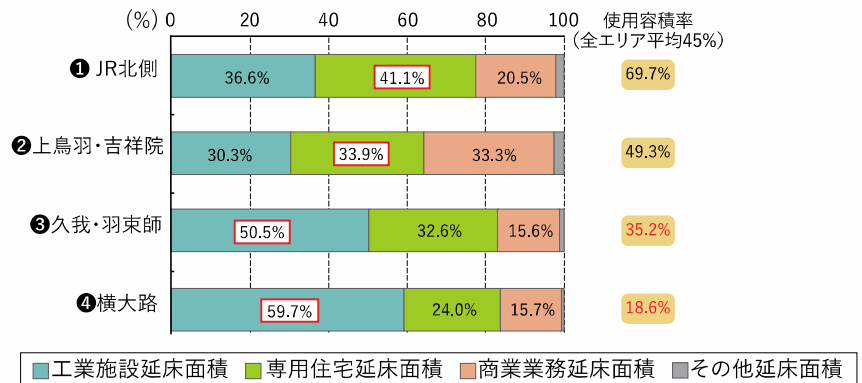
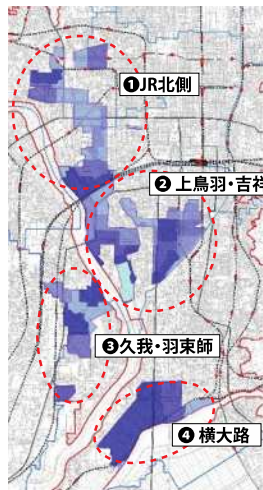
資料) 京都市「京都市の経済 (2020 版)」

住と工の混在が進んでいる地域がある

工業・工業専用地域において、工業用地から宅地への土地利用転換など、住と工が混在している地域があります。

今後、地域の特性に応じて、住む場所と働く場所のつながりを考慮するまちづくりを推進していくことが必要です。

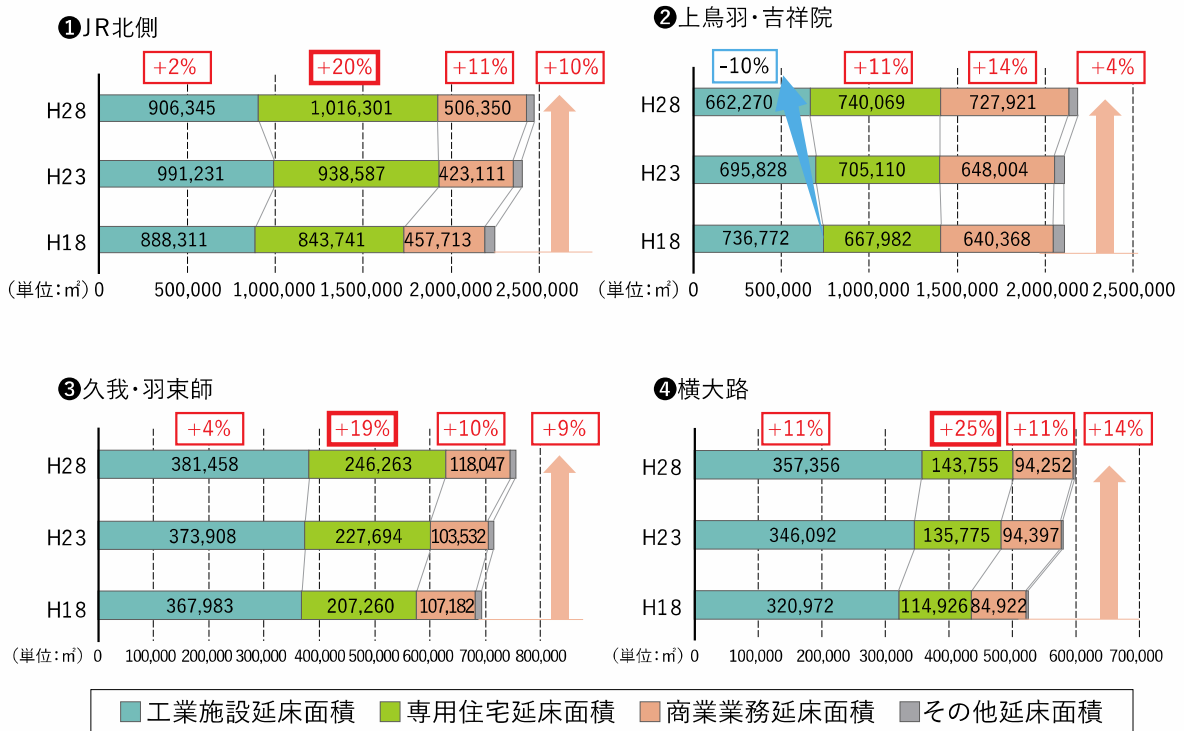
■ 工業・工業専用地域における用途混在の状況



※本検討の対象エリアは、土地利用現況調査地区のうち、主に工業地域及び工業専用地域が含まれる地区としている。
 ※使用容積率は、各エリアの敷地面積に対する建物の延床面積の割合

資料) 京都市「土地利用現況調査資料(平成28年)」を基に本市作成

■ 工業・工業専用地域における用途混在の推移



資料) 京都市「土地利用現況調査資料(平成18年, 平成23年, 平成28年)」を基に本市作成

(5)「文化」を取り巻く現状と動向

① 景観

京都の優れた景観を守り、育て、引き継ぐために景観政策を絶えず進化させている

高度経済成長期以降、急速な都市化の進展に伴い、町並みと不調和な建築物の増加、無秩序な屋外広告物などにより、京都らしい景観が変容してきました。この状態を放置すれば、都市の魅力や活力の低下を招きかねないため、平成19(2007)年から、新景観政策を実施しています。新景観政策は当初から時代と共に「進化する政策」であることが求められており、これまで、地域景観づくり協議会制度の創設や屋外広告物の適正化、京町家の保全・継承、歴史的景観の保全などに取り組んできました。

令和3(2021)年4月には、「新景観政策の更なる進化」の一環として、京都の景観の守るべき骨格を堅持し、地域ごとのビジョンに応じたまちづくりの推進に活用できるよう建物の高さの特例制度などの整備を行いました。また、平成20(2008)年に制定された歴史まちづくり法に基づき「京都市歴史的風致維持向上計画」を策定し、本市の歴史文化をいかしたまちづくりを進めており、令和3(2021)年3月には2期計画を策定しました。

今後も、京都の優れた景観を守り、育て、引き継ぐために景観政策を絶えず進化させることが必要です。

■ 新景観政策の概要



② 京町家

京都のまちの歴史、文化の象徴ともいえる京町家が年々減少している

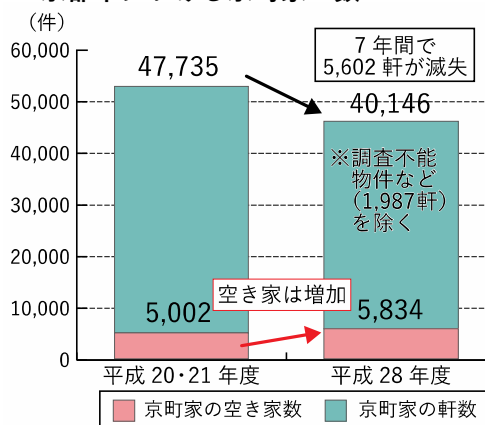
京都のまちの歴史、文化の象徴ともいえる京町家は平成28（2016）年度に実施した調査によると、年間2%程度の割合で減少し、加えて、日本・京都文化への関心の高まりや、観光客の増加とそれに伴う宿泊需要の拡大、人口減少・少子高齢化の急激な進展など、京町家を取り巻く環境も大きく変化しています。

個性あふれる京都の暮らしや空間、まちづくりを継承・発展させるために、京町家をはじめとする歴史的建造物の保全・再生・活用の促進が必要です。

■ 京町家



■ 京都市における京町家の数



資料) 京都市「平成28年度 京町家まちづくり調査に係る追跡調査」

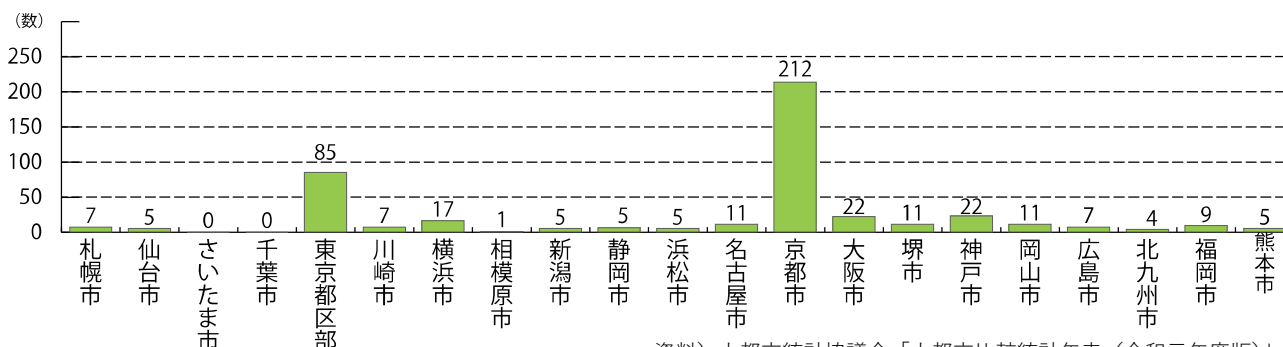
③ 文化財

京都には多くの有形無形の文化財が存在するとともに、文化庁移転を見据えた文化を基軸としたまちづくりが進みつつある

歴史都市である京都には多くの有形無形の文化財が存在し、所有者をはじめ関わる市民の尽力により守り伝えられてきました。また、文化財に指定、登録されていないものの中にも、歴史的町並みや食文化、きもの文化、年中行事などの豊かな歴史の文化が息づき、市民生活の潤いや地域の活性化に大きな役割を果たしています。

また、文化庁の京都移転を見据えた文化を基軸としたまちづくりが進みつつあり、文化を末永く未来に伝え、発展させていくことが必要です。

■ 政令指定都市と東京都における重要文化財（国宝を含む）の数（建造物のみ）



資料) 大都市統計協議会「大都市比較統計年表（令和元年度版）」

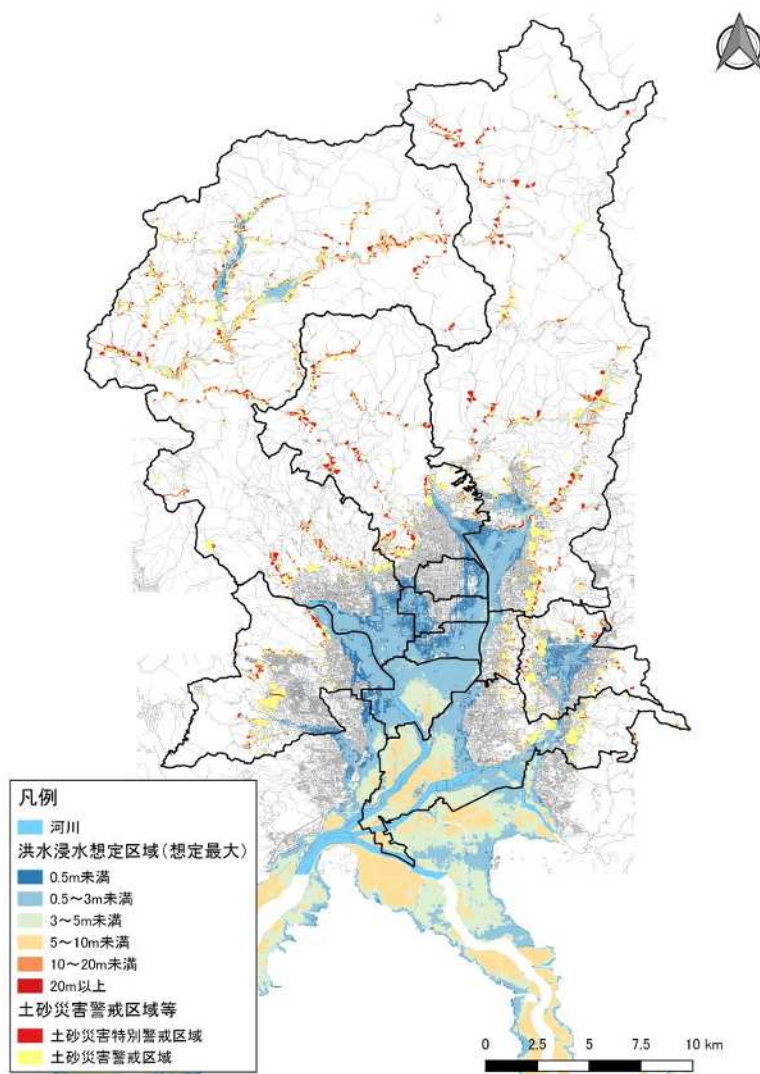
(6) 「安心・安全」を取り巻く現状と動向

災害による大きな被害に対するレジリエンスの向上が求められる

水害や地震などの災害が発生すると、浸水や土砂災害、建築物の倒壊、火災など、大きな被害が発生するおそれがあります。また、近年、全国的に台風などに限らず、地球温暖化の進行により局所的な集中豪雨が増加しており、大雨による河川の氾濫や土砂災害など等が懸念され、想定浸水深3m以上の浸水が想定される区域もあるほか、地すべりや急傾斜地の崩壊、土石流が発生するおそれのある箇所もあります。

そのため、歴史都市としての特性を踏まえた防災対策に加え、流域治水の考え方を取り入れた浸水対策など、防災まちづくりの推進、京都に暮らす人々だけでなく、京都を訪れる人々にも対応した災害時の避難誘導などの検討や、歴史都市としての特性を踏まえた被災後の復旧・復興について検討を進めておくことも必要です。

■ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域 (令和2年3月現在)



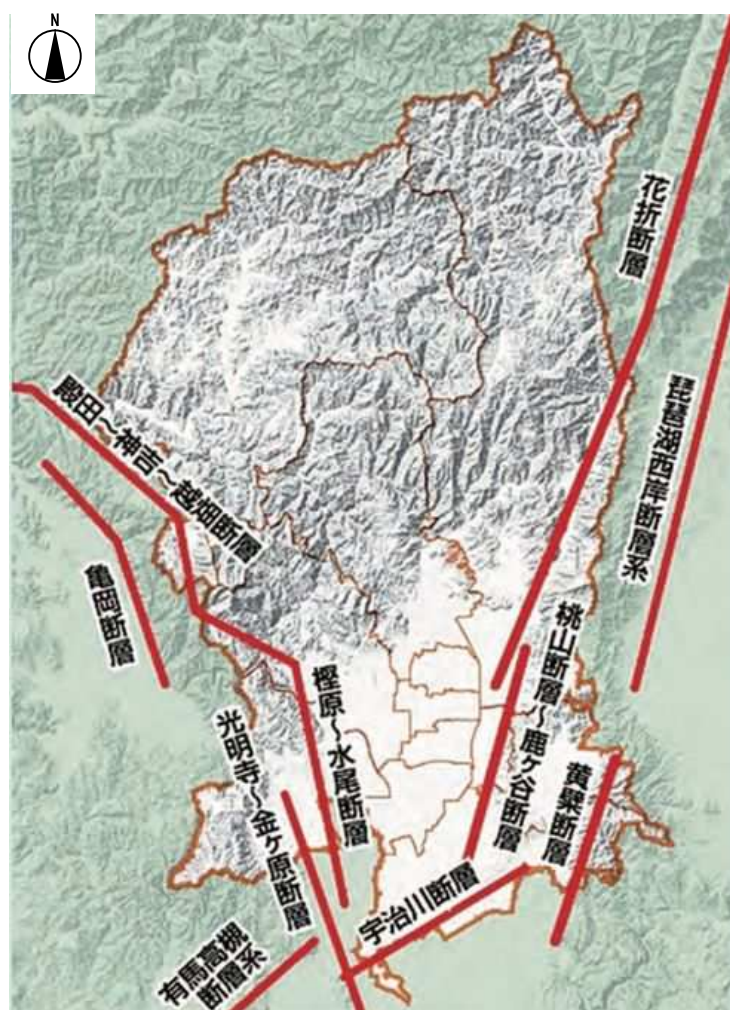
資料) 京都市

大規模地震が発生すると、多くの被害が想定される

京都市内には、花折断層をはじめとした複数の活断層が存在しており、また、南海トラフ地震による被害も想定されています。これらの地震による被害想定では、大きな揺れによる建築物の倒壊や火災、人的、都市基盤などの被害だけでなく、地すべりや急傾斜地の崩壊、液状化など、地盤災害が発生するおそれのある箇所もあります。

そのため、老朽木造住宅をはじめとする耐震性の低い建築物の耐震化の促進や、橋りょう、水道配水管など都市基盤の耐震化、日常の意識啓発などが必要です。

■ 京都市の主な活断層図



資料) 京都市

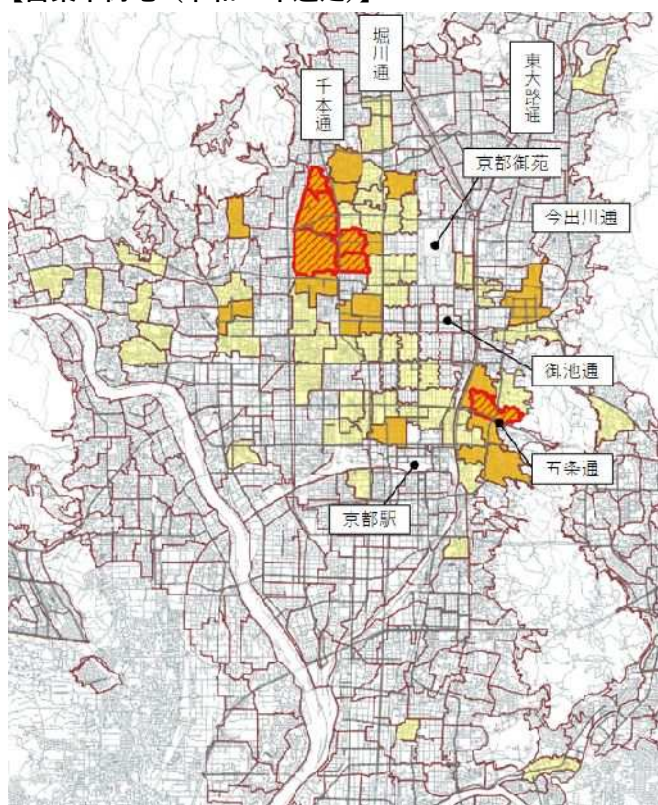
密集市街地が存在し、細街路が多く残っているため、火災や避難などにおける防災上の課題がある

京都市は、戦災の影響が少ない都市であるため、都心部及びその周縁を中心に古くからの町割が残り、建築年代の古い木造建築物や細街路（幅員 4m未満の道）が集中する木造密集市街地が広く分布し、歴史都市・京都の魅力となっています。また、郊外部では、道が十分に整備されないまま無秩序・無計画な開発が行われた地域もあることから、細街路が市内各地に遍在しています。これらの木造密集市街地や細街路は、大規模地震などの災害時には、老朽化した木造建築物の倒壊により、道が閉塞し、避難や救助に支障をきたすとともに、延焼が拡大するおそれがあるなど、都市防災上大きな課題を抱えています。

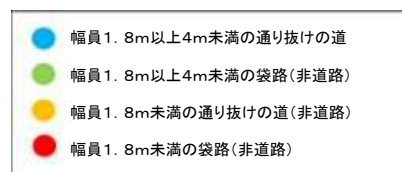
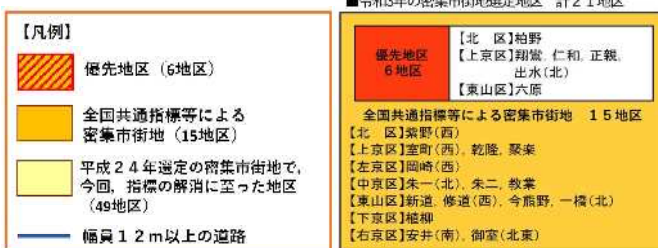
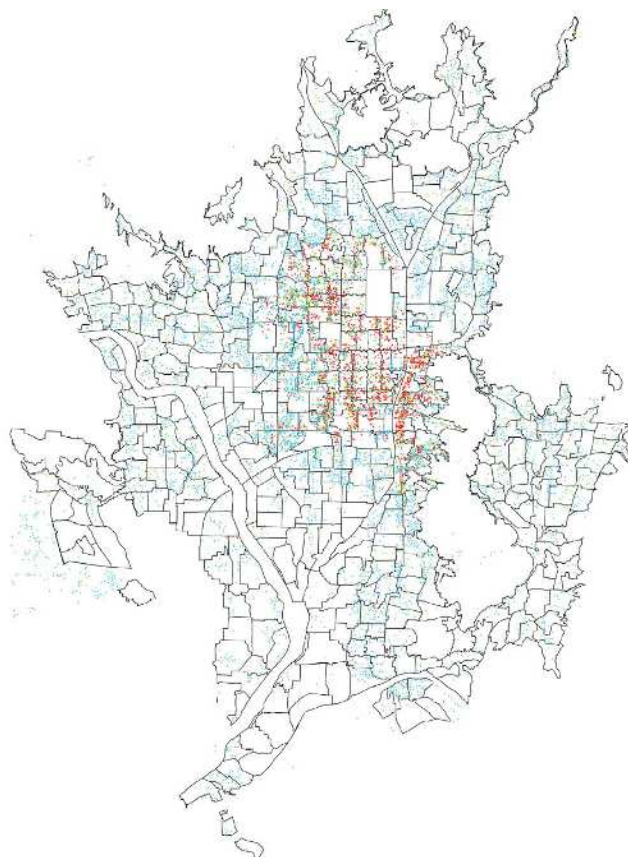
京都の特性をいかした密集市街地・細街路対策を考えるうえでは、様々な視点でハード・ソフトに係る施策を検討し、実施していくことが必要です。

■ 市内の木造密集市街地及び細街路の分布状況

【密集市街地（令和3年選定）】



【細街路（平成23年調査時点）】



資料) 京都市「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」

既存建築物に関する事故・火災などが発生している

既存建築物に関する事故などが依然として発生しており、既存建築物の安全性の確保が、安心安全のまちづくりの重要な課題です。

建築物は都市の基盤であり、健康で文化的な市民生活を維持し、健全な社会活動を継続するためには、建築物の安全性の確保に向けた総合的な取組が必要です。

■ 近年の主な既存建築物の事故など

◆主な建材等の不正事件

発生日	概要	京都市の対応等
平成27年10月	基礎杭工事の施工記録データに関する不正（全国360件）	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第12条5項に基づき、対象建築物に関する調査結果及び是正計画の報告を求め、建築基準法への適合性の判断、違法事実の確定、是正措置内容に関する確認を行っている。 京都市が確認した是正計画に基づく是正工事完了後、完了報告の提出を求め、違反が是正されたことの確認を行っている。
平成30年4月	共同住宅の界壁等施工不備（全国39,085棟）	
平成30年10月	免震・制震オイルダンパーの検査データに関する不正（全国995棟、京都府下5棟）	

◆主な事件事故

発生日	概要	京都市の対応等
火災事故		
平成24年5月	広島県福山ホテル火災（死者7名、負傷者3名）	・旅館・ホテル（計246名）について、防火規定及び避難規定への適合性を重点的に点検する査察を実施。
平成25年10月	福岡県福岡市の整形外科火災（死者10名、負傷者5名）	・類似する病院及び診療所（計236件）について、無届の増改築及び防火設備を重点的に点検する査察を実施。
平成27年10月	広島県広島市の飲食店火災（死者3名、負傷者3名）	・木造で一定規模以上の飲食店（計287件）に注意喚起文を送付、このうち避難安全性の確保の必要性が高いもの（計11件）を対象に査察を実施。
落下物による事故		
平成27年2月	北海道札幌市のビル広告看板落下事故（負傷者1名）	・設置高さが3階程度以上である壁面設置看板及び袖看板について、実態調査を実施。
	大規模空間の吊り天井崩落事故（地震等に伴い天井崩落事故が全国的に発生）	・国土交通省通知に基づき平成17年に実態調査委及び査察を実施。以降、安全対策が必要な建築物について定期的に報告を求めるとともに、ホームページやチラシによる啓発を継続して実施している。
エレベーターの事故		
平成24年4月	石川県金沢市のエレベーター戸開走行事故（死者1名）	・事故機と同型機のエレベーターについて指導を行い、戸開走行保護装置が未設置のものは、毎月のブレーキ検査結果の報告を求めている。
	違法設置エレベーターによる事故（死亡または重大な人身事故が全国的に発生）	・通報受付窓口を設置し、法令の適用範囲や必要手続きを周知するリーフレットを窓口で配布している。 ・違法設置エレベーターに係る情報を得た場合は、立入検査等により建築基準法への適合状況を確認、適合しない場合は、使用停止を指示したうえで、是正指導を行っている。

◆市内で発生した主な事件事故

発生日	概要	京都市の対応等
平成30年7月	新宮川筋松原下る西御門町で発生した火災（計13棟に延焼、死者1名）	・再建築に関する支援
令和元年7月	祇園町南側地区で発生した火災（計5棟に延焼）	・類似飲食店44棟に対し、啓発のための査察を実施 ・木造飲食店約130件に「適切な維持管理を啓発するチラシ」、「補助制度に関するチラシ」を配布
令和元年7月	伏見区桃山町の事業所火災（死者35名、負傷者34名）	・緊急検証対策チームによる緊急対策の実施 ・類似の建築物に対する防火指導、螺旋階段等の実態把握を実施（約290件） ・「命の守る避難のためのリーフレット」、「建築物の防火対策・避難経路の確保のためのリーフレット」を公表
令和2年1月	南区吉祥院石原下河原町火災（計16棟に延焼）	・再建築に関する支援 ・空き家所有者への指導

資料）京都市「京都市建築物安心安全実施計画」

第3章 全体構想～都市の将来像～

1 都市計画に関する基本的な考え方

(1) 都市の規模に関する考え方

(2) 将来の都市構造～京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」～

2 目標とする都市の姿

(1) 地球環境への負荷が少ない都市【環境】

(2) 活力のある都市【経済】

(3) 誰もが快適に暮らすことのできる都市【生活】

(4) 歴史や文化を継承し創造的に活用する都市【文化】

(5) 安心で安全な都市【安心・安全】

3 戦略的な都市づくりの進め方

(1) 多様な主体による持続可能な都市の構築

(2) 都市計画の柔軟な見直しと活用

(3) 京都の特性を徹底的に活用した都市づくりの効率的な推進

京都は、794年の平安京の建都以来、1200年を超える期間、都市としての変化・成長を遂げてきました。その長い歴史を振り返ると、先人達は建都以来幾度かの試練に遭い、自らの暮らしを守るために、知恵と力を結集し、外国の文化や技術も積極的に受け入れながら、伝統に創造を加え、山紫水明の自然の中に、常に個性のある「まち」を築いてきました。

こうした京都の優れた伝統を継承し、市民が安心・安全で豊かな暮らしの実現を目指すことで、時々の問題に対応しつつ、まちと自然、歴史や伝統と新たな創造、京都の文化と日本・海外の文化、それぞれの調和と共生を育みながら、未来に向かって、世界の京都としての位置を確かなものとする都市づくりが本市の都市計画の理念といえます。

本章では、この都市計画の理念の実現に向けて、都市計画の基本的な考え方や目標とする都市の将来像を共有します。また、目標とする都市の将来像の実現を戦略的に目指す都市づくりの進め方を整理します。

1 都市計画に関する基本的な考え方

今後の京都市においては、少子高齢化、若年・子育て層の市外転出による人口動向や厳しい財政状況を見通し、経済と都市の活性化に資する新たな魅力や空間の創造、歴史都市・京都が豊富に抱える知恵や既存ストックを最大限にいかしたクリエイティブなまちづくり、文化を基軸とした政策融合による経済的価値の創出といった「都市経営」や自治の伝統をいかした市民・事業者・行政をはじめとする多様な主体でのまちづくりの推進などが特に重要です。

さらに、気候危機ともいわれる状況の中、2050年CO₂排出量正味ゼロの実現に向けた、都市環境や価値観、ライフスタイル、産業構造などの抜本的な転換、長い歴史の中で培われてきた京都の都市特性や潜在力を国際社会においていかすほか、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、「新しい生活スタイル」への対応、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えた取組が求められています。

そのため、都市計画の理念の実現に向けて、「都市の持続」「都市の独自性」「都市の経営」といった点を重視し、「保全・再生・創造」の都市づくりを基本としながら、市民の豊かな暮らし・活動を支え、新たな価値を創造する持続可能な都市の構築を戦略的に目指します。

また、その実現のために、京都市基本計画や行政区単位で市民と共に策定した各区基本計画、関連分野の諸計画との連携を図るとともに、国や関連する地方公共団体との広域的な調整も図っていきます。

【国や関連する地方公共団体との広域的な調整】

京都市の都市計画区域は、向日市、長岡京市、大山崎町の全域と久御山町、八幡市の一部とともに、京都都市計画区域に含まれています。都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域であり、また、宇治市などが含まれている別の都市計画区域とも隣接しているため、今後は、国や京都府など関連する地方公共団体との広域的な調整が、ますます重要となってきます。



(1) 都市の規模に関する考え方

① 人口

京都市の人口は、少子高齢化や若年・子育て層の市外への転出を背景に、長期的に減少することが見込まれています。人口は、経済成長や労働力の確保など、都市の発展と活力の維持に多大な影響があり、人口減少に歯止めをかけることは、京都市の未来を左右する極めて重要な課題です。

② 市街化区域

人口減少が本格化し、地球温暖化が加速する中、今後は、都心部と周辺部の拠点の魅力・活力の向上を図るとともに、公共交通を軸とした地域間の連携強化し、まとまりのある都市構造としていく必要があります。

京都市においては、歴史・文化資源や時代の要請に応じて整備された都市施設などの様々な有形無形の蓄積がある京都固有の個性的な地域が連たんし、ネットワークする、まとまりのある市街地が既に形成されており、都市基盤についても一定整備が進んでいます。今後は、人口動向を踏まえ、市街地の規模は拡大しないことを基本としつつ、将来的に整備予定のものも含めた都市基盤を最大限に活用し、新規の基盤整備を適切に進めていきます。

③ 市街化調整区域

市街化調整区域では、特に人口減少と少子高齢化が進行し、農林業の後継者不足や地域の文化・コミュニティの維持が困難になるなどの状況が深刻化する課題が生じています。今後は、豊かな自然を守り、無秩序な開発を防止することを前提に、農林業や観光といった産業の振興などにより、地域の生活・文化などの維持・継承を図っていくことが必要であり、既存集落をはじめとする地域の定住人口の確保や、産業用地を維持し、創出するなど、地域の将来像の実現にふさわしい土地利用の誘導を図ります。

④ 京北地域をはじめとする都市計画区域外

京都市域面積の約4割を占める、都市計画区域外の京北地域や花脊などの山間部においては、長い歴史に培われた文化やコミュニティなどの地域の個性や自然・歴史的資源を十分に考慮して、森林・農地や景観の保全に努めるとともに、経済基盤となる農林業や歴史・文化、森林などの豊かな自然をいかした観光・サービス業などによる雇用の確保、移住・定住促進や住みやすさの向上を図ります。

（2）将来の都市構造～京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」～

これまでの保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、都市に活力とにぎわいを生み出す都心部や、定住人口の求心力となる周辺部の地域の拠点において、多様な都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」を目指します。

① 京都市の特性を踏まえた土地利用の展開

○ 保全・再生・創造の土地利用

内陸盆地都市の特徴をいかし、三山の自然的土地利用とその地理的条件によって限られた市街地の都市的土地利用から構成される都市の基本的な構造を維持・継承します。

そのため、市域を大きく「保全」「再生」「創造」の3ゾーンに大別し、これを都市づくりの基本として、それぞれの特性に応じた土地利用を誘導するとともに、各ゾーンの中においても、保全・再生・創造の考え方に立った個性的な土地利用により持続可能で魅力的なまちを目指します。

○ 山間部から市街地内部にかけての段階的な空間形成

保全・再生・創造の都市づくりを踏まえ、保全ゾーンは低層又は中低層を主体とする地域、再生ゾーンは中低層又は中高層を主体とする地域、創造ゾーンは中低層又は中高層を主体としつつ、環境にも配慮しながら高層も許容する地域とします。これにより、三山の景観をいかしながら、山ろく部から市街地内部にかけて段階的な空間構成とします。

○ 京都ならではの魅力と都市活力の循環

保全ゾーンの豊かな自然や地域に息づく文化、ヒューマンスケールなまちといった特性は、歴史都市・京都が未来に受け継ぐ魅力の源泉です。また、創造ゾーンは、鉄道や高速道路などの交通インフラ整備や産業集積地・住宅団地の整備が進み、近隣都市とのつながりを創出していく次世代のための都市環境と都市機能の受皿をつくるゾーンであり、新たな価値を創造する都市であるための、都市活力の伸びしろと言えます。さらに再生ゾーンは、商業・業務機能が集積し、歴史や文化が積み重なる調和を基調とするゾーンとして、保全ゾーンと創造ゾーンの要素を兼ね備えています。

これらを踏まえ、保全・再生ゾーンにおける京都ならではの魅力と、創造・再生ゾーンで生み出す都市活力を循環させることにより、多様な地域拠点の活性化や働く場の確保などを実現し、各地域の地理的制約への対応と市域全体の持続性を確保していきます。



※ 基本とする考え方は上記の3つですが、それぞれのゾーンの中でも、個別に保全・再生・創造の考え方があります。

② 都市活力の向上と安心安全・脱炭素社会を実現する都市構造の形成

○ 交通拠点を中心とした都市拠点の強化

あらゆる世代が豊かに暮らせる生活圏がネットワークする都市とするため、都市に活力とにぎわいを生み出す都心部や定住人口の求心力となる周辺部において、鉄道駅などの公共交通の拠点を中心に、多様な都市機能の集積や建物の更新、機能的な都市環境の確保を図るとともに、幹線道路沿道などの道路交通の拠点に産業機能をはじめとする都市機能の集積を図ります。

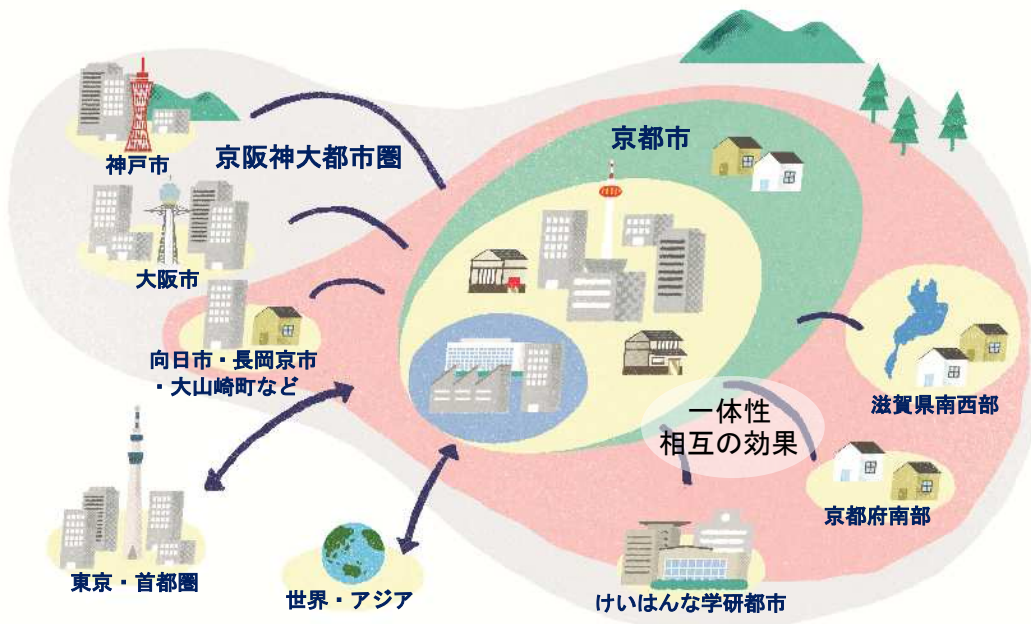
○ 鉄道等の公共交通をはじめとした都市軸の活用

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の更なる進化を目指すため、鉄道などの公共交通を中心とした交通機能の活用を図ります。さらに、地域の安心・安全や物流を支える都市基盤の充実とともに、地下鉄烏丸線を中心とした南北軸や地下鉄東西線の整備により強化してきた東西軸に都市機能の集積を進めるなど、都市軸の活用を図ります。

○ 近隣都市との一体性や相互の効果を踏まえた都市圏の強化

近隣都市との一体性や相互の効果を踏まえ、京都都市圏の中核である本市の魅力と活力の維持・向上を図るとともに、けいはんなや大阪都市圏も視野に京都独自の求心力を発揮し、東京一極集中への対応、京都ならではの魅力の発信を図ります。

■ 京都市と近隣都市との関係性のイメージ



③ 相互につながる個性的な地域の形成

○ 個性的な地域の形成とネットワークの確保

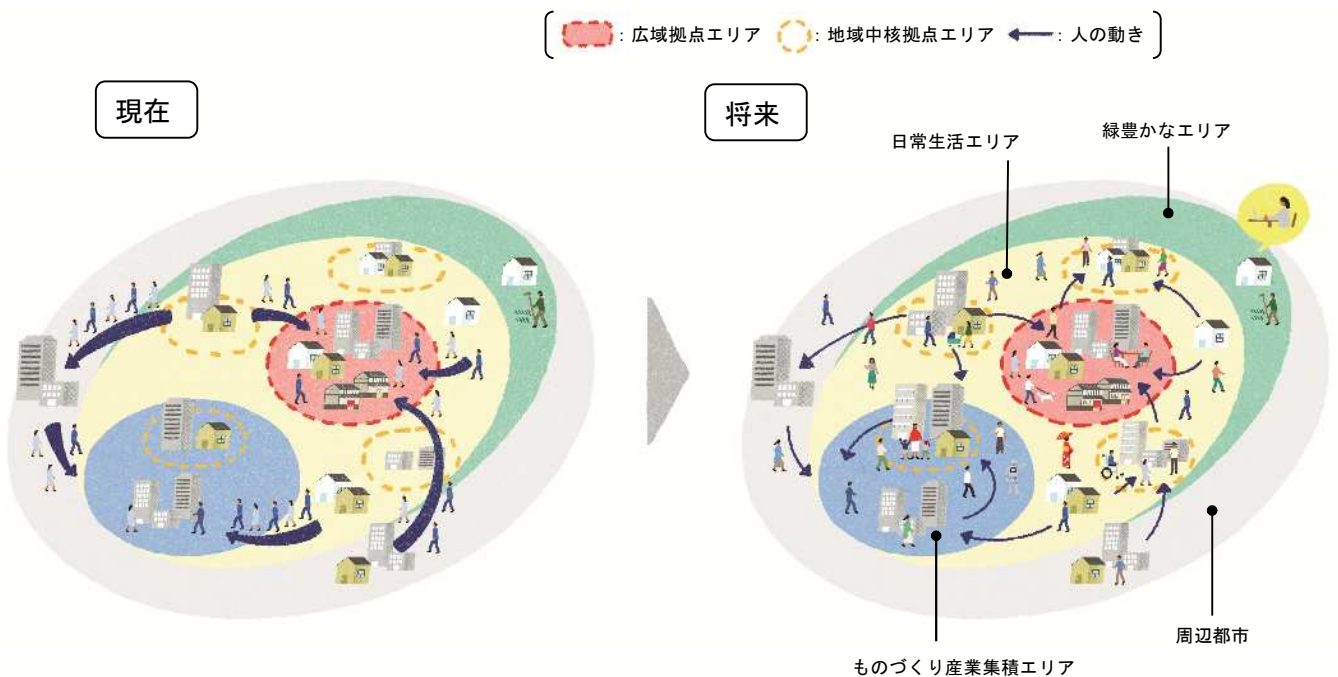
京都市は、元学区や山間部の集落ごとなどの単位で地域コミュニティが形成され、約5,000の町で市街地が構成されています。そのため、均質な同心円状の都市ではなく、個性的な地域がネットワークされたヒューマンスケールな都市を形成しています。

これらの個性的な地域の魅力・活力を向上させ、ネットワークを維持・強化することで、複数の地域がつながった生活圏の形成を図り、子どもから高齢者まで安心し、快適に生活ができるよう、日常生活を支える商業・サービス、福祉などの機能を備えた生活圏の維持・構築を図ります。

○ 新たな時代の「職住共存・職住近接」の形成

真のワーク・ライフ・バランスの実現やこれからの暮らし方にも対応した都市を目指すため、都心部への都市機能の集積だけでなく、地域中核拠点エリアをはじめとした周辺部の多様な地域の拠点にも、その特性に応じて働く場や住む場所を充実させるなど、徒歩圏内で生活と活動の両方を賅えらるとともに、様々な人々が活躍するまちづくりを推進します。

■ 住まい方・働き方の将来イメージ



○ これからの「暮らしと営み」に対応したまちづくりの推進

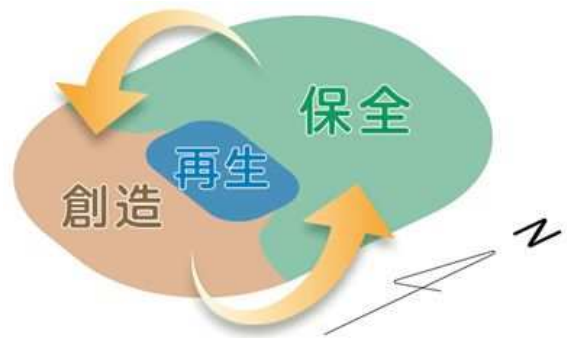
【学術文化・交流・創造ゾーン、ウォークアブルシティ等】

SDGs、ICTへの対応やウィズコロナ・ポストコロナ社会も展望し、関連施策の連動性を深めた総合性の高い方策を推進することで、生活者の目線で未来への希望を実感でき、次世代も愛着を持てる地域の形成や都市の持続性の基礎となるヒューマンスケールな地域の魅力向上を図ります。

■ 将来の都市構造 ～京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」～

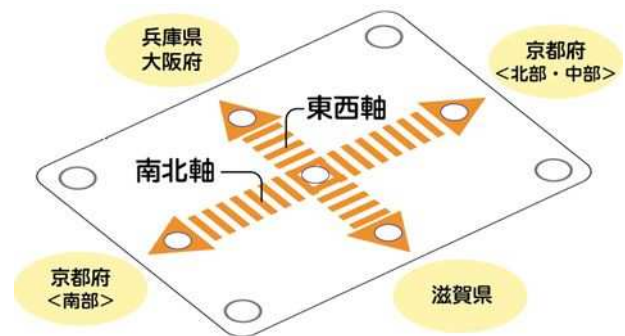
① 京都市の特性を踏まえた土地利用の展開

- 保全・再生・創造の土地利用
- 山間部から市街地内部にかけての段階的な空間形成
- 京都ならではの魅力と都市活力の循環



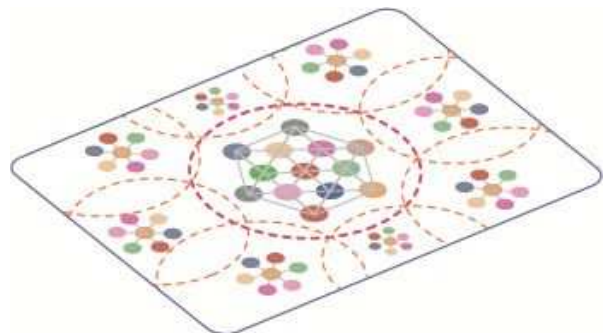
② 都市活力の向上と安心安全・脱炭素社会を実現する都市構造の形成

- 交通拠点を中心とした都市拠点の強化
- 鉄道等の公共交通をはじめとした都市軸の活用
- 近隣都市との一体性や相互の効果を踏まえた都市圏の強化



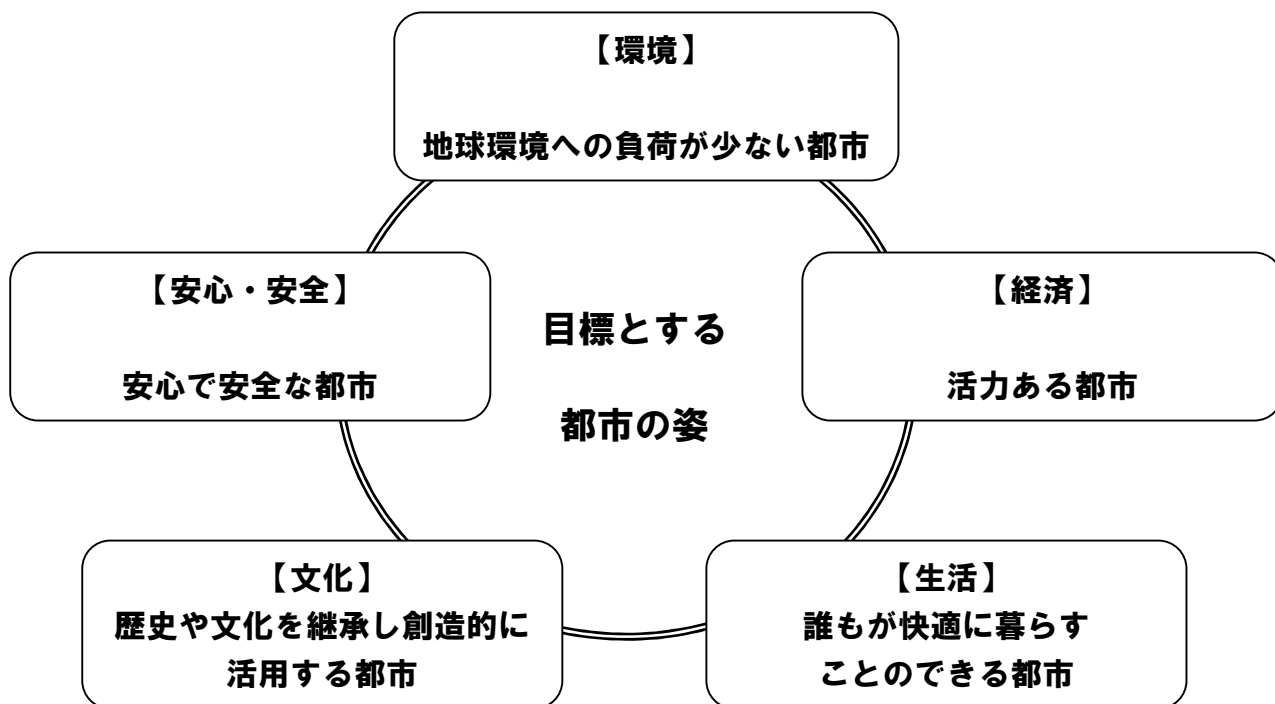
③ 相互につながる個性的な地域の形成

- 個性的な地域の形成とネットワークの強化
- 新たな時代の「職住共存・職住近接」の形成
- これからの「暮らしと営み」に対応したまちづくりの推進
【学術文化・交流・創造ゾーン、ウォークアブルシティ等】



2 目標とする都市の姿

様々な都市活動を持続的に展開することのできる都市を実現するため、京都市基本計画で示されている6つの京都の未来像を基本に、互いに深く関連する「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、目標とする都市の姿の実現を目指します。



（1）地球環境への負担が少ない都市【環境】

京都市は、環境への負荷が少ないまとまりのある都市構造を有するとともに、いち早く三山の保全や「歩くまち・京都」の推進、環境保全や生物多様性の保全に取り組むなど、環境との共生を大切にしてきた都市です。

2050年までのCO₂排出量「正味ゼロ」などの達成や自然共生社会の実現に向けて、都市環境や価値観、ライフスタイル、産業構造などの抜本的な転換を進めるとともに、生物多様性の保全を図り、地球環境への負荷が少ない都市を目指します。

① モビリティの転換等による脱炭素型の都市

「歩くまち・京都」の推進により、バス・鉄道利用者数の増加、自動車分担率の減少など、クルマ中心から「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換が進んできました。

「歩くまち・京都」の更なる進化により、安心・安全で魅力的な歩行空間の創出など、歩く暮らしを大切にするスマートなライフスタイルの実践を促すとともに、IoT や AI、自動運転などの新技術、マイカー以外の複数の交通手段を利用者に最適なパッケージで、サービスとして提供する「MaaS」を推進し、快適で効率的な移動の創出、人の移動の最適化を図り、環境にやさしい公共交通網の発展、ひいてはモビリティの転換による脱炭素型の都市を目指します。

■ 地下鉄



■ バス



「歩くまち・京都」の更なる進化について

「公共交通ネットワーク」の取組、「まちづくり」の取組、「ライフスタイル」の取組を3つの柱として、誰もが公共交通をより便利で快適に利用するとともに徒歩も自転車も“かしこく”組み合わせて出かけるスマートなライフスタイルが定着し、「出かけたくなる」魅力と活力のあふれるまちを目指します。

■ 主な施策

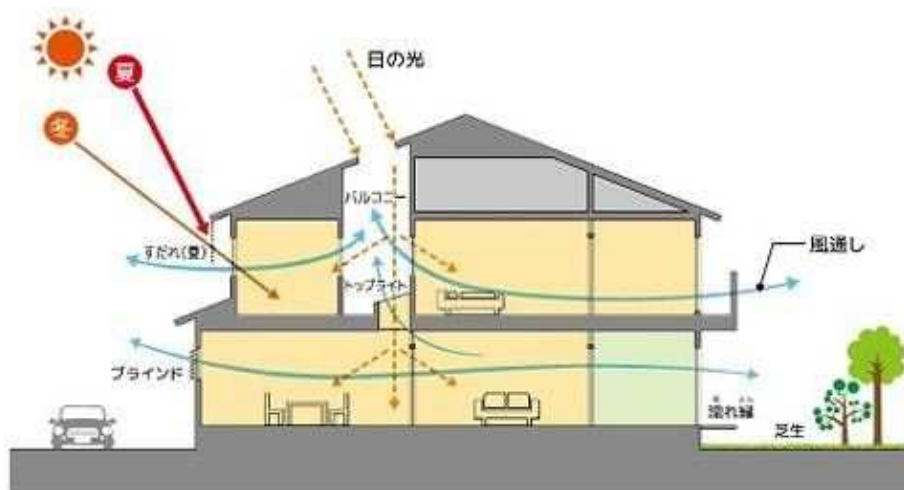
- ・ 市内で運行するバス、鉄道の交通事業者等の連携により、快適、便利に利用できる公共交通の利便性向上策の推進
- ・ 都心部幹線道路や観光地周辺道路などにおける安心・安全で魅力的な歩行空間の創出
- ・ LRT、BRTや自動運転技術を活用した新たな交通システムに関する幅広い検討
- ・ 地域の特性に応じた道路の使い方を検討し、通過交通の抑制、物流対策、駐車場施策、パークアンドライドなどの自動車利用の適正化・効率化の推進
- ・ 市民のライフスタイルを「過度に自動車に頼る暮らし」から「徒歩や自転車、公共交通をかしこく組み合わせて出かけるスマートなライフスタイル」に転換するため、モビリティ・マネジメントの実施
- ・ IoT や AI、自動運転などの新技術、MaaS の推進 等

② エネルギーの転換による脱炭素型の都市

脱炭素社会の実現に向け、最大限の省エネに加え、使用されるエネルギーの全てを、二酸化炭素を排出しないものへ転換していく必要があります。そこで、市内の再生可能エネルギーを最大限に創出するとともに、再生可能エネルギー電気の選択促進、電力会社による再生可能エネルギー供給に向けた働きかけなど、「需要面」と「供給面」の取組を並行して進めることで好循環を生み出し、再生可能エネルギーの利用を着実に拡大していきます。

また、都市施設のライフサイクルコストの低減、建築物の長寿命化や環境性能の高いCO₂を排出しない建築物の普及、省エネ機能の向上、リサイクルの徹底や再生材、木質バイオマスの活用、エネルギーマネジメントシステムの導入検討、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入といった取組などを積極的に展開することで、エネルギーを有効活用した脱炭素型の都市を目指します

■ 京都の長い歴史の中で培われてきた生活の知恵を生かす「京都らしい省エネ住宅」



■ 主な施策

- ・ 都市施設整備におけるリサイクルの徹底や再生材の活用、再生可能エネルギーの利用等、自然の循環に負荷を与えない都市づくり
- ・ 大規模な土地利用転換等を契機としたエネルギーマネジメントシステムの導入検討
- ・ CASBE 京都の推進や長期優良住宅の普及
- ・ 「京都らしい省エネ住宅」の普及
- ・ 環境への負荷が少ない次世代自動車の普及

等

③ 自然と共生した脱炭素型の都市

京都市は、山紫水明と称される三山の森林や市内を流れる河川の水辺をはじめ、神社仏閣などのまとまった緑が市内各地に点在しています。

三山や北部山間地をはじめとするまとまりのある森林の保全に加え、農林業などを介した緑の保全、生物多様性にも配慮した森林・緑地の保全や積極的な活用、市内産木材「みやこ杉木」などの有効活用や地産地消の推進、緑と潤いのあふれる魅力的なオープンスペースの充実、市街地内の緑や河川の水辺の保全などに取り組むとともに、舗装面の改良などによるヒートアイランド対策にも取り組むことで、京都で培われてきた自然と共生する文化など、京都ならではの多様性・豊かさを礎とする、脱炭素型の都市を目指します。

■ 京都市北部を望む



■ みやこ杉木使用事例 (嵐電北野白梅町駅)



■ 主な施策

- ・ 市域の過半を占める森林の維持保全と、地域活性化に向けた積極的な活用
- ・ 幹線道路における街路樹の充実や、市街地内のまとまりある緑の維持保全
- ・ みやこ杉木（北山丸太を含む）の利用促進を通じた森林の適切な管理
- ・ グリーンインフラをいかしたオープンスペースの充実、市街地の緑や河川の水辺の保全 等

(2) 活力ある都市【経済】

京都市の特徴は、農林業や伝統産業から先端技術産業まで、多様な産業が展開するものづくり都市であるとともに、日本のみならず世界から多くの人々が訪れる国際文化観光都市であることが挙げられます。また、近隣都市から多くの通勤者・通学者のほか、買い物客が訪れる商業機能や業務機能が集積している都市としての性格も有しており、京都都市圏の中核都市としての役割を担っています。

今後、京都都市圏の更なる活力を創出していくために、産業・商業・業務機能や大学をはじめとする知的機能の集積、歴史・文化資源の集積といった様々な資源をいかし、その質を更に高めるとともに、創造ゾーンにおける伸びしろをいかして、都市基盤や近隣都市とのつながりを踏まえ、定住人口や交流人口などを拡大し、それらを支える都市環境や都市機能の創出を図りつつ、活力ある都市を目指します。

また、市街地の中にも歩きたく魅力的な空間が充実するとともに、身近な地域にも働く場や暮らしを支える機能、ゆとりと付加価値のある空間が広がり、市全域にわたってにぎわいのあるクリエイティブな都市を目指します。

① にぎわいのある都市

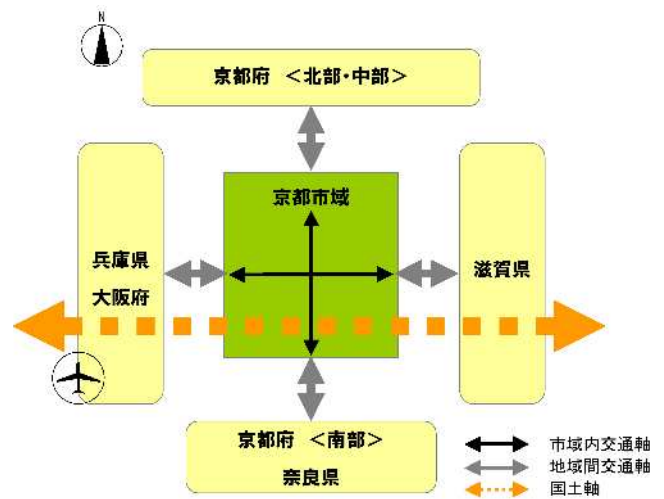
京都市には、商業機能や業務機能が集積しており、近隣都市から多くの通勤者・通学者や買い物客、観光客が訪れ、市内各地のにぎわいをもたらしています。

京都市域のみならず、国内外から訪れる多くの人々の活動を支える京都らしい都市空間を演出する都心部をはじめとし、歴史・文化資源をいかした独自の都市空間の充実・創出を進める取組、利便性の高い公共交通の拠点での子育て期をはじめ、それぞれのライフステージに応じた必要な都市機能の強化や新たな交流機能の創出などの取組を展開することで、にぎわいのある都市を目指します。

■ 主な施策

- 都心部の中枢的な都市機能の充実
- 都心部や京都駅周辺における安心・安全で魅力的なにぎわい空間の創出
- 歴史的な雰囲気を持つ独自の都市空間の創出（京町家の保全・継承等）
- 高度化・多様化するニーズに対応した都市機能の強化
- 広域交通ネットワークの利便性向上

等



■ 四条通



② ものづくり・大学の都市

京都市は、伝統産業から先端技術産業まで、また、中小企業から世界的な大企業までが立地し、多様な産業・業務機能などが集積する全国有数のものづくり都市です。また、多くの大学が立地し人口の約1割が大学生に相当するなど、京都の世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」であり、「京都のまち」、「大学・学生」の両者にとって、互いは必要不可欠な存在です。これら大学、企業の研究所などの集積と産学公の連携などが新たな産業創出につながるなど、京都のものづくりを支えています。

定住人口や就業者数、交流人口の拡大とともに、都市の活力を生み出すため、生産機能の更なる集積や物流を支える幹線道路網の維持強化などの取組、京都企業の優れた技術や大学などの知的資源や企業の連携をいかした付加価値の高いものづくりの推進、新たな価値の創造による知恵産業の推進、産学公の連携による新産業の育成振興と新事業の創出、また、産業としての農林業と他産業との連携や住環境の調和、デジタル技術の導入により、快適で生産性の高い都市活動の実現を図るなど、ものづくりを支える都市を目指します。

■ 桂イノベーションパーク



■ 主な施策

- ・ 製造業などの操業環境、農林業の営農環境の維持保全
- ・ 内陸工業地域として、物流等を支える広域交通網体系の維持・向上
- ・ 市域南部における生産・本社・研究開発・流通機能等の計画的な誘導
- ・ 産業振興のための事業環境整備（企業立地支援等）
- ・ 高付加価値のものづくりを支える土地利用、交通ネットワークの利便性向上

等

③ 質の高い観光都市

京都市には、多くの歴史・文化資源があり、日本のみならず世界から5,000万人を超える観光客が訪れています。

京都の魅力をもっと高めるための取組など、京都観光振興計画2025を推進することで、市民生活と観光の調和の下、住んでよし、訪れてよし、働いてよしの、質の高い観光都市を目指します。

■ 国立京都国際会館



■ 主な施策

- ・ 宿泊施設整備における事前説明手続やバリアフリーの更なる充実
- ・ 歴史的な町並みや美しい景観の維持継承
- ・ 滞在・宿泊型観光や、上質な観光サービスを求め、これに対価を支払う観光客の消費拡大につながる環境整備

等

（3）誰もが快適に暮らすことのできる都市【生活】

京都市は、ヒューマンスケールで個性的な地域が連たんし、ネットワークすることで、暮らしやすい生活圏が既に形成されています。この生活圏には、徒歩を中心とした日常の生活圏から鉄道やバスを利用する広域の生活圏まで、様々なものがあります。

都市の発展と活力を維持するためには、満足度が高く、誰もが働きやすく、子育てのしやすい「真のワーク・ライフ・バランス」を実現した健康で安心・快適な暮らしや、ヒューマンスケールな地域の魅力が身の回りにあふれ、身近な生活圏で「職住」のみならず「学遊」などの多様な機能が融合した、暮らしてみたくなる生活空間が必要です。

しかし、今後の人口減少・少子高齢化に伴う、地域コミュニティの弱体化や日常生活における公共交通機関の利用が困難な高齢者の増加、小売業の衰退など日常生活を支える機能の維持が困難になるなど、居住環境に様々な課題が拡大する懸念があります。

そのため、地域特性や既存の交通ネットワークをいかしつつ、日常の生活を支えるとともに、快適性と利便性の高い地域の形成を図ることで、ウィズコロナ・ポストコロナ社会も展望し、これからのライフスタイルにも対応した暮らしやすい生活圏を維持・構築し、誰もが快適に暮らすことのできる都市を目指します。



① 地域の個性をいかした、快適性と利便性の高い都市

地域活力や居住環境の維持・向上のため、地域の特性や資源をいかしつつ、日常生活を支える医療、福祉、商業、教育、子育て、文化、コミュニティなどの機能の充実と適切な配置、公共交通を中心とした交通拠点への都市機能の集積、空き家や空き地などの適切な管理の促進や有効活用などの取組を展開するとともに、地域の特性に応じたまちづくりなどの取組を展開することで、地域の魅力向上を図り、快適性と利便性を兼ね備えた都市を目指します。

■ 主な施策

- 既存施設の有効活用と機能の充実（居住水準や子育て環境、生活サービス機能等の充実）
 - 公共交通を中心とした多様な移動手段の確保
 - 市民生活に不可欠な鉄道ネットワークをいかす土地利用の展開
 - 局地的な空洞化（人口減少）を食い止める土地利用の推進
 - 歴史資源や自然資源をいかしたまちづくりの展開
 - 地域と連携した京都ならではの空き家対策の推進
- 等

② 暮らしやすい生活圏がネットワークする都市

豊かな暮らしを維持・発展させ、子どもから高齢者までが安心・安全で快適な生活ができるよう、地域の特徴をいかして、近隣都市とともに生活圏を形成する地域も含めた市内各地での地域間や生活圏間でのネットワークの維持強化や交通利便性の向上、交流の活性化を図ることで、暮らしやすい生活圏がネットワークする都市を目指します。

■ 主な施策

- ・ 既存の地域資源や鉄道駅等の交通拠点を中心とした生活圏の維持
- ・ 生活圏の特性に応じた土地利用や交通利便性の向上

等

③ 多様な地域コミュニティの活動が盛んな都市

京都のまちは、古くから元学区ごとの地域コミュニティが確立し、職住共存のように、暮らしに根付いた文化が形成されています。また、外国籍市民や帰国者、留学生などの市民が多く暮らしている多文化共生の都市でもあります。

一方、少子高齢化や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化などにより、これらの地域コミュニティの維持が困難になってきている地域もあります。

地域コミュニティと連携したまちづくりの取組や地域固有の居住環境の整備などを通じて、文化の相違に起因した課題や市民生活における様々な課題を地域で解決するなど、多様な地域コミュニティの活動が盛んな都市を目指します。

また、ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応して、地域で暮らし、働き、学び、訪れる多様な人々が担い手となり、誰もがつながり支え合うことのできるコミュニティが形成される都市を目指します。

■ 地域での交流行事 (修徳公園での夏祭り)



■ 主な施策

- ・ 地域固有の居住環境の維持・活性化

等

（４）歴史や文化を継承し創造的に活用する都市【文化】

京都市は、歴史に培われた豊かな文化と奥深い伝統に彩られた国際文化観光都市です。

都市格を高め、京都が京都であり続けるために、歴史的景観を形成する建築物や庭園、優れた景観、祭りをはじめとする伝統行事や伝統芸能、すまいや生活の文化、高い感性と匠の技を備えた伝統産業など、有形無形の京都の特性を守り、育むことはもちろん、これらを創造的に活用し、次世代に継承していくとともに、その魅力を一体的に発信するなど、世界に向けて独自の求心力を発揮する都市を目指します。

① 歴史的な町並み景観を守り、育む都市

京都には、神社仏閣や京町家などの歴史・文化資源が多数残されており、それらが京都らしい景観や町並みを形成しています。京都の魅力や活力を維持、向上させる取組を加速させるために、平成19（2007）年から実施している新景観政策では、地域特性に応じて建築物の高さ規制やデザイン基準を見直すなど、京都市全体を対象に景観のルールを創設しました。

今後とも、地域特性に応じた景観づくりや優れた町並みの保全などの取組を展開することで、更に魅力的な景観、町並みの形成を図るなど、歴史的な町並み景観を守り、育む都市を目指します。

■ 祇園新橋地区



■ 主な施策

- ・ 三山の眺望などに配慮した景観形成
- ・ 歴史的町並みの保全
- ・ 道路の無電柱化による景観形成

等

② 京町家や庭園等の歴史・文化資源を活用する都市

京都市内には、数多くの文化財・京町家などの歴史的景観を形成する建築物や庭園など、歴史・文化資源として貴重なものが数多く残されています。なかでも、京町家などについては近年再評価され、住宅としてだけでなく、店舗や宿泊施設、オフィスなどとして活用する事例も増えています。

このような歴史・文化資源について安全性を確保したうえで保全・継承を行うとともに、新たな歴史や文化を創造し活用することで、新旧の魅力が融合する都市を目指します。

■ 京町家



■ 主な施策

- ・ 京町家等の既存建築物の有効活用
- ・ 文化財や京町家等の歴史・文化資源の安全性の確保
- ・ 京都文化遺産を活用した取組
- ・ 歴史的景観を形成する建築物や庭園等の保全・継承・活用
- ・ 「新町家」の普及

等

③ 京都ならではの文化を継承・創造する都市

京都市は、伝統芸能、すまいや生活の文化などが古くから受け継がれ、まち全体が文化・芸術の都市となっています。また、西陣織などの伝統産業、京野菜や北山杉などの農林業など、地域に根差した産業が息づいており、歴史に培われた生業と生活が結びついた京都らしい職住共存の魅力が受け継がれています。

このような京都の特性を保全・継承するとともに、京都の歴史や文化、大学、伝統・先端産業など、地域の特性をいかし、そこで生まれる活力やにぎわいを京都の活性化につなげます。さらに、文化芸術とまちづくりの連携を図ることで、新たな魅力や価値を継承・創造する個性豊かな都市を目指します。

■ 主な施策

- ・ 岡崎地区の魅力向上の取組
- ・ 京都駅周辺エリアにおける文化芸術によるまちづくりや新産業創出につながる取組
- ・ 北山文化・交流拠点地区における文化と憩いに包まれた交流エリアの形成
- ・ 西陣織など、伝統産業の継承に寄与する土地利用
- ・ 住・工・農のバランスに配慮した土地利用
- ・ 農林業や観光等の産業の振興による、地域の生活・文化等の維持・継承
- ・ 学術文化・交流・創造ゾーンの指定による新たな魅力や価値の創造

等

（5）安心で安全な都市【安心・安全】

京都市では、防災面での都市基盤が十分とは言えず、地震や水害などの災害に対して大きな被害が予想されており、防災面での都市基盤整備を充実する必要があります。また、大型台風や集中豪雨などの深刻化する気候変動の影響に対応する適応策や、新型コロナウイルス感染症などの未曾有の事態に対応するレジリエンスの重要性も高まっています。

そのため、歴史都市の特性に応じた防災・減災対策やユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を図り、災害に強く、ウィズコロナ・ポストコロナ社会においても、高密度でありながらゆとりのある京都ならではの安心で安全な都市を目指します。

① 災害に強い歴史都市

京都市は戦災の影響が少ないため、細街路が多く残り、狭小敷地に建つ建築物が多いという特徴があります。面的な都市基盤整備を短期間で行うのは困難なうえ、建替えや増改築の際に道路から敷地の後退が求められる場合があることなどから、個別での建替えなども進まない状況にあります。また、文化財をはじめとする歴史・文化資源なども多く、それらの防災対策も求められています。

■ 細街路の様子



地震や水害などの災害による被害を未然に防ぐため、防災対策とまちづくりが連携し、災害に強い都市基盤整備を図るとともに、災害発生時の被害を最小限に抑えるという考え（減災）の下、安全に避難できる市街地の形成や地域コミュニティをいかした取組の充実を図るとともに、機能の分散化・多核化による災害リスクの低減・回避や、農地や山林の保全による生物多様性の確保など、より広域的な視点から防災・減災に備えます。また、地域社会の強い絆を守り、迅速な復旧と復興についても検討を行うことで、京都の特性をいかしつつ、安心・安全に暮らすことのできる、災害に備え、災害に強い都市を目指します。

■ 主な施策

- 都市基盤の多様な防災対策の検討（道路ネットワークの強化、避難地やオープンスペースの確保、市街地整備、ライフラインの耐震化等）
- 細街路の整備改善に関する総合的な計画の検討
- 建築物の安全性の確保・向上や密集市街地対策等の推進
- 文化財の防災対策
- 被災後も見据えた歴史的市街地の防災対策の検討
- まちづくりを通じた防災対策の充実
- 災害リスクを考慮した一体的な土地利用・建築規制
- 地盤の安全性の確保や治水対策の推進
- 防災・減災に資するグリーンインフラの導入
- インフラ施設周辺等で倒木を未然に防止する仕組みの検討

等

② ユニバーサルデザインの理念に基づいた都市

京都に暮らす人々だけでなく、京都を訪れる人々にとっても、日常や災害時における安心・安全の確保が求められています。

安全性を確保した都市施設の整備、公共空間や都市施設などのハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を図ることで、誰もが安心して安全な都市を目指します。

■可動式ホーム柵
(地下鉄 烏丸御池駅)



■ 主な施策

- ・ 安全性を確保した都市施設などの整備
- ・ 不特定多数が利用する空間のバリアフリー化
- ・ ハード・ソフト両面にわたる交通バリアフリーの推進

等

3 戦略的な都市づくりの進め方

京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」の実現に向け、都市計画に関する動向のモニタリングを行いながら、以下の3つの視点の下、戦略的に都市づくりを進めていきます。

(1) 多様な主体による持続可能な都市の構築

拡大・成長から安定・成熟を前提とした都市づくりへの価値観の転換が求められる中、持続可能な都市づくりを行うためには、地域の魅力や課題・将来像、また、規制誘導に関わる制度の適用や都市施設などの事業実施の必要性・効果など（以下「地域の魅力や将来像など」という。）について、地域に関わる市民・事業者・行政をはじめとする多様な主体で共有することが重要であり、そのうえで、より効率的に都市づくりを行うため、役割分担を行うことが必要です。

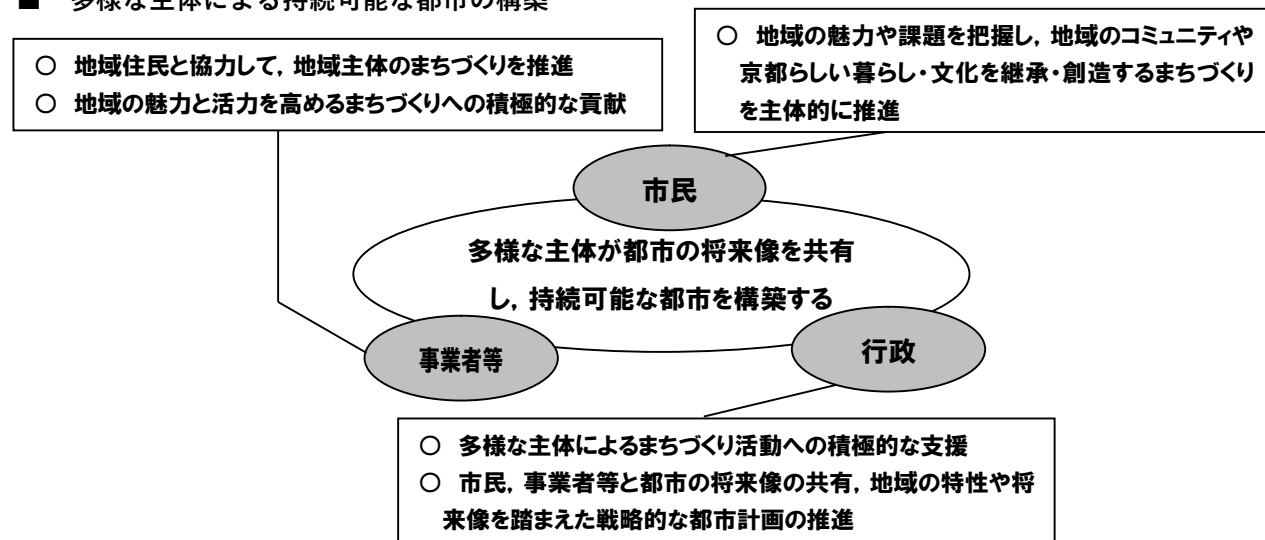
まちづくりの主人公はそこで生活する市民であり、「京都のまちの魅力をもっと磨きながら、未来に引き継ぐ」という意識の下、市民自らが地域の魅力や課題を把握し、地域のコミュニティや京都らしい暮らし・文化を継承・創造するまちづくりを進めていく必要があります。また、事業者は、市民と協力して地域主体でのまちづくりを進めていくとともに、地域の魅力と活力を高めるまちづくりへの積極的な貢献が期待されます。

行政は、地域の特性や将来像を踏まえた戦略的な都市計画を推進し、地域の魅力や将来像などについて、より一層分かりやすく説明していくとともに、多様な主体によるまちづくり活動を適切に支援し、地域の資源をいかし、新たな価値を創造する持続的な都市活動を支える必要があります。

京都市では、町内や元学区、小学校区などをはじめとする多くの地域で、地域コミュニティを単位としたまちづくりが行われています。こうした京都の特性を最大限に活用したまちづくりを進めていくため、それぞれの地域の魅力や将来像などの共有、より一層の情報公開、また、市民と行政との橋渡しとなる「(公財)京都市景観・まちづくりセンター」の活用などにより、地域の特性に応じた自主的なまちづくりが継続的に展開されるよう、まちづくり活動の支援や仕組みづくりを推進します。

これらの取組を通じて、市民・事業者・行政がそれぞれ「みんなごと」と捉え協働のまちづくりを展開し、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させ、持続可能な都市の構築を推進します。

■ 多様な主体による持続可能な都市の構築



(2) 都市計画の柔軟な見直しと活用

未経験の領域である人口減少局面や不安定な経済情勢、技術革新、法改正、市民の都市づくりに対する多様なニーズ等、昨今の都市を巡る情勢の変化は著しく、都市づくりの実現性を高めるため、都市計画は変化に迅速な対応ができる柔軟性を確保する必要があります。

そのため、土地利用の動向や都市施設の整備状況、社会経済動向の変化などを都度点検しながら、あらゆる政策分野との融合を模索し、その時点での必要性や実現性、効率性を十分に検討のうえ、適時適切に都市計画手法などの活用を図ります。

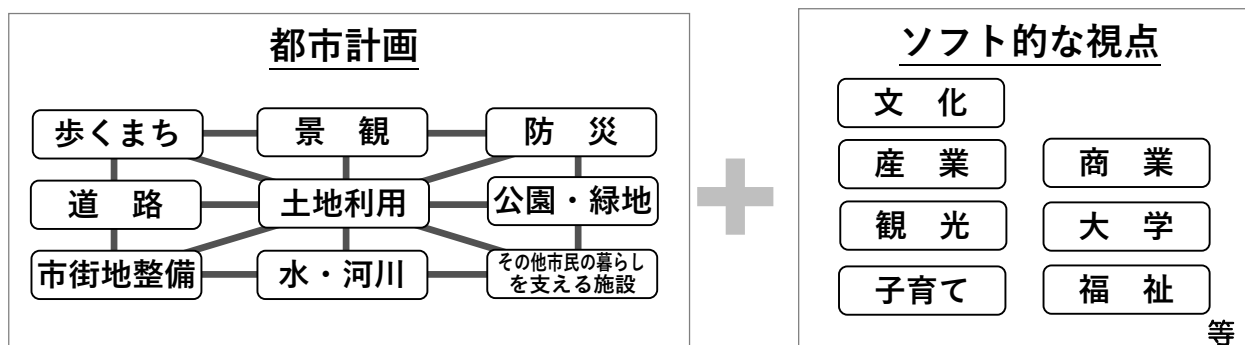
また、多様なニーズに対応しつつ、着実にまちづくりを進めるために、全体構想や方面別指針に即した地域の将来像とまちづくりの方針を、地域のまちづくりの状況や必要性に応じ、「地域まちづくり構想」として都市計画マスタープランに順次位置付けるとともに、柔軟にその将来像やまちづくりの方針等を見直すことで、きめ細やかに対応し、そのまちづくりの実効性を高めます。

(3) 京都の特性を徹底的に活用した都市づくりの効率的な推進

京都市には、三山などの豊かな自然をはじめ、国宝や重要文化財、神社仏閣、歴史的景観を形成する建築物や庭園、優れた景観、土木遺産、長い歴史に培われた文化、地域コミュニティ、伝統産業、知的財産等の歴史・文化資源や時代の要請に応じて整備された都市施設などの様々な有形無形が蓄積し、これら全ての要素と人々の営みが優れた景観を形づくり、今日の京都が創り出されています。そして、これら有形無形の蓄積をいかし、職住共存のまちづくりや新景観政策、「歩くまち・京都」総合交通戦略、「木の文化を大切にするまち・京都」などの歴史都市・京都の特性を高める取組を展開することにより、常に個性あるまちを築いてきています。

今後は、環境負荷の軽減にもつながるリサイクルの徹底や再生材の活用をはじめ、「良いものを長持ちさせる」という考え方(ストックマネジメント)に基づいた都市施設のライフサイクルコストの低減、建築物の長寿命化、民間活力の導入などを進めるとともに、将来的に整備予定のものも含めた都市基盤を最大限に活用するなど、限られた財源の中で京都の特性を徹底的にいかします。

また、都市計画の視点に加え、文化、産業、商業、観光、大学、子育て、福祉など、まちづくりに関わる様々な関係分野の計画や施策と連携しながら、多様な手法や取組の組合せによるアプローチを展開し、効率的で個性ある都市づくりを推進します。



第4章 全体構想 ～都市計画の方針～

1 土地利用

- (1) 商業・業務の集積地等における土地利用
- (2) ものづくり産業等の集積地における土地利用
- (3) 多様な住まい方を選択できる土地利用
- (4) 緑豊かな地域における土地利用
- (5) 京都の魅力を高める土地利用
- (6) 大規模な活用可能地・低未利用地における土地利用

2 歩くまち

- (1) 地域特性に応じた持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成
- (2) 誰もが「出かけたくなる」歩行空間の創出をはじめとする魅力的なまちづくり
- (3) 自転車の安心・安全な利用環境の充実と多様な場面での活用

3 景観

- (1) “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成
- (2) 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- (3) “京都らしさ”をいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- (4) 都市の魅力・活力を生み出す景観形成
- (5) 重要文化的景観の保全

4 防災

- (1) 様々な災害に対する対策
- (2) 被災後を想定した対策

5 道路

6 公園・緑地

- (1) 身近な公園・緑地の充実
- (2) にぎわい・交流を生み出す拠点等の充実
- (3) 街路樹・河川等の連続性のある緑の充実

7 市街地整備

- (1) 密集市街地等に関する対策の推進
- (2) 魅力と活力のある市街地の形成

8 水・河川

- (1) 都市全体を見据えた治水対策
- (2) 豊かな水環境・水文化の創出

9 その他市民の暮らしを支える施設

本章では、目標とする都市の姿の実現に向け、9つの都市計画の分野において、京都市全体としての都市計画の方針を定めます。

1 土地利用



目標とする都市の姿を実現するための土地利用の方針として、保全・再生・創造の土地利用を基本とし、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれてき地域ごとの特性をいかして都市の持続性を高めるため、効果的な土地・空間利用や都市機能の配置・誘導を図ります。

また、特に、ものづくり産業、商業・業務、住宅の立地誘導については、都市計画手法の戦略的な活用のほか、第2節から第9節までに掲げる他の施策とも分野横断的な連携を図ることにより、総合的に進めていきます。

【関連計画】

京都観光振興計画 2025、京都市住宅マスタープラン、京都市商業集積ガイドプラン、京都市農林行政基本方針、大学のまち京都・学生のまち京都推進計画

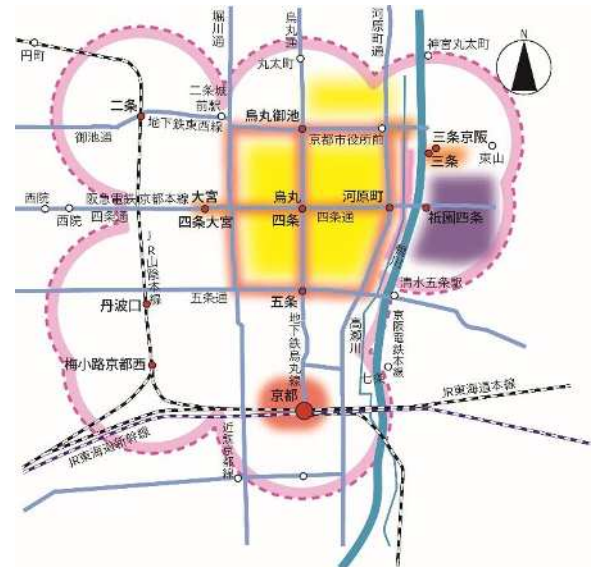
等

(1) 商業・業務の集積地等における土地利用

① にぎわいを生み出す都心部の魅力向上

都市に活力とにぎわいを生み出す都心部においては、既存の商業・業務機能を更に高め、魅力的な商業機能やオフィスをはじめとする多様な都市機能の集積を促進し、京都都市圏の中核としての求心力の向上を図ります。

■ 多様な都市機能の集積を図る都心部



【凡例】

- 商業・業務機能の立地誘導、多様な都市機能の集積を図る地域
- 特色ある商業・業務機能の維持・充実と都心居住の促進を図る地域
- 町並みとの調和に配慮した商業機能の充実を図る地域
- 広域拠点エリア

【具体的な方針】

- ア 京都の都市活力をけん引する広域拠点エリアでは、京都の商業・業務の中心として利便性を維持向上するため、京都の都市格の向上と地域経済の活性化につながるオフィスをはじめとする商業・業務機能の立地を誘導するとともに、多様な都市機能の集積を図ります。
- イ 歴史的都心地区周辺では、伝統と最先端技術の融合や京町家をはじめとした歴史的なストックのオフィス活用などクリエイティブ産業を支える拠点の創出を図ります。
- ウ 歩いて楽しいまちづくりの先導的な地区である職住共存地区では、自動車交通の抑制と歩行者空間の拡充・魅力の向上に努めます。また、既存の町並みや住環境、防災性能の向上に配慮しつつ、京町家をはじめとする既存ストックの活用などによる、京都ならではの歴史的な市街地の魅力を高める機能の充実と都心居住の促進を図ることで、魅力的な都市空間を形成していきます。

エ 京都リサーチパークが位置する五条通沿道では、国内外から訪れる多くの人々の活動を支える拠点として都市活力の向上を図るため、緑地などの公共空間やワーキングスペースなどを備えた質の高いオフィスの誘導を図るなど、働きやすく潤いある環境整備を推進します。また、都心部の各通りの沿道においても、その特性に応じたにぎわいの創出を図るとともに、徒歩と公共交通優先の安心・安全で魅力的な歩行空間の更なる創出に取り組み、にぎわいと交流を生み出す回遊性の高いウォーカブルなまちづくりを推進します。

オ 祇園町南側周辺や新橋周辺、先斗町周辺をはじめとする、京都らしい風情があり、京町家など伝統的な建築物が多く残る場所では、防災性能の向上を図りつつ、建築物や町並みとの調和に配慮した商業機能の充実を図ります。

カ 木屋町通周辺や祇園町北側周辺などの繁華街については、周辺と調和した商業機能の誘導を図ります。

■ 五条通沿道の町並み



■ 四条通沿道の町並み



■ 烏丸通沿道の町並み



■ 祇園町南側地区の町並み



■ 主な施策

- 周辺環境に配慮した商業・業務機能の充実（都市計画の見直し、地区計画や特別用途地区等の活用）
- 職住共存地区における特色ある機能の維持・充実（特別用途地区等の活用）
- オフィス機能の誘導による働く場の確保（都市計画の見直し等）
- 文化・スタートアップ機能等を持つオフィスの誘導（立地適正化計画制度の活用）
- 安心・安全で魅力的な歩行空間の創出
- 歩いて楽しい「出かけたくなる」にぎわい空間の創出
- 公共交通・徒歩移動を補完する自転車等の利活用

等

② 公共交通と連携した商業・業務機能の集積と生活拠点の充実

公共交通ネットワークを最大限に活用するため、都心部のように既に商業・業務機能が集積する鉄道駅などの公共交通の拠点周辺では、商業・業務機能の更なる集積や充実を図ります。

また、地域中核拠点をはじめ市内各地にある鉄道駅などの公共交通の拠点や商店街などの地域の核となる箇所では、地域での生活を支える商業・業務機能や居住地から近くアクセス性の高い働く場の充実を図るとともに、適切な立地誘導を図ります。

■ 地下鉄（烏丸御池駅）



【具体的な方針】

ア 都心部のように都市基盤が整備されており、商業・業務機能が集積する鉄道駅などの公共交通の拠点周辺では、より一層都市の活力を向上させるために、日常生活を支える機能に加え、広域のニーズに対応した多様な商業・業務機能の集積や充実を図ります。

イ 定住人口の求心力となる地域中核拠点エリアでは、若年・子育て層のニーズに合った居住環境の充実や、居住地から近くアクセス性の高さをいかし、シェアオフィスやコワーキングスペースを備えた新しい形のオフィスを誘導するなどして、働く場の充実を図ります。

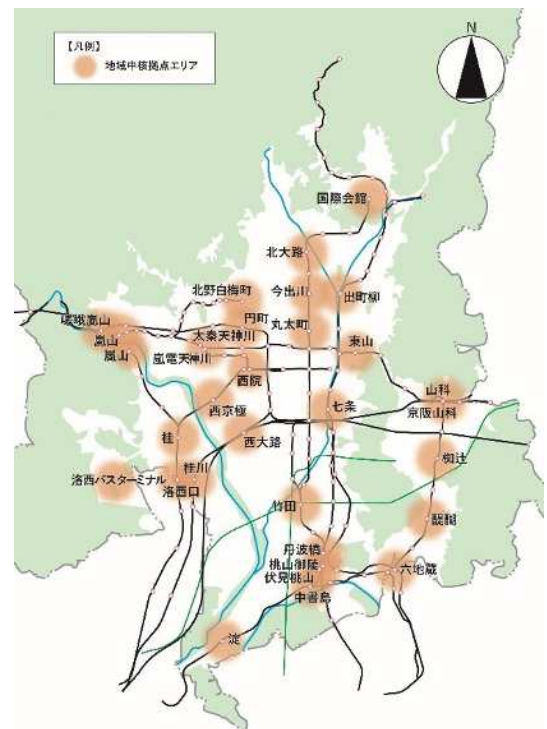
ウ 鉄道駅などの周辺や商店街などの地域の核となる箇所については、地域での生活を支える機能の充実を図ります。

エ 市境における公共交通の拠点周辺では、都市計画の一体性の向上や相互効果を発揮する機能の充実を図ります。

オ 各地域における主要な公共交通の拠点などでは、まちの魅力や強靭性を高める環境整備の充実を図ります。

カ 京都市商業集積ガイドプランに沿って、地域の特性に配慮した魅力ある商業集積の形成を図ります。

■ 地域中核拠点エリア



■ 主な施策

- ・ 地域中核拠点エリア等での商業・業務・居住機能等の集積（都市計画の見直し、地区計画や特別用途地区の活用等）
- ・ 市街地環境の整備改善（地区計画や総合設計制度の活用）
- ・ 災害時における帰宅困難者対策のための一時滞在施設の確保（高度利用地区や総合設計制度の活用）
- ・ 大規模小売店舗の適切な誘導

等

③ 京都の魅力・活力を支える特色ある通りの形成

京都の魅力のひとつでもある市内各地の個性ある大路・小路の沿道地区において、特色ある商業・業務機能の立地誘導を図ります。

また、将来的に整備予定の都市基盤を戦略的に活用することにより、商業・業務、ものづくり産業などの集積地における土地利用を推進し、周辺地域の魅力・活力の向上を図ります。

【具体的な方針】

ア 商業・業務機能が集積している幹線道路沿道では、その機能の維持・充実を図ります。

イ 機能的な道路ネットワークをいかし、都市活動と市民生活の利便性を高めるとともに、徒歩と公共交通優先の安心・安全で魅力的な歩行空間の更なる創出に取り組みます。

ウ 向日市との市境地域では、将来的な都市計画道路の整備や向日市域での都市開発を見据え、多様な都市機能の適切な配置・誘導を図ります。

エ 北山通の沿道では、植物園やコンサートホールなど地域資源が集積する北山文化・交流拠点地区におけるまちづくりとも連動しながら、魅力的な文化・商業機能の充実を図ります。

オ 伏見旧市街地では、いくつもの商店街などが持つ独自のにぎわいや、多くの歴史・文化資源などをいかし、商業・業務機能の維持・充実を図ります。

カ らくなん進都では、地区のシンボル軸となる油小路通沿道のパルスプラザ周辺や主要交差点付近において、本社・研究開発機能などの業務機能とともに商業・文化機能などの多様な都市機能の集積を図ります。

■ らくなん進都（南側から望む）



■ 特色ある通り



■ 主な施策

- それぞれの通りの特性に応じた魅力的な都市機能の充実（都市計画の見直しや地区計画の活用等）
- 都市への活力・レジリエンスの向上に資する道路整備の推進
- 安心・安全で魅力的な歩行空間の創出
- 歩いて楽しい「出かけたくなる」にぎわいの空間の創出

等

(2) ものづくり産業等の集積地における土地利用

① ものづくり拠点の形成

ものづくり産業の重要な基盤となる工業の集積地や知恵産業の創出にも貢献する研究開発拠点においては、京都の特性（大学、世界的なものづくり企業、中小・ベンチャー企業の集積）をいかしてオープンイノベーションが促進され、国際競争力を高める環境整備やものづくり都市を支える活力ある工業地の形成、企業立地支援を行うため、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応、強靱性を高める周辺環境の整備改善・誘導などを図ります。

また、多様な地域の特性を踏まえ、これからの暮らしにも対応した新たな時代の職住近接のまちづくりを進めるため、ものづくりと調和し生活利便が整った居住環境の創出を図るとともに、将来的に整備予定の都市基盤を戦略的に活用することにより、ものづくり産業などの集積地における土地利用を推進します。

【具体的な方針】

ア ものづくり産業集積エリアでは、工場の操業環境が充実した拠点の創出を図るとともに、業務・生産・流通機能の誘導に取り組みます。

イ 南部創造のまちづくりの先導地区であるらくなん進都においては、安全・快適で魅力的な都市環境の創出や利便性の高い公共交通体系の整備、脱炭素型のまちづくりなどを進めながら、国内外の最先端のものづくり企業をはじめとする企業の本社オフィスや生産・研究開発・流通機能の集積を図ります。

ウ 京都リサーチパーク地区では新産業の創出拠点として、研究開発、育成機能の集積を促進します。

エ 梅小路京都西駅エリアなどにおけるクリエイティブなまちづくりの取組と連携したスタートアップのオフィスやラボの集積を図ります。

オ 桂イノベーションパーク地区周辺では、大学や産業支援機関などとの連携の下、民間企業などから研究開発施設などの進出を促し、産学公連携による産業振興（研究開発）拠点として形成・充実を図ります。

カ 鉄道駅に近接しているなどアクセス性の高い工業地域では、工場の操業環境を維持しつつ、生活利便が整った居住環境の創出を図ります。

キ 市境の地域においては、都市計画の一体性を向上させ、相互効果を発揮する機能の充実を図ります。

ク 高速道路のインターチェンジに近接し、農地など周辺環境とも調和する産業用地の創出を図ります。

■ ものづくり拠点



■ 主な施策

- ・ 工場の操業環境の向上を図るための土地利用検討
 - ・ 生産機能の高度化と都市環境の整備改善等を行う整備計画への支援（都市計画の見直しや地区計画の活用等）
 - ・ 工業・業務・流通機能等の誘導（建築物の用途に合わせた都市計画の見直しや、地区計画を用いた高度地区の適用除外規定の活用等）
 - ・ オフィス機能の誘導による働く場の確保（立地適正化計画制度の活用）
 - ・ 市街化調整区域における産業用地の創出（地区計画の活用等）
- 等

② ものづくり産業と住・農の共存

伝統産業から先端技術産業までの多様なものづくり産業と居住環境が共存し、京都のものづくりを支える地域においては、市街地内の緑なども活用し、ものづくり産業の操業環境と居住や農業環境の調和を図ることで、今後とも工と住・農が共存できる環境の維持・充実を図ります。

また、伝統産業と最先端技術の融合など、地域で受け継がれてきた歴史・文化、匠の知恵や技をいかしつつ、京都のクリエイティブ産業を支える拠点の充実を図ります。

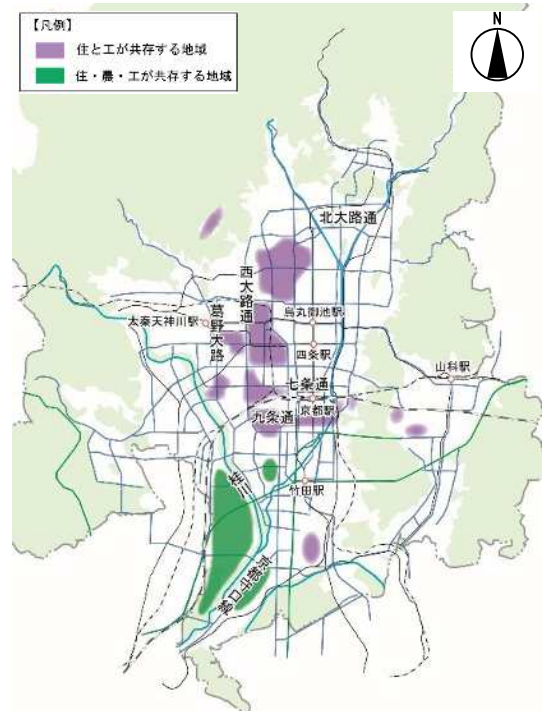
【具体的な方針】

ア ものづくり産業が集積するとともに都市居住が共存する西ノ京や西京極、西九条、壬生、山ノ内、西院、山科区の南西部などの地域では、工場などの生産機能の充実や居住環境と調和した新たな産業展開など、住と工が共存できる環境の維持・充実を図ります。

イ 西陣織や京焼・清水焼などの京都を代表する伝統産業を中心とする地域では、ものづくり産業の操業環境と居住環境双方の維持・向上を図ることで、住と工が共存できる環境の維持を図るとともに、伝統産業と最先端技術の融合を図るなど、地域で受け継がれてきた歴史・文化、匠の知恵や技をいかしつつ、産業イノベーションの更なる推進を図ります。

ウ 吉祥院、横大路（概ね府道京都守口線の東側）、上鳥羽、久我・久我の杜・羽束師地域など、住・農・工の土地利用が混在する地域では、それらが適切に共存する環境の維持を図ります。

■ 京都のものづくりを支える地域



■ 主な施策

- ・ 住と工が共存できる環境の維持（特別用途地区や地区計画の活用等）
 - ・ 伝統産業をはじめとする住と工が共存する地区における今後の土地利用や環境整備の方向の検討（特別用途地区の在り方の検討等）
 - ・ 周辺環境との調和（施設内の緑化や緩衝緑地の設置等）
- 等

(3) 多様な住まい方を選択できる土地利用

市街地内では、おおむね徒歩で移動でき、多世代が安心・快適に居住できる生活圏の形成に配慮します。また、住む人がそれぞれのライフステージや働き方に応じて住まい方を選択できるよう、多様な地域において特性を踏まえながら、便利で魅力的な居住環境の形成を図ります。

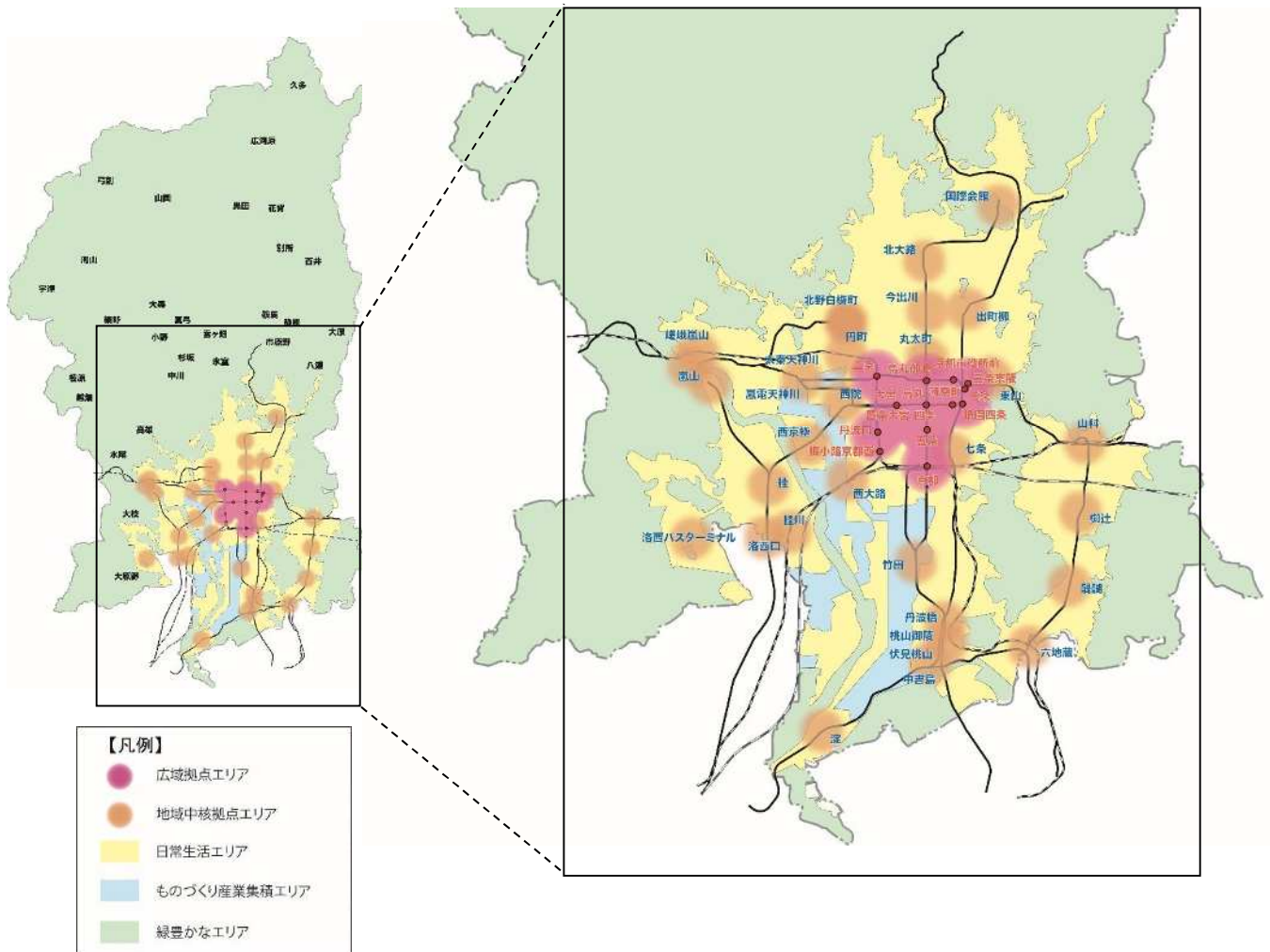
豊かな自然と共生する市街化調整区域などにおいては、市街化を促進しないことを基本としつつ、自然環境と調和した既存集落などの居住環境の維持・充実に目的とした計画的な土地利用を図ります。



【具体的な方針】

- ア 多くの人々の生活の場である日常生活エリアでは、地域のニーズに応じた商業施設や病院、保育施設、ワークスペースなどの身近な生活圏で暮らしを支える多様な機能が充実した居住環境の形成を図ります。
- イ 鉄道駅の周辺や幹線道路沿道では、各地域の特性を踏まえながら、若年・子育て層のニーズに合った居住環境の充実に図ります。
- ウ 歴史的都心地区周辺では、多様な都市機能が集積する機能的な都市環境と、職と住が共存する町並みが調和した快適でにぎわいのある都心居住の魅力の維持・向上を図ります。
- エ ものづくり産業と居住が混在する地域では、ものづくりと調和し生活利便が整った居住環境の創出を図ります。
- オ 計画的に市街地の環境が形成された洛西ニュータウンや向島ニュータウンなどでは、計画的に配置されたゆとりある住宅地として良好な居住環境の維持を図ります。
- カ 大規模団地やその周辺に形成された住宅地などについては、地域の特性に応じたゆとりと潤いのある居住環境の維持・向上・再生を図ります。
- キ 外国籍市民や帰国者が多く居住している地域については、多文化共生に配慮した居住環境の整備について検討します。
- ク 高度経済成長期以降にスプロール的に開発された高密な住宅地が多い地域などにおいては、安心・安全で快適な居住環境の形成を図ります。
- ケ 市街化が見込まれる中大規模農地が残る地域については、スプロールの防止と計画的な市街地整備を誘導します。
- コ 市街化調整区域や山間地域などの農林業が中心の地域では、市街化の拡大抑制と同時に緑豊かな自然環境の育成・保全を前提に、森林や農地の維持管理において重要な役割を果たしている地域住民の暮らしを支えるため、既存集落の住環境・生活環境の充実、農林業及び地域資源をいかした観光や森林サービス業などの産業の振興をもって、地域の生活・文化、コミュニティの維持・継承を図ります。

■ 様々な居住環境を持つ地域



■ 主な施策

- 良好な住環境の誘導（地区計画や建築協定の活用，住宅地における適切な敷地や住宅規模の誘導等）
- 既存集落環境や土地利用の計画的な規制・誘導（市街化調整区域の地区計画等の活用）
- 地域中核拠点エリア等での商業・業務・居住機能等の集積（都市計画の見直し，地区計画や特別用途地区の活用等）
- 日常生活エリアにおける生活サービスや地域コミュニティの確保（立地適正化計画の活用）等

(4) 緑豊かな地域における土地利用

① 三山をはじめとする自然景観の保全・再生

歴史都市・京都にとって極めて重要な役割を果たしている京都の歴史的景観の背景となる三山や尾根の連なりをはじめとする自然景観について、森林の植生の保全や育成の取組とも連携しつつ、維持・保全を図ります。

【具体的な方針】

- ア 市街地景観の背景となる緑豊かな山々の自然景観や歴史的遺産と結びついた風致を維持・保全し、都市全体の美しさや市民の生活環境の保持を図ります。
- イ 三山の山すそなどにおいては、貴重な歴史資源と自然環境が一体となった歴史的風土の維持・保全を図ります。
- ウ 緑豊かな山並みに代表される自然風景を保全・再生し、緑を守り育てます。
- エ 三山とつながりの深い河川空間の景観保全を図ります。

■ 鞍馬地区（自然風景保全地区）



■ 主な施策

- ・ 風致や歴史的風土、自然風景の保全（風致地区や歴史的風土保存区域、自然風景保全地区の活用等）

② 市街地内やその近辺における緑の保全

自然と調和したゆとりと潤いのある市街地の形成を図るとともに、生物多様性の恵みを最大限にいかすため、三山の山すそや緑豊かな住宅地、神社仏閣などの市街地内にある緑やその近辺における緑について、それぞれの状況に合わせ、適切に維持・保全を図ります。

【具体的な方針】

- ア 嵐山、松尾、大原野、醍醐などの市街地の近辺における相当規模の広さを有する樹林地を無秩序な開発から保全します。また、小塩山や善峰寺周辺などの特に重要な緑地資源については、保全を図ります。
- イ 洛西中央地区や吉田山など、市街地内におけるまとまった緑地の保全を図ります。
- ウ 市街地内やその近辺の優良農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、緑のオープンスペース、避難のための空間、雨水の貯留や都市の水循環機能、公共施設などの保留地といった多様な機能を有する都市に必要なものとして、維持・活用方策を検討します。

■ 小塩山（近郊緑地特別保全地区）



■ 主な施策

- ・ 地域の特性に応じた緑地の保全・活用（近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区の活用等）
- ・ 市街化区域内の農地の保全・活用（生産緑地法や都市農地の賃借の円滑化に関する法律の活用）等

③ 豊かな自然との共生

豊かな自然と共生する市街化調整区域や都市計画区域外の山間部などにおいては、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境や生物多様性の保全・形成のため、森林や農地を最大限に活用しつつ、その保全を図ります。また、土地利用については、無秩序な開発を防止することを前提に、地域の生活・文化などが維持・継承されるよう、農林業や地域資源をいかした地域づくりを進めます。

■ 山間部の集落

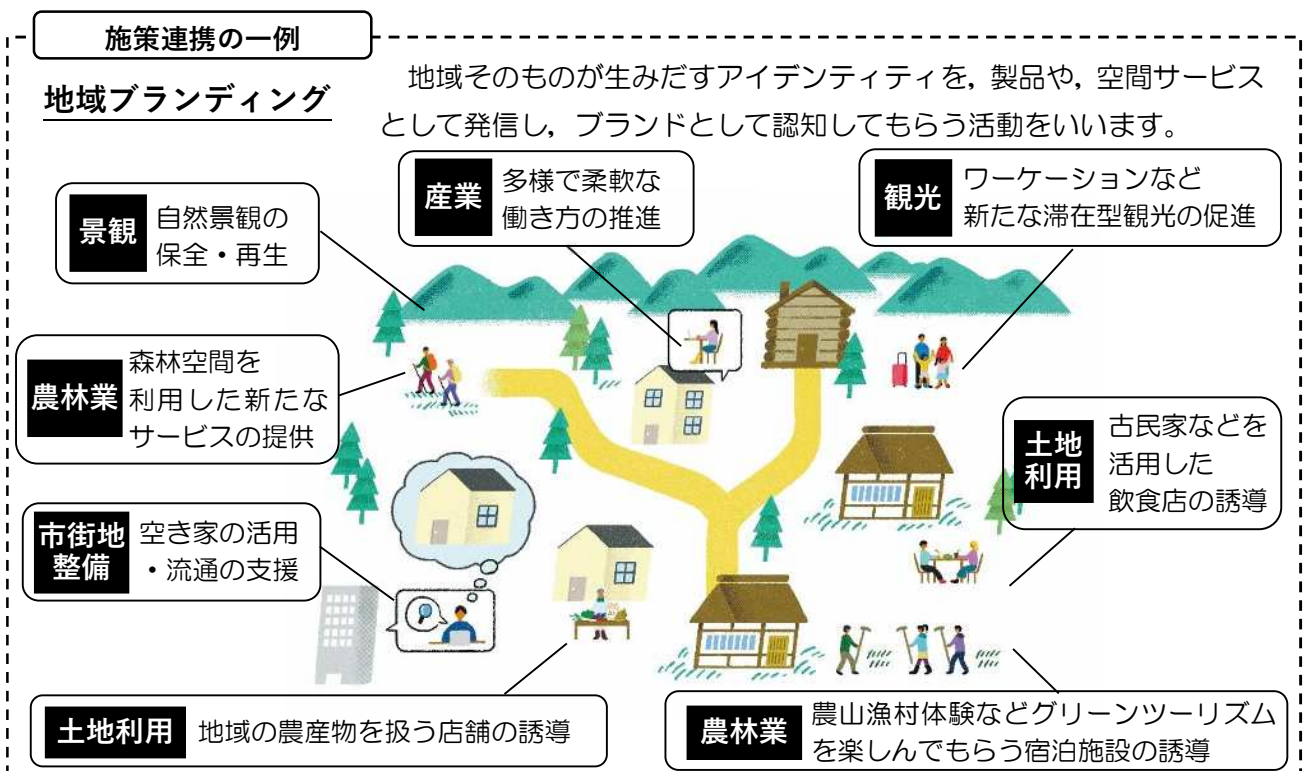


【具体的な方針】

- ア 鞍馬や大原などの農山村集落では、京都市に残された貴重な緑の資源としての森林、農地の保全を図りつつ、農林業や地域資源をいかした地域づくりの核となる機能の充実を図ります。
- イ 大枝や大原野などの市街化区域周辺に位置する既存集落では、都市近郊農業の振興と計画的な農地の保全を図りつつ、住環境や生活環境の充実と合わせて、文化的・地理的特性をいかした産業などの振興を図ります。
- ウ 京北地域や花脊などの山間部では、林業や農業などの地域資源を活用した交流拠点の充実を図ります。
- エ 大岩街道周辺地域では、周辺の自然と調和した良好な環境を確保するとともに、同地域の特性などを踏まえた土地利用を誘導します。
- オ 農山村集落における受入環境の充実により、地域の魅力をいかしたグリーンツーリズムの推進を図ります。

■ 主な施策

- ・ 既存集落環境や土地利用の計画的な規制・誘導（市街化調整区域の地区計画の活用等）等



（5）京都の魅力を高める土地利用

京都の魅力を受け継ぎ、存分にいかした個性豊かなまちづくりを目指して、市内の様々な地域において、歴史や伝統に培われた文化や景観、産業、知恵など、地域の資源をいかしたまちづくり活動や、京都のまちを大切にする市民や企業・事業者、専門家などが交流し、新たな価値を創造する場の形成などを促進します。



【具体的な方針】

- ア 多様な人々の出会いや集い、交流を通じて、地域に息づくまちの資源をいかした場が、地域のまちづくりと結びつく街区などを都市計画的に捉え、新たな魅力や価値の継承・創造を目指します。
- イ 産業とのつながりをいかした大学や文化を創造する大学、地域に開かれた大学などの学術研究機能の誘致を図ります。また、大学の流出防止や学術研究機能の維持・充実のため、施設整備や機能更新時の支援を行います。
- ウ 地域や社会の課題解決に貢献していく持続可能な観光の実現に資する質の高い宿泊施設の誘導を図ります。
- エ 京都駅周辺地域では、市立芸術大学の移転や市中央卸売市場の再整備、梅小路京都西駅の開業を契機としたクリエイティブなまちづくりの機運を捉えて、アートやデザイン、ものづくり、伝統・先端産業などが融合した様々な取組・活動を支援し、地域全体の活性化を図ります。
- オ 京北地域や大原、鞍馬、花脊などをはじめとする観光資源の豊富な農山村集落では、自然や歴史資源をいかした新たな魅力の創出に資する施設の充実を図ります。

■ 主な施策

- ・ 地域資源をいかしたまちづくりの展開による新たな価値を創造する拠点整備への支援（「学術文化・交流・創造ゾーン」の形成、都市計画の見直し、地区計画や特別用途地区の活用等）
- ・ 学術研究機能の高度化を伴う整備計画への支援（京都市大学施設整備支援・誘導制度に基づく地区計画の活用等）
- ・ 地域との調和と更なる質の向上を目指した宿泊施設の誘導
- ・ 既存集落環境や土地利用の計画的な規制・誘導（市街化調整区域の地区計画の活用等）

等

(6) 大規模な活用可能地・低未利用地における土地利用

大規模な活用可能地・低未利用地は、京都の活力の維持・向上を進めるうえで貴重な財産であることから、都市の空洞化や無秩序な開発とならないよう、計画的・戦略的な土地利用を図ります。

■ 京都市立芸術大学



出典:Google Earth

【具体的な方針】

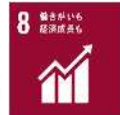
- ア 市有地や国有地をはじめとする公的な低未利用地において、本市の都市的な課題の解決や地域特性などを踏まえた将来像の実現に資するよう、そのポテンシャルを最大限発揮させ、地域の魅力を高める都市機能を配置・誘導します。
- イ 予期しない工場跡地などの市街地における大規模な低未利用地の発生については、周辺の土地利用の状況や用途地域の指定状況、京都市商業集積ガイドプランなどとの整合を図りつつ、適切な都市機能の誘導を行います。
- ウ 南部地域の大規模な市有地である水垂埋立地跡地においては、運動公園整備や再生可能なエネルギーの創出に向け、有効活用を図ります。
- エ 市営住宅団地内外の活性化を図る団地再生事業により生じる用地については、各団地が位置する地域の将来像を踏まえながら、地域及び市全体の魅力・活力を高める土地利用を図ります。

■ 主な施策

- 適切な都市機能の誘導（都市計画の見直しや地区計画の活用等）
- 埋立地跡地の有効活用

等

2 歩くまち



目標とする都市の姿を実現するための歩くまちの方針として、「歩いて楽しいまちづくり」をより一層推進します。また、誰もが「出かけたくなる」魅力と活力あふれるまちと暮らしの実現に向けた取組の展開や、市内の各エリア間はもとより、近隣都市を含めて有機的かつ広域的につなぐ交通ネットワークの検討などにより、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の更なる進化を目指します。

【関連計画】

「歩くまち・京都」総合交通戦略、京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン、京都・新自転車計画、今後の道路整備事業の進め方、今後の無電柱化の進め方 等

(1) 地域特性に応じた持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成

京都市内で運行するバス、鉄道の交通事業者などの連携により、京都に住まい、また京都を訪れる全ての人が、快適、便利に利用できる公共交通の利便性向上策を推進するとともに、地域における生活交通の維持・確保や市民生活と調和した観光に資する混雑対策など持続可能な都市を支える公共交通ネットワークづくりを進めます。

■ 地下鉄



さらに、京都府や国の協力の下、市内周辺部及び近隣都市を含めた創造的な都市圏の創出に向けて、新たな環状ネットワークなども含めた広域的なネットワークの在り方の検討を進めていきます。

【具体的な方針】

- ア 市民の暮らしを支える公共交通を維持することに加え、既存公共交通の維持が困難となったエリアについても、地域の実情とニーズに応じた移動手段の維持・確保に努めます。
- イ スムーズで、分かりやすく、より便利に移動できる環境や、公共交通の安心・安全の一層の向上を図ります。
- ウ 市民と観光客との移動の錯綜を解消し、混雑対策をより一層進めることで、移動が円滑に、そして安心できるような環境になるよう、新たな技術やモビリティサービスを活用しながら取組を進めます。
- エ 持続可能な都市社会を実現するために、公共交通ネットワークをより一層充実させることを目指します。

■ 主な施策

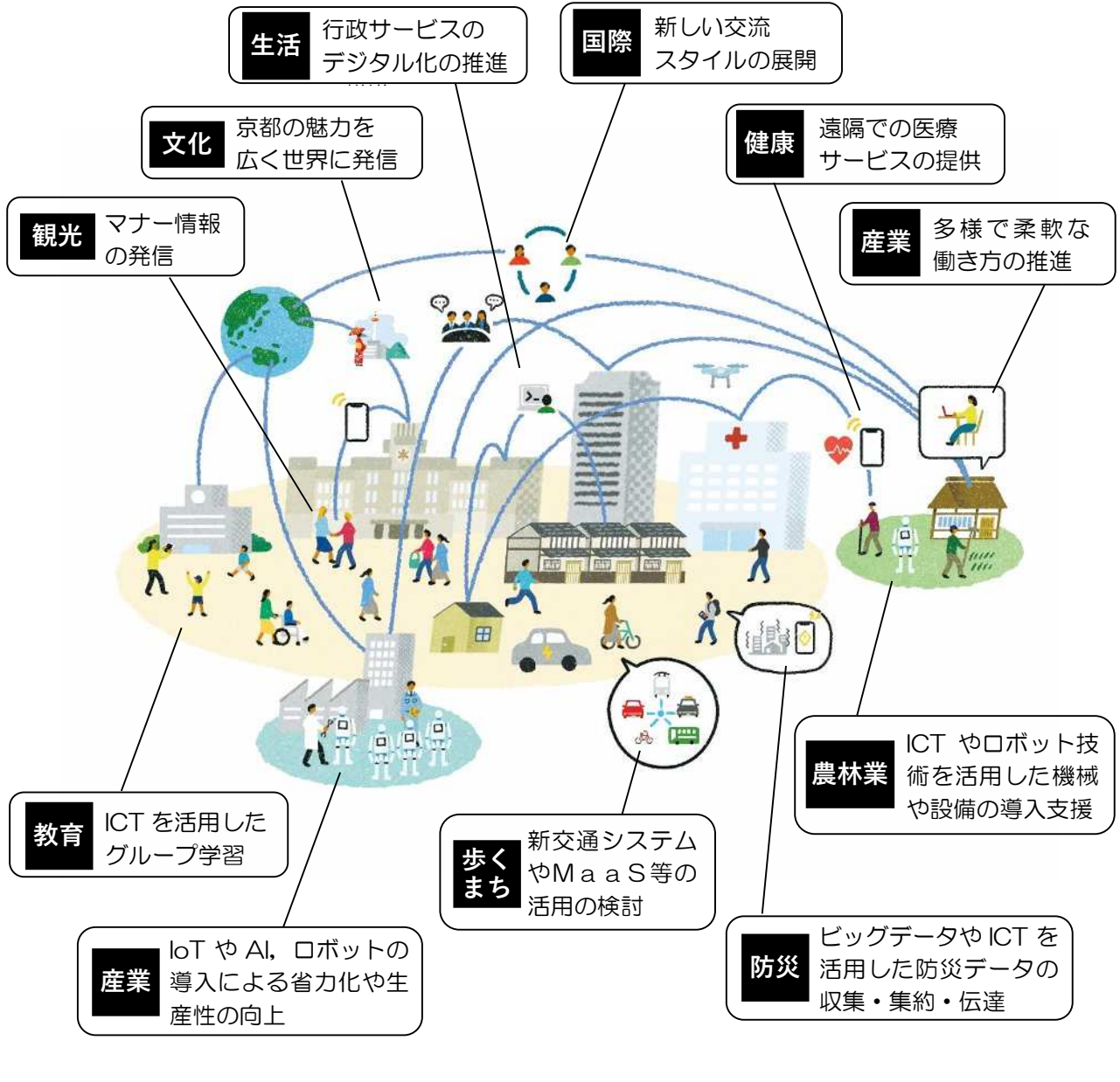
- ・ 地域の特性やニーズに応じた生活交通の維持・確保
- ・ 安心・安全・快適・便利な移動につながる公共交通の利用環境整備の更なる促進
- ・ 利便性・快適性の向上につながる交通結節機能の強化
- ・ ハード・ソフト両面にわたる交通バリアフリーの推進

等

施策連携の一例

スマートシティ

IoT や AI などの先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市を目指します。



(2) 誰もが「出かけたくなる」歩行空間の創出をはじめとする魅力的なまちづくり

京都の魅力を満喫できるように、「歩行者」を最優先とする快適な道路空間を確保するとともに、地域の特性に応じた道路の使い方を検討します。また、にぎわいのある魅力的な歩行者空間の創出により、出かけたくなるまちづくりを目指すとともに、自動運転などの新技術や、MaaSの推進、公共交通と徒歩や自転車など多様な移動手段を組み合わせたスマートなライフスタイルの定着など、安心・安全な移動をするための取組を進めます。

■ 四条通



【具体的な方針】

- ア 誰もが、安心・安全に歩ける歩行空間はもちろんのこと、回遊性が高く、歩いて楽しめるにぎわい空間づくりを進めます。
- イ 単に自動車交通を抑制するのではなく、駐車場の利活用、安心・安全で都市活力にもつながる道路ネットワークの整備、市民の生活と経済活動を支える円滑な物流などに配慮しつつ、道路機能分担を踏まえ、自動車交通の効率化と適正化を目指します。
- ウ 健康で、人と環境にやさしい歩いて楽しい暮らしとなるよう公共交通を自らが選択するスマートなライフスタイルの定着を進めます。

■ 主な施策

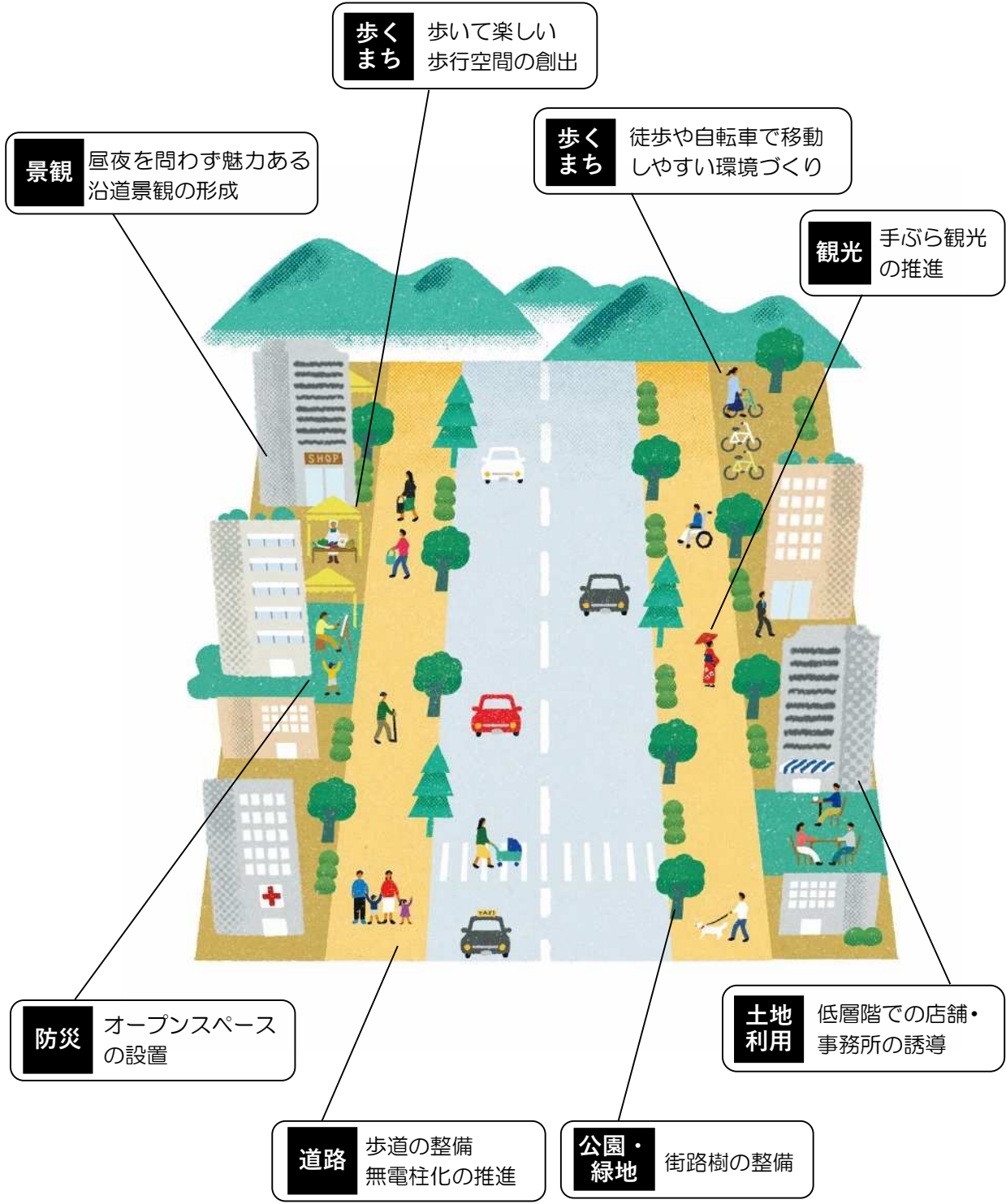
- ・ 安心・安全で魅力的な歩行空間の創出
- ・ 歩いて楽しい「出かけたくなる」にぎわい空間の創出
- ・ パークアンドライドや駐車場施策などによる自動車流入抑制
- ・ 既存駐車施設の有効活用（自動二輪車等の駐車施設確保等）
- ・ 自動車流入抑制策の展開
- ・ 民地内のオープンスペースの確保（地区計画、総合設計制度等の活用）

等

施策連携の一例

ウォークブルシティ

まちなかを車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へ改変していく取組です。これらの取組は都市に魅力と活力をもたらします。



(3) 自転車の安心・安全な利用環境の充実と多様な場面での活用

自転車は、利便性・機動性に優れた暮らしに欠かすことのできない移動手段です。また、徒歩や公共交通を補完するとともに、環境にやさしく健康的で便利な乗り物であることから、多くの方が日常的に利用されています。

自転車の安心・安全な利用環境を充実するため、自転車安全教育・学習の推進や、自転車走行環境の更なる整備、駐輪需要に応じた駐輪環境の整備、より効果的・効率的な放置自転車対策を進めるとともに、自転車の特性をいかした多様な場面での活用を図ります。

■ 自転車走行環境の整備



【具体的な方針】

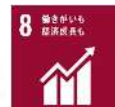
- ア 学校や警察をはじめとした関係機関との連携の下、サイクルセンターの活用などにより、子どもから高齢者まで誰もが自転車利用のルール・マナーを学べる環境づくりを進めるとともに、あらゆる機会を通じて、自転車利用のルール・マナーの周知、啓発を進めます。
- イ 自転車交通量の多い幹線道路などにおいて、矢羽根マークなどの路面表示を主とした整備を行い、自転車走行環境のネットワーク化を図ります。また、駅や学校周辺などにおいて、自転車の利用状況などに応じた部分的な走行環境整備を行います。
- ウ 民間事業者の公募による整備など、多様な手法により、駐輪需要に応じた適切な駐輪環境の整備を進めるとともに、既存駐輪場の機能向上や情報発信を充実し、駐輪場の利用促進を図ります。また、より効果的・効率的な放置自転車対策を実施し、歩行者などの安心安全な通行環境を確保します。
- エ シェアサイクルなどによる公共交通と連携した快適な移動環境づくりをはじめ、環境問題や健康増進、観光振興、災害対応など多様な場面において、自転車の特性をいかした活用策を展開します。

■ 主な施策

- ・ ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進
- ・ 自転車走行環境の更なる整備
- ・ 民間事業者の公募によるまちかど駐輪場の整備
- ・ 事業者との連携によるシェアサイクルの利用環境の向上（ポートの拡大）

等

3 景観



目標とする都市の姿を実現するための景観の方針として、京都の優れた景観を50年後、100年後の未来へと引き継ぎ、歴史都市・京都の都市格と魅力を更に高めていくため、三山をはじめとする自然景観や歴史的な町並み景観の保全、市民一人ひとりのいきいきとした暮らしや営みを含めた景観の形成など、「見る景観」から「感じる景観」、「生きた景観」へと政策の進化を図ります。

【関連計画】

京都市京町家保全・継承推進計画、京都市景観計画、京都市文化財保存活用地域計画（仮称）、京都市歴史的風致維持向上計画、京都文化芸術都市創生計画、今後の無電柱化の進め方 等

（1）“盆地景”を基本に自然と共生する景観形成

三山や鴨川をはじめとする自然と共生する景観を形成するため、盆地を取り巻く三山の緑の保全・再生、眺望景観、借景を保全・創出します。

■ 鞍馬地区（自然風景保全地区）



【具体的な方針】

- ア 市街地の背景として眺望される緑豊かな山並みは、長い歴史を通じて我が国の文化を育ててきた京都のまち及び鴨川をはじめとした河川と一体となって山紫水明と形容される特有の優れた都市風景を形成しており、将来の世代に継承できるように、山並みの風景の保全・再生を図ります。
- イ 市内の緑豊かな山々と歴史的資産が集積する優れた自然景観や山すそに広がる緑豊かな住宅地などでは、市の風致の保全を図ります。
- ウ 建築物の高さは、都市全体の景観形成に大きな影響を及ぼすことから、三方をなだらかな山々で囲まれた京都の盆地の風土やこれらの山並みとの調和に配慮し、都心部から三山の山すそに行くにしたがって次第に建築物の高さが低くなるような構成を基本としつつ、隣接する市街地間の高さの格差の抑制や土地利用にも配慮した高さ規制とします。

■ 主な施策

- ・ 緑豊かな山並みの保全・再生（自然風景保全地区）
- ・ 都市の風致の保全（風致地区等）
- ・ 都市近郊や市街地の緑地の保全（近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区）
- ・ 建築物の高さ規制（高度地区）
- ・ 京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインに基づく森林景観づくり 等

(2) 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

歴史的景観の保全・再生とともに、創造的視点を加えた景観の創出を図り、これらが調和する都市イメージの具現化を図ります。

【具体的な方針】

ア 数多くの歴史・文化資源が集中し、東山、北山、西山などを背景にして恵まれた自然環境と一体をなす山ろく部の特色ある歴史的風土の保存を図ります。

イ 歴史都市・京都を構成する世界文化遺産をはじめ、様々な歴史的建造物や史跡名勝、さらには、群をなす優れた伝統的建造物など市内に点在する歴史遺産を積極的に保存します。

ウ 歴史遺産の周辺などには、京町家をはじめとする歴史的建造物や庭園が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生・活用を図ります。

エ 京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情をたたえる良好な景観の保全・再生を重点的に推進します。

オ 歴史的な景観や地域の特性と調和しつつ、デザインの創造性を発揮した建築物などを積極的に誘導します。

■ 祇園新橋地区
(伝統的建造物群保存地区)



■ 嵯峨野の竹林と竹穂垣
(歴史的風土特別保存地区)



■ 主な施策

- ・ 優れた歴史的風土の保存（歴史的風土特別保存地区等）
- ・ 歴史的風致の維持及び向上（歴史的風致維持向上計画に定める重点区域等）
- ・ 特色ある歴史的な町並みの保存（伝統的建造物群保存地区等）
- ・ 京都を彩る建物や庭園の保全・活用
- ・ 無電柱化の推進

等

(3) “京都らしさ”をいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成

日常の暮らしや生業から醸し出される京都らしさをいかした個性ある多様な空間を創出するとともに、これらが連続し、重なり合うことによっても、京都らしさを感じさせる都市空間の創出を図ります。

【具体的な方針】

ア 歴史的景観を形成している建造物群が存する地域やまとまりのある景観の特性を示している市街地の地域では、その良好な景観の保全及び修景を図ります。

イ おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地を景観形成の重点地域として、市街地景観の整備を図ります。

ウ 視界に入る全ての景観が重なり合って織り成す「景色」「風景」は長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、京都を訪れる大きな魅力の一つです。このかけがえのない眺望景観の保全・創出を図ります。

■ 景観地区

■山ろく型美観地区(鹿ヶ谷周辺)



■山並み背景型美観地区(下鴨周辺)



■岸辺型美観地区(鴨川沿岸)



■旧市街地美観地区(麩屋町通沿道)



■歴史遺産型美観地区(高台寺周辺)



■沿道型美観地区(烏丸通沿道)



■ 主な施策

- ・ 良好な景観の保全・再生（歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区）
- ・ 市街地景観の形成（景観地区）
- ・ 眺望景観の保全・創出（眺望景観保全地域）

等

(4) 都市の魅力・活力を生み出す景観形成

新景観政策により向上した都市格を維持しつつ、地域ごとの歴史や文化・コミュニティの継承、快適な居住環境の形成、ものづくり産業の集積など、都市の魅力・活力につながる優れた景観を創造します。

【具体的な方針】

- ア 固有の歴史や文化などを背景とした特色ある景観まちづくりが進められている様々な地域において、これまでの積み重ねを継承しながら、多様な主体の参画による対話と協働を推進するとともに、景観まちづくりの新たな担い手育成に努めます。
- イ 歴史的な景観や地域の特性と調和しつつも、時代を象徴する現代的な優れたデザインの建築物などを積極的に誘導します。
- ウ 地域ごとにビジョンを創り、実現していくまちづくりのプロセスを支援するとともに、「京都の景観の守るべき骨格」を堅持しながら、職住近接に資するまちづくりなど、地域ごとのビジョンを実現する優れた計画を誘導します。
- エ 水辺や大通りなど、地域の特性に応じた魅力ある夜間景観づくりに向けて取組を進めます。

■ 主な施策

- ・ 地域景観づくり協議会制度等による地域コミュニティとの協働による景観づくり
- ・ らくなん進都のシンボル軸となる油小路通の町並みの整備
- ・ デザインの創造性を発揮するための活用しやすいデザイン特例制度の導入
- ・ 地域ごとのビジョンに応じたまちづくりの実現手法としての建物の高さの特例制度等の運用
- ・ 地域と協議して進める魅力ある夜間景観づくり

等

(5) 重要文化的景観の保全

京都の景観は、山紫水明の自然景観や日常の生活や生業を通じて創り出されてきた文化的景観などによって織り成されています。国内外の人々を魅了する京都の文化的景観を次世代に伝えるため、その保全を図ります。

■ 北山杉の景観



【具体的な方針】

ア まちなかや山間部など、日常生活や生業を通じて創り出され、長い年月の積み重ねを経て現在まで継承されてきた京都の文化的景観が、国が選定する重要文化的景観となるよう、地域が育ててきた景観を守っていこうとする人々などと連携しながら取組を進めます。

■ 主な施策

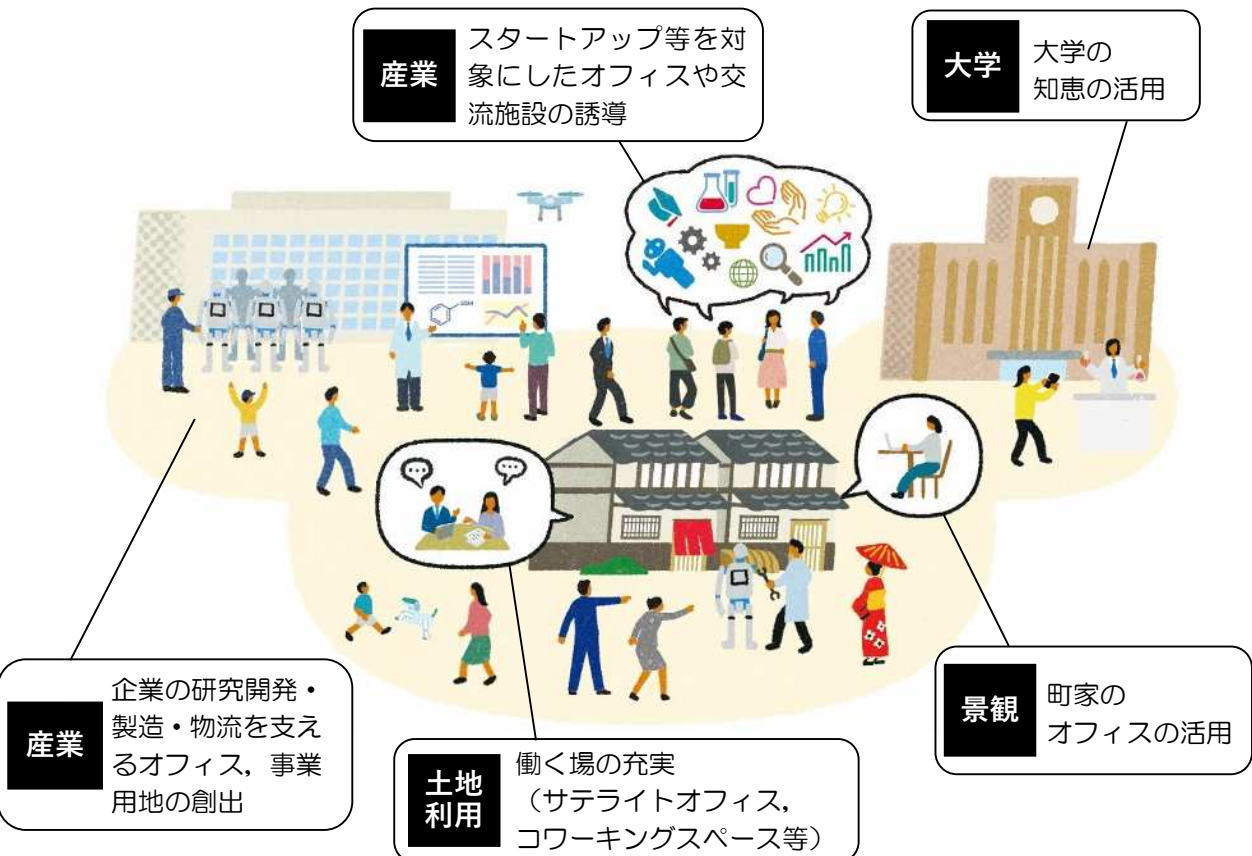
- 重要文化的景観の選定の申出に向けた調査の実施

等

施策連携の一例

クリエイティブシティ

起業家、起業支援者、地域企業、大学、金融機関、公的機関などが結びつき、イノベーションを起こすことで新たなスタートアップを次々と生み出し、さらにそれが優れた人材・技術・資金を呼び込むという好循環で発展を続けていきます。



4 防災



目標とする都市の姿を実現するための防災の方針として、京都に暮らす人々だけでなく、京都を訪れる人々にとっても、災害発生時における安心・安全を確保し、被災後の都市機能を確保するため、「災害による被害を防ぐ（防災）」、「災害の被害を軽減する（減災）」という考えの下、災害に備え、歴史の継承をはじめとした地域特性に配慮した防災対策の推進や、市民と行政が一体となって都市のレジリエンスを向上させることで、災害にしなやかに強く対応できる都市の形成を図ります。

また、被害を受けた場合においても、都市、人々の生活、地域コミュニティ、産業、京都ブランドを再生するために、地域社会の強い絆を守りつつ迅速な復旧・復興を図ります。

【関連計画】

いのちを守る橋りょう健全化プログラム、京都市河川維持保全基本計画、京都市建築物安心安全実施計画、京都市建築物耐震改修促進計画、京都市国土強靱化地域計画、京都市細街路対策指針、京都市地域防災計画、京都市地球温暖化対策計画、京都市の将来を見据えた道路ネットワークの在り方（とりまとめ）、京都市水共生プラン、今後の道路整備事業の進め方、今後の無電柱化の進め方、道路のり面維持保全計画、普通河川整備プログラム、京（みやこ）の水ビジョン、歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針

等

（1）様々な災害に対する対策

① 地震に対する対策

地震による被害を防ぐため、ライフラインや橋りょうなどの都市施設の耐震化を図るとともに、被害を軽減させるため、耐震対策について意識啓発などに努めます。また、耐震基準を満たしていない全ての建築物の耐震化の促進や建築物の長寿命化により健全なストックの形成を促し、京都らしさの継承・創造を図ります。

■ 東日本大震災
(平成23(2011)年)



【具体的な方針】

ア 老朽化した水道管や下水道管の更新、無電柱化や耐震性の高い共同溝の敷設を推進するなど、ライフラインの耐震化を図ります。また、一部のライフラインが不通の場合にも他のルートで代替可能なネットワークの構築を図ります。

イ 橋りょうをはじめとする都市施設の耐震化を促進します。

ウ 文化財や京町家、木造住宅、避難地周辺や避難路沿道の建築物、防災拠点など、建築物全般の耐震診断・改修を促進するとともに、耐震化についての意識啓発及び知識の普及を図ります。

エ 建築物の長寿命化により健全なストックを形成し、既存建築物における事故の予防・啓発により、安全性の向上を図ります。

オ 液状化対策の検討、大規模盛土造成地の把握に努めるなど、地盤の安全性確保を図ります。

■ 主な施策

- ・ ライフラインや橋りょうをはじめとする都市施設、建築物の耐震化
- ・ 液状化危険度の高い地域の周知
- ・ 建築物の長寿命化による健全なストック形成（既存建築物の適切な維持管理、定期的な点検調査、計画的な改修・修繕の促進）
- ・ 都市防災性能の確保（地区計画の活用、建築基準法などの見直しに向けた取組等）
- ・ 大規模な盛土宅地の調査
- ・ すまいの耐震化に向け、幅広い分野の関係団体で構築するネットワーク組織の構築
- ・ 耐震診断・改修を促進するための支援策（京都市木造住宅耐震診断士派遣事業、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業（木造住宅）の耐震改修、不特定多数の者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路等沿道の建築物の耐震化対策事業）等
- ・ 地震災害における危険性の評価や情報提供（地震ハザードマップの活用やマスメディア・広報の活用等）等

② 水災害等に対する対策

近年の地球温暖化の影響による異常気象により、頻発・激甚化している豪雨や台風による水災害や土砂災害などの被害を防ぐため、土地利用の規制・誘導、浸水防止策の推進、流域からの雨水の流出の抑制などを図るとともに、被害を軽減させるため、水害に対する意識啓発などに努めます。

■ 福岡豪雨災害



資料) 6. 29博多駅周辺浸水調査連絡会作成
パンフレット「1999. 6. 29福岡
豪雨災害～博多駅周辺の状況～」

【具体的な方針】

- ア 土地利用の規制・誘導や建築物の地下階・地下街・地下鉄などの浸水防止策の強化を、関係者などとの連携により図ります。
- イ 突発的に起こる浸水被害を軽減させるために、河川や下水道（雨水管・貯留管）などを整備するとともに、森林や農地の適正な管理・保全など、行政と市民が協力して流域からの雨水の流出の抑制を図ります。
- ウ 土砂災害に強い道路をはじめとする基盤整備を図ります。
- エ 防災情報を発信することにより、水害に対する意識啓発などに努めます。

■ 主な施策

- ・ 都市の排水・保水機能の確保（開発行為等における流出抑制措置や計画的な整備による下水管渠等の雨水排水・貯留機能の向上、公共施設における雨水貯留施設の積極的な導入、雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度等の活用による住宅や事業所単位での雨水の流出抑制等）
- ・ 災害時における危険性の周知（ハザードマップの活用等）
- ・ 道路斜面の落石・崩壊対策
- ・ 土砂災害の被害の軽減（土砂災害の危険性のある箇所への対応（土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）、宅地の安全性の確保（宅地造成工事規制区域））
- ・ 都市基盤河川の改修

等

③ 火災に対する対策

火災による被害を防ぐため、市街地における建築物の不燃化などの防火性能の向上や建築物の延焼防止を図るとともに、被害を軽減させるため、防火対策について意識啓発などに努めます。

また、文化財、京町家などの京都固有の建築物についても保全、再生、活用することで、建築物の長寿命化や健全なストックを形成し、京都らしさの継承・創造を図ります。

■ 実験による防火性能の検証



【具体的な方針】

ア 京都駅周辺や都心部の繁華街など不特定多数の人々が集まる市街地では、建築物の不燃化を促進します。また、土地の高度利用を図るべき幹線道路沿道においても、避難機能や延焼防止機能の確保を図るため、建築物の不燃化など防火性能の向上を促進するとともに、街路樹の充実を図ります。

イ 既成市街地などで、木造建築物が密集している地域については、建築物の防火性能の向上を促進します。

ウ 既存建築物において防災性能を向上させることにより、火災の予防及び安全性の向上を図ります。

エ 文化財や京町家などを安心・安全な建築物として継承し、防災性能の確保を図るため、市民の自主的な防災の取組との連携を図りつつ、京都市独自の防火性能を確保する取組を促進します。

オ 狭隘な道路にも進入可能な小型水槽車の配備など、木造建築物が密集している地域における消防活動体制の充実を図ります。

カ 防火対策について日常から積極的に意識の啓発を図ります。

■ 主な施策

- 建築物の不燃化や防火性能の向上（防火地域、準防火地域の指定）
- 文化財や京町家の防災性能の確保（建築物の規制などの総合的な取組、法制度の見直し、建築基準法適用除外制度の運用等）
- 小型水槽車の配備

等

(2) 被災後を想定した対策

① 避難対策

災害時の避難や被災後の二次災害を防ぐため、緊急輸送道路、避難路や避難場所の確保を図るなど、災害に備えます。

■ 防災施設を備えた太秦安井公園



【具体的な方針】

- ア 円滑な移動・輸送を確保するため、緊急輸送道路などの防災・減災対策を推進します。
- イ 避難路など、都市防災の観点を踏まえ、都市計画道路網の見直しを検討します。
- ウ 災害時における身近な防災活動拠点ともなる地域の集合場所においては、防災施設を備えた公園の整備を図ります。
- エ 地域の生活に密着した小・中学校（跡地を含む）などにおいては、災害時に必要な消火、生活用水などに活用できる防災水利の防災施設整備を進めます。
- オ 京都駅など、人口・機能が集積するターミナル駅においては、周辺施設と一体となった帰宅困難者対策の検討など、避難者対策を推進します。
- カ 細街路対策や密集市街地対策、スプロール市街地対策などにおいて、避難経路などの確保を図ります。

■ 主な施策

- ・ 緊急輸送道路における橋りょうの耐震化や道路斜面の落石・崩壊対策、道路拡幅、無電柱化等の推進
- ・ 緊急輸送道路等沿道の建築物の耐震化の促進
- ・ 避難路の整備
- ・ 既成市街地における安全性の確保（住宅市街地総合整備事業、継承性のある避難経路協定の活用等）
- ・ 防災施設を備えた公園施設の整備（かまどベンチ、災害用マンホールトイレの導入等）
- ・ 小・中学校（跡地を含む）などにおける防災施設整備（備蓄倉庫等）
- ・ 災害時の再生可能エネルギーの電源利用

等

② 迅速な復旧と復興

被災後の迅速な復旧や支援活動のため、防災拠点機能の充実や橋りょうの耐震化、代替路線の確保も含めた道路ネットワークの形成を図ります。また、歴史都市・京都のアイデンティティを継承していくため、市民とともに防災活動を通じて地域のまちづくりに取り組み、被災後の復旧・復興について検討を行います。

【具体的な方針】

ア 緊急物資などの備蓄・集積機能、広域応援の受入機能、ヘリコプター輸送への対応など、広域的な防災拠点機能の充実を図ります。

イ 京都駅周辺など、人口・機能が集積するターミナル駅においては、周辺施設と一体となった防災対策の強化を図ります。

ウ 上下水道などのライフラインの早急な復旧や、復旧までの間の代替手段の確保などを図ります。

エ 震災をはじめとする大規模な災害による被害を軽減するために、地域の災害対応力の更なる向上を目指すとともに、活動助成などを行います。

オ 歴史都市・京都のアイデンティティを継承していくために、市民とともに行う防災活動を通じて、地域コミュニティとの意思疎通を図り、被災後の復興に向けた事前の準備を推進します。

カ 市民の市街地復興への理解と円滑な復興を進めるため、平常時から情報提供や啓発を進め、市民主体のまちづくりに対する理解を高めます。

■ 主な施策

- ・ 緊急輸送道路における橋りょうの耐震化や道路斜面の落石・崩壊対策、道路拡幅、無電柱化等の推進
- ・ 市域をまたぐ広域道路ネットワークの構築
- ・ 復旧までの間の代替手段の確保（井戸の活用の検討等）
- ・ ボランティアセンターの活用
- ・ 自主防災組織等に対する教育訓練の充実
- ・ 平常時からの復興に係る行動手順、体制等の整理
- ・ 市民啓発として市民防災センターを活用
- ・ 市民への情報提供や啓発（マスメディア・広報の活用等）

等

5 道路



目標とする都市の姿を実現するための道路の方針として、「ものづくり都市・京都」を支える都市の骨格である幹線道路と市民の活動を支える補助幹線道路などを連携させることにより、円滑な移動・輸送を確保し、都市の活力の向上を図るとともに、災害時における避難や緊急輸送の機能を確保するため、幹線道路ネットワークを充実し、都市のレジリエンスの向上を図ります。

【関連計画】

いのちを守る橋りょう健全化プログラム、
京都市の将来を見据えた道路ネットワークの在り方(とりまとめ)、今後の道路整備事業の進め方、今後の無電柱化の進め方、道路のり面維持保全計画、道路付属施設長寿命化修繕計画、トンネル長寿命化修繕計画、舗装長寿命化修繕計画 等

【具体的な方針】

ア 市内の渋滞の緩和、災害時におけるリダンダンシーの確保、円滑な物流の確保及び周辺都市とのネットワーク強化などのため、幹線道路の整備を推進します。

イ 子どもをはじめ、全ての人々の安心・安全を確保し、にぎわいとゆとりのある魅力的な歩行空間を創出するため、通学路などの交通安全対策、無電柱化、バリアフリー化などを推進します。

ウ 災害時においても、市民生活や社会経済活動に大きな支障が生じることのないよう、緊急輸送道路などにおいて、橋りょうの耐震化や道路斜面の落石・崩壊対策、道路拡幅、無電柱化などを推進します。

エ 予防保全型の維持管理へ転換することで、コスト縮減や更新時期の平準化などを図ります。また、維持管理における市民協働を推進するため、清掃など市民による自主活動への支援やスマートフォンアプリ「みっけ隊」の活用促進などを図ります。

オ 都市計画道路の整備状況の推移や各種施策によるまちづくりの進捗状況などを見据え、都市計画道路網の見直しを検討します。

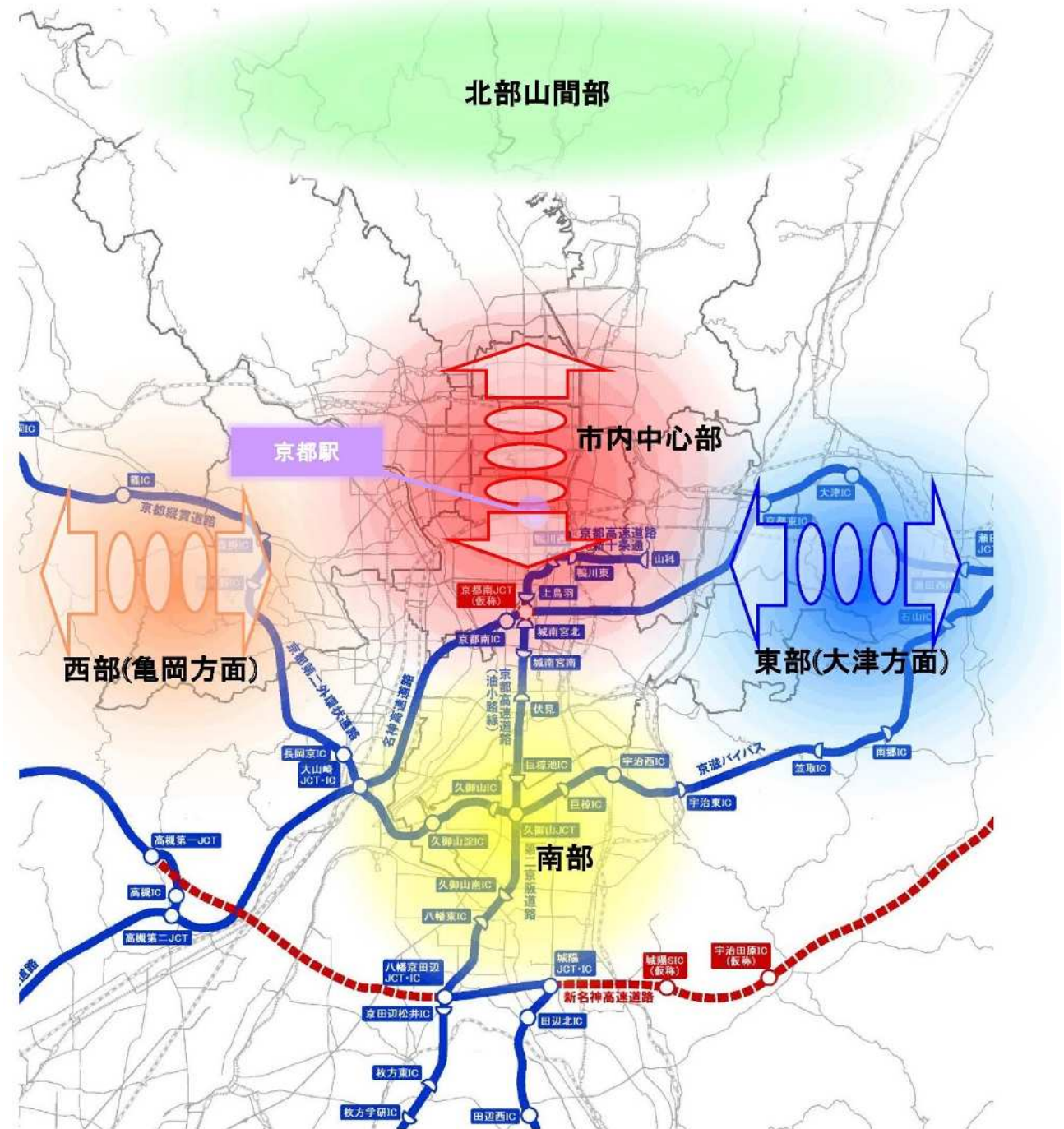
■ 鴨川東岸線（第二工区）



■ 主な施策

- ・ 幹線道路の整備や市域をまたぐ広域道路ネットワークの構築
- ・ 通学路等の交通安全対策、無電柱化やバリアフリー化等の推進
- ・ 橋りょうの耐震化や道路斜面の落石・崩壊対策
- ・ 予防保全型の維持管理の推進
- ・ 都市計画道路網の見直し

等



資料) 京都市の将来を見据えた道路ネットワークの在り方 (とりまとめ)

6 公園・緑地



目標とする都市の姿を実現するための公園・緑地の方針として、地球環境、生物多様性、歴史の継承などに留意し、地域コミュニティの活性化や子育て環境の充実はもとより、魅力ある都市景観の形成、市民の精神的な充足、気候変動の影響の軽減と適応、防災面など、多様なニーズに応じた公共空間として、身近な公園・緑地や、産学公民などの多様な主体が連携する柔軟な公園運営などによりにぎわい・交流を生み出す拠点の充実を図ります。

また、本市の歴史的景観の礎となっている三山の緑と市街地を結ぶ、連続性があり骨格となる街路樹や河川の緑などの充実を図ります。

さらに、自然が有する多様な機能、仕組みを活用する「グリーンインフラ」の導入を推進します。

【関連計画】

京都市生物多様性プラン，京都市水共生プラン，京都市緑の基本計画，市街地緑化の在り方，京（みやこ）の公園魅力向上指針 等

（１）身近な公園・緑地の充実

都市環境の向上や地域コミュニティの活性化、地球温暖化の防止などを図る公園整備・緑の創出を進めます。また、京都に多い神社仏閣などの緑の維持・保全や建築敷地などを活用した緑の確保など、身近な緑の充実を図ります。

■ 上堀川公園（北区）



【具体的な方針】

ア 快適な都市環境の創出・向上，地域コミュニティの活性化，防災機能の充実など，多様なニーズにこたえる公共空間として，住民参加による公園整備を推進します。

イ 市民や来訪者がくつろぐことができる緑地帯や，庭園文化をいかした質の高い緑の空間整備などを推進します。

ウ 整備後長期間が経過し，地域のニーズに合わなくなるなどした公園については，地域の声を聞きながら利用しやすい公園の再整備を計画的に推進します。

エ 神社仏閣などの緑については，歴史都市・京都の財産であることから，公園・緑地と同様に緑のオープンスペースとして維持・保全を図ります。

オ 市街地内の緑を確保し，緑視率の向上を図るため，建築敷地内における緑のオープンスペースの確保，工場における敷地内緑地や緩衝緑地の確保など，多様な敷地内緑化を促進します。

カ 都市計画公園の見直しについては，緑の基本計画との整合とともに，広域避難場所や地域の集合場所の配置，既成市街地などにおける神社仏閣や河川沿いなどのオープンスペースの状況を踏まえて検討します。

■ 主な施策

- ・ 建築敷地内での緑化（樹木の植栽や壁面緑化，緑化地域の指定検討，地区計画等）
- ・ 住民参加による公園整備（ワークショップ等）
- ・ 長期未着手の都市計画公園の見直し

等

（２）にぎわい・交流を生み出す拠点等の充実

都市の新たな魅力となるスポーツ・レクリエーションなどの拠点を充実させることで，市民の健康と交流を育みます。また，多様な里山の緑の保全・再生や，自然・歴史資源をいかした交流拠点などの整備拡充など，地域の特性をいかした，にぎわい・交流拠点の充実を図ります。

■ Park-PFIにより整備した大宮交通公園



【具体的な方針】

- ア 自然環境や地域の特性をいかした運動公園の充実に向けて，スポーツ拠点となる公園の整備を図ります。
- イ 東本願寺前市民緑地については，災害時にも活用できるオープンスペースを確保するとともに，新たなにぎわい・交流拠点の創出を図ります。
- ウ 公園・緑地の整備・運営に当たっては，産学公民連携の取組を推進し，公園及び周辺地域の魅力や利便性の向上を図ります。
- エ 三山などにおいては，生物多様性の保全に資する適正管理を行うとともに，市民のレクリエーション空間としての活用を図ります。
- オ 多様な里山や既存の自然・歴史資源をいかし，山村交流を生み出す体験型施設などの充実を図ります。

■ 主な施策

- ・ スポーツ・レクリエーション・にぎわい・交流拠点の整備（宝が池公園，水垂運動公園，東本願寺前市民緑地等）
- ・ 三山の適正な管理

等

(3) 街路樹・河川等の連続性のある緑の充実

京都らしい景観に配慮しながら、幹線道路における街路樹の充実や水辺空間における緑の充実を図るなど、周辺の山々と市街地を結び連続性があり骨格となる太い軸の緑を充実させるとともに、道路や小河川などの「線」と市街地内の「点」の緑をネットワークさせることで、町並み景観の統一やヒートアイランド現象の緩和に寄与する風の道の形成、災害時の延焼遮断や避難路の強化、エコロジカル・ネットワークの形成などを図ります。

■ 四条堀川交差点・雨庭



【具体的な方針】

ア 四季を感じられる花木の新植や紅葉が美しい樹木への転換、京都庭園文化をいかした質の高い緑の空間の整備などにより、街路樹をはじめとする市街地の緑化を進め、多様な緑のネットワークの形成を図ります。

イ 水辺空間の緑を充実し、水と緑のネットワークの形成を図ります。

ウ 幹線道路や主要な河川を軸として、道路空間における緑の充実や河川の水辺保全など、緑地や森林、水辺などの自然が有する多様な機能や仕組みを活用するグリーンインフラの導入を進めることにより、緑の軸や風の通り道、生きものの生息環境を確保するとともに、神社仏閣などの歴史・文化資源とネットワーク化することにより、歩いてゆっくりと散策できる、潤いある歩行者空間の形成を図ります。

■ 主な施策

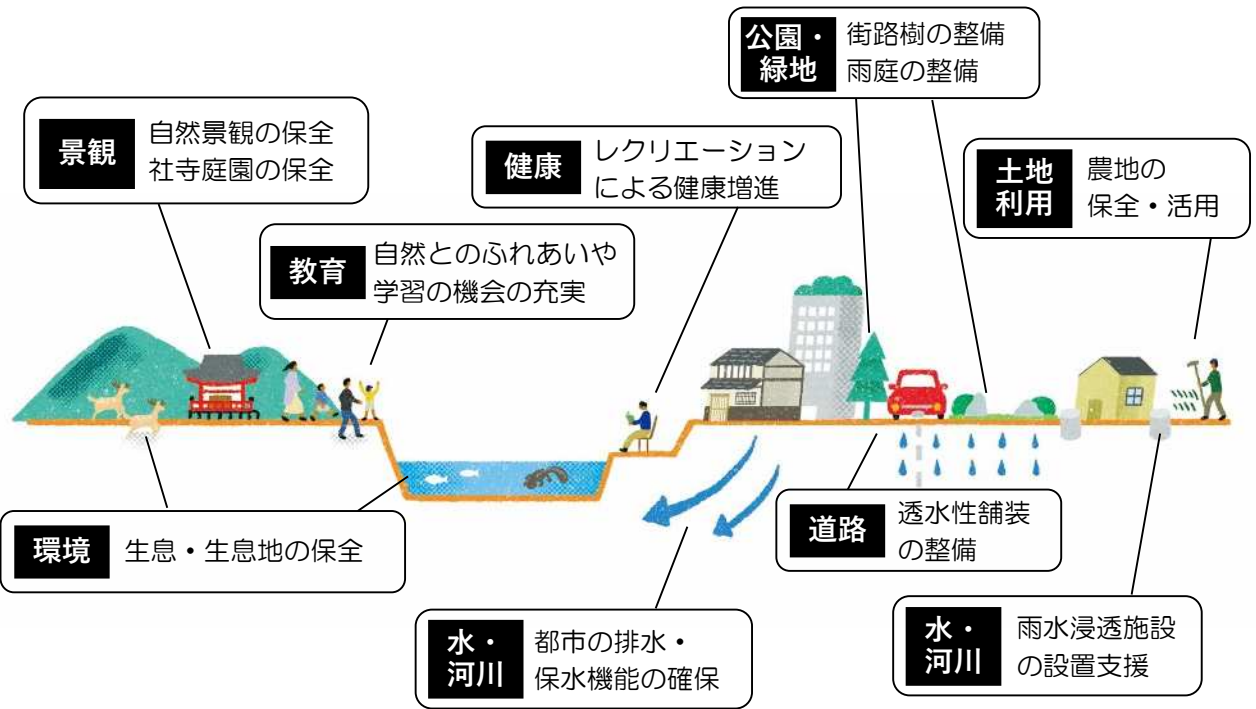
- ・ 街路樹の充実（新設する道路や既存の道路における街路樹の整備、街路樹の健全な育成等）
- ・ 河川の緑化（多自然川づくり等）
- ・ 雨庭の整備

等

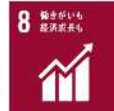
施策連携の一例

グリーンインフラ

自然が有する多様な機能・仕組みを活用したインフラ整備や土地利用の考え方で、「防災」・「生物の生息の場」・「良好な景観」・「レクリエーション」など、様々な分野に効果が波及し、魅力ある地域づくりに資する取組です。



7 市街地整備



目標とする都市の姿を実現するための市街地整備の方針として、細街路や密集市街地における歴史都市・京都の特性に応じた対策や公共施設を面的に整備する土地区画整理事業などにより、災害に強く、安心・安全な市街地の形成を図ります。

【関連計画】

京都市空き家等対策計画，京都市細街路対策指針，
歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針

等

(1) 密集市街地等に関する対策の推進

京都らしさを維持しながら都市防災上の安全性を向上させるため、市民との連携の下、個々の細街路の特性に応じた実効性の高い細街路対策を推進します。

また、京町家や神社仏閣などが織りなす京都らしい町並みを継承しつつ、市民と行政との協働により、地域の特性に応じた防災対策を推進し、災害に強いまちをつくります。

【具体的な方針】

(細街路対策)

ア 伝統的構法による京町家の増築や建替えを円滑に行うことができるよう、また、歴史的な細街路について景観や防災の観点から各々の特性に応じた建築制限の付加及び緩和を可能とするような制度の整備に向けた取組を進めます。

イ 防災上の課題を有する袋路などの細街路について、防災訓練や防災マップの作成など、地域コミュニティが主体となった取組や細街路の拡幅、沿道建築物の不燃化・耐震化、袋路の避難経路確保、オープンスペースの創出により、防災力の向上を図ります。

ウ 道路や公園など基盤整備が十分ではない既成市街地では、地域コミュニティの継承に配慮して建築物の更新を誘導するとともに、避難経路の確保や耐震改修などの促進を図ります。

(密集市街地対策)

エ 密集市街地の実態を把握し、京都型の地域防災手法の確立など多角的な検討を行うとともに、低層高密の京都らしさを継承しつつ、老朽木造建築物の建替えや改修、狭小宅地の改善の促進、安全性の高い住宅の供給、住宅地における避難地や多方面への避難経路の確保、空き家対策、地域における防災まちづくり活動の支援などを図ることにより、安心・安全なまちづくりを総合的に推進します。

オ 住・工が共生している地域では、個別の密集市街地の実態や居住環境の課題を明らかにし、地域コミュニティによるまちづくりの取組を基礎としながら、状況に応じて小規模な面的整備やきめ細やかな修復型再生整備を検討し、良好な住環境と工場などが共生する地域の形成を図ります。

■ 細街路の様子



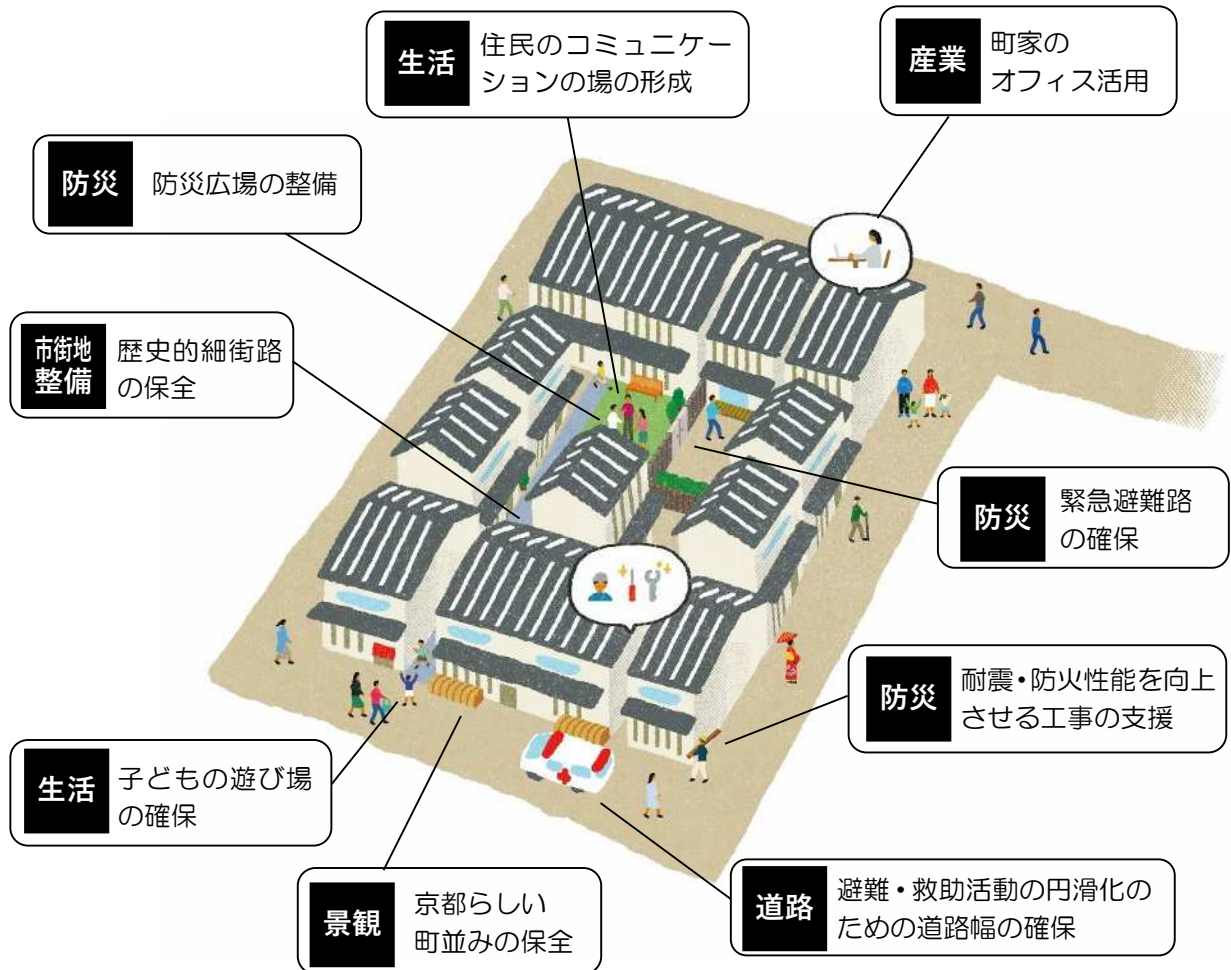
■ 主な施策

- ・ 歴史都市・京都の町並み景観保全等，細街路の特性に応じた道路指定制度の運用と活用の促進
- ・ 基盤整備が不十分な既成市街地での避難経路等の確保
- ・ 地域コミュニティの良さをいかした快適で安全な袋路の再生
- ・ ゆとりある市街地環境の再整備の誘導（細街路の拡幅整備支援など）
- ・ 密集市街地における安全性の確保（老朽木造建築物等の建替え促進，継承性のある避難経路協定の活用，路地単位の整備の促進，既存木造建築物の性能向上を促進，地域防災力の維持及び向上の促進等）
- ・ 地域と連携した京都ならではの空き家対策の推進 等

施策連携の一例

防災まちづくり

地震や豪雨，火災が災害ではなく，それによって財産や人の命が失われることが災害であり，自分や家庭を守る取組を推進し，災害に強いまちをつくっていきます。



(2) 魅力と活力のある市街地の形成

道路や公園などの公共施設を面的に整備する土地区画整理事業により、魅力と活力のある市街地の形成を図ります。

また、計画的な都市基盤整備がなされずに形成された市街地においては、地域の状況を把握したうえで、多様な手法を検討し、推進することにより、安心・安全で快適な居住環境の確保を図ります。

■ 土地区画整理事業(伏見西部地区)



【具体的な方針】

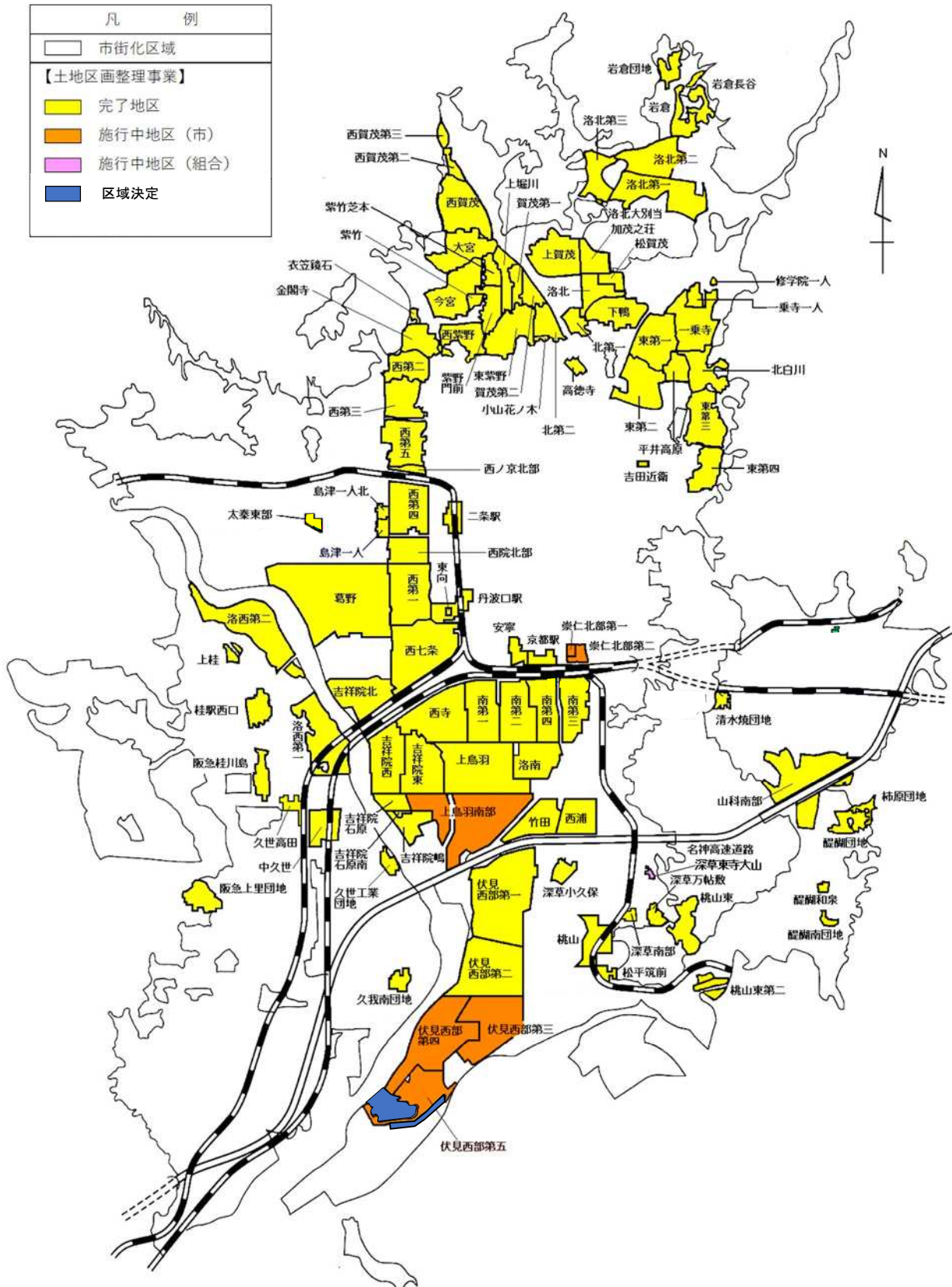
- ア 交通の円滑化や居住環境の向上、ものづくり産業の集積などを図るため、土地区画整理事業により、道路や公園などの公共施設を一体的に整備します。
- イ 交通アクセスが優れるエリアにおいて、持続可能な都市の構築に必要な産業用地の創出を図ります。
- ウ 高度経済成長期に計画的な道路整備が不十分なまま急速に市街化された地域については、住民との協働による修復型のまちづくりを進め、安全で住みやすい環境の確保に向けて市街地の修復を促進します。
- エ スプロール市街地が形成された地域については、地域の実情に応じた防災性能を向上させる多様な手法を検討し、実効性のある防災対策を講じることにより、安全な市街地の形成を促進します。

■ 主な施策

- ・ 土地区画整理事業の推進
- ・ 新たなスプロール化の防止

等

■土地地区画整理事業位置図（令和3（2021）年3月現在）



8 水・河川



目標とする都市の姿を実現するための水・河川の方針として、「水と共に生きる」という水共生の理念の下、流域全体を見据えた治水対策、良好な水環境の実現、健全な水循環の回復、豊かな水文化の創造及び雨水の利用という基本方針に従い、みずみずしい都市と暮らしの再生を図ります。また、自然が有する多様な機能、仕組みを活用する「グリーンインフラ」の導入を推進します。

【関連計画】

京都市河川維持保全基本計画、京都市生物多様性プラン、京都市地球温暖化対策計画、京都市水共生プラン、排水機場長寿命化修繕計画、普通河川整備プログラム、京（みやこ）の水ビジョン

等

（１）都市全体を見据えた治水対策

気候変動の影響で、頻発する集中豪雨に伴い発生する浸水被害に対して、流域全体を見据えた治水対策による雨に強いまちづくりを目指し、河川や下水道の整備だけでなく、森林や農地などを適正に管理・保全することにより、流域からの雨水の流出を抑制します。また、浸水被害を最小限に抑えるため、防災情報を発信するとともに、流域の保水・遊水機能を保全するための土地利用の規制・誘導や浸水実績・想定区域の公表、水害に対する意識啓発などに努めます。

■ 浸水した地下鉄東西線トンネル（平成25年台風18号）



【具体的な方針】

- ア 鴨川、桂川、宇治川などの河川は、十分な流下能力の確保や適切な管理がなされるよう管理者と情報共有するとともに、はん濫時における危険性の周知なども含めた治水対策を管理者とともに推進します。
- イ 浸水対策の必要な箇所では、雨水幹線などを整備し、雨水排水・貯留機能の向上を図るとともに、河川整備などと連携した治水対策を推進します。
- ウ 地下街などでは、関係者と連携した浸水対策を推進するとともに、浸水被害を軽減させるために建築物の地下室や地下街などの浸水防止対策を図ります。
- エ 地下水の涵養^{かんよう}により、平常時の河川流量の回復を目指し、上流域に広がる森林、市街地内の雑木林、社寺林、水田、畑など、水源涵養^{かんよう}に効果が期待される緑地、農地の保全を図るとともに、市街地では雨水浸透施設の設置を推進します。
- オ 排水機場や河川管理施設の効果的・効率的な維持管理を推進するため、コスト縮減や更新時期などの平準化を図ります。
- カ 身近な水源である雨水について、公共公益施設、事業所のみならず、個人住宅などにおいても利用を推進します。

キ 流域の保水・遊水機能を保全するための土地利用の規制・誘導を図るとともに、市域の雨量、河川水位、気象情報などの情報の共有化や過去の水害時における危険性を周知し、適切な避難誘導や水防活動により浸水被害を最小限にとどめます。

■ 流域全体を見据えた治水



資料) 京都市水共生プラン

■ 主な施策

- 河川改修や雨水幹線の整備等による浸水対策の推進
- 雨水流出抑制施設の整備や浸透域の保全等による貯留・浸透対策の推進
- 排水機場・ポンプ場等による内水対策の推進
- 防災情報の収集・伝達，避難誘導體制等の整備

等

(2) 豊かな水環境・水文化の創出

普段の河川流量を豊かにするとともに、地下水の保全、ヒートアイランド現象の緩和などにつなげるため、都市化によって変化した水循環系をできるだけ自然本来の姿に近づけるとともに、雨水の利用、河川の水質の維持・向上、生物多様性の保全など、豊かな水環境の創出に向けた取組を図ります。

また、身近にある水との関わりを深め、水と親しむ文化を育み、誇りと豊かさが実感できる身近な水辺空間の保全・創出を図ります。

■ 四条堀川交差点・雨庭



【具体的な方針】

ア 都市内の保水機能の確保や雨水循環の促進を図ります。

イ 河川整備については、生物が住みやすい環境の保全や親水性の向上に配慮しながら、河川環境の向上やせせらぎの創出を行い、潤いある多自然川づくりを進めます。

ウ 合流式下水道区域において、雨が強く降った際に河川などへ流出する汚水の混じった雨水やごみなどを削減する改善対策を実施することで、汚濁負荷の削減を図り、雨の日も水環境を守ります。

エ 市内河川と下流域の水環境を守るため、下水の高度処理を実施し、良好な処理水質の維持に努めます。

オ 街路樹、農地、公園・緑地などの市街地内の緑の保全・整備、水面の保全・創出、透水性舗装による雨水浸透などを促進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

カ 山紫水明に象徴される鴨川をはじめとした京都の美しい自然と景観を守り育てるため、良好な水辺環境と沿川景観の保全・創出に管理者とともに努めます。

キ 市民と水との関わりを取り戻すために、身近なせせらぎの整備などにより、目に触れる水辺空間を創出するとともに、生物多様性に配慮した川づくりや、環境との調和に配慮した農業用水路・ため池の維持などに努め、水と共に生きるまちづくりを推進します。

ク 伝統的な水文化の再生のために土木・文化遺産の保全・活用を図り、身近な水文化の創造のために、人と水が身近に接することができるような取組を推進します。

ケ 自然環境が有する多様な機能や仕組みを活用し、河川整備や治水対策、地球温暖化対策、生物多様性の保全などの課題に対応する「グリーンインフラ」の導入を推進します。

■ 主な施策

- ・ 良好な水環境の維持・回復（汚水の混じった雨水を一時的に貯留する施設等の整備や下水の高度処理の実施等）
- ・ ヒートアイランド現象の緩和（道路整備等における透水性舗装の活用等）
- ・ 親水性の高い河川整備（せせらぎの整備等）
- ・ 雨庭の整備

等

9 その他市民の暮らしを支える施設



これまでから供給施設及び処理施設（卸売市場、火葬場、ごみ焼却場など）や公共公益施設（病院や学校、官公庁など）、一団地の住宅施設は、市民の暮らしを支えてきました。

今後は社会構造の変化、類似の民間施設の充実などを踏まえ、施設が持つ機能を持続可能なものとして提供できるよう在り方を見直すとともに、既存施設の有効活用、集約化・複合化、再編・再配置などを図ります。

■ 中央卸売市場第一市場



【関連計画】

京都市公共施設マネジメント基本計画，京都市循環型社会推進基本計画

等

【具体的な方針】

ア 社会構造の変化，類似の民間施設の充実などを踏まえ，施設が持つ機能を持続可能なものとして提供できるよう，在り方を見直します。

イ 引き続き本市が保有する施設においては，長期的見通しに立った計画的な施設の改修や設備の改良などを行うことで，安定的な機能の維持や周辺への環境負荷の低減を図ります。併せて，特性や周辺環境に応じた施設の集約化・複合化，再編・再配置などを図ります。

ウ 供給施設及び処理施設については，循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量化やリサイクルの促進に対応し，また，既存建築物の有効活用や整備改善を図るとともに，周辺環境に十分配慮した計画的な立地を図ります。

エ 高度経済成長期において，急増する都市人口の受皿として住宅の供給を支えてきた一団地の住宅施設については，社会動向を踏まえ，その在り方について検討します。

■ 主な施策

- 社会構造の変化，類似の民間施設の充実等を踏まえた施設の在り方検討
- 保有する施設の長寿命化，集約化・複合化，再編・再配置

等

第5章 方面別指針

1 策定の背景

2 方面別指針の役割

3 方面の区分

(個票)

- 北部
- 都心部
- 東部
- 南部
- 西部

京都の都市特性を踏まえた持続可能な都市構造の実現に向けては、多様なポテンシャルを持つ各地域をネットワークさせ、まちづくりの効果を最大限にいかす視点が重要です。

本章では、市域を「北部」「都心部」「東部」「南部」「西部」の5方面に区分し、方面ごとに将来像や方向性を即知的・総合的に分かりやすく示すことで、各方面間のつながりも踏まえながら、課題やポテンシャルに的確に対応した施策の展開につなげていきます。

1 策定の背景

市域全体の都市計画の基本的な考え方として、「保全・再生・創造」の土地利用を基本としながら、多様な地域の魅力や価値を引き出し、ひいては京都ならではの魅力と都市活力の循環につなげることで、京都の都市特性を十分に踏まえた持続可能な都市構造の実現を目指すこととしています。

その実現に向けては、定住人口の確保や産業空間の創出といった本市の基礎的課題に対して、各地域において個々に対応することはもとより、多様なポテンシャルを持つ各地域をネットワークさせ、まちづくりの効果を最大限にいかす視点が重要です。

そのような考えの下、方面ごとに将来像やまちづくりの方向性を即地的・総合的に分かりやすく示した「方面別指針」を策定します。

2 方面別指針の役割

個々の方面の強み・役割を明確化し、方面間相互のつながりも踏まえ、課題・ポテンシャルに的確に対応した施策展開を行うための土地利用の基本的な方針を示し、以下の効果を引き出します。

- 1 市民・事業者にとってより身近な方針として、各地域の将来像を共有
- 2 各方面の総合力により、「市域全体の将来ビジョンの実現」を推進
- 3 分野横断的に連携・融合させた政策を、より即地的・効果的に展開

3 方面の区分

地形や土地利用の状況などに加え、市内外へ伸びる鉄道や道路のつながり、駅拠点のまとまりなどを考慮し、市域を「北部」「都心部」「東部」「南部」「西部」の5方面に区分します。

北 部

北部地域は、森林・河川などの豊かな自然環境や田園風景が広がり、社寺などの歴史資源が多く存する山紫水明の地域です。

大学や文化・交流施設が数多く立地しているほか、京町家などの歴史的な町並み、さらには伝統産業、京野菜や北山杉といった農林業などの生業が、人々の日常の暮らしの中で息づき、今に継承されています。



(1) ポテンシャル

- 山ろく部を中心に、歴史的風土特別保存区域などに指定され、数多くの国宝・重要文化財などの歴史的ストックがあることに加え、伝統行事も各地域で継承されています。
- 数多くの大学が立地(市内の全38大学のうち15大学が立地)しており、20歳代の若年層や外国籍の人たちが他の地域と比較して多く居住しています。
- 岡崎地域一帯の文化施設や宝が池の国際コンベンション施設など豊富な文化的ストックがあり、国内外から人々が訪れ、交流する拠点となっています。
- 西陣地域では、西陣織をはじめとしたものづくりの伝統が息づくとともに、近年では、クリエイティブ産業の育成を支える拠点が増えています。
- 北部山間地域では、多様な地域特有の暮らしが継承されているとともに、豊かな自然をいかしながら交流を深める施設も充実しています。



(2) 課題

- 西陣織の総出荷額はピーク時から約9割減少するなど、伝統産業をはじめとした地域に根付いた生業の長期的な低迷が続いている中で、新たな産業展開などを見据えたこれらの魅力発信やブランド化は不十分な面があります。
- 北部山間地域では、人口減少や少子高齢化により、生業としての農業の担い手不足や山林の維持管理が困難な状況になってきており、地域コミュニティの衰退が進んでいるとともに、日常生活などに必要な交通手段の確保が課題となっています。



(3) まちづくりの基本コンセプト

豊かな自然や文化、伝統産業、学術資源など、暮らしに息づく貴重な資源を守り、いかして、京都の魅力と誇りを将来にわたり受け継ぐ

(4) 主な地域の将来像と暮らしのイメージ

① エリア全般

人々の暮らしや健康を支える多様な機能、良質なにぎわいと調和した潤いとゆとりある居住環境が維持されるとともに、豊かな自然環境や農林業、歴史的なストックなど、古くから受け継がれてきた資源と新しい産業や技術とが結び付き、クリエイティブな活動が展開され、新たな魅力や価値の創出につながっている。

② 地域中核拠点エリア

○ 国際会館駅周辺

豊かな自然に囲まれたゆとりある居住環境と調和しながら、文化・MICE・学術機能が集積した魅力ある拠点が形成され、あらゆる世代の交流が促進されている。

①

○ 北大路駅周辺

交通結節・商業の複合機能を核に、大学などと連携し、住環境とも調和した新たな形のオフィスや商業施設の立地が進み、にぎわいが広がっている。

②

○ 北野白梅町駅周辺

西陣地域の新たな働く場の創出や歴史資産の魅力をいかし、住環境とも調和した新たな形のオフィスや生活利便施設の立地が進み、活気が生まれている。

③

○ 今出川駅周辺

京都御苑や社寺などの歴史的な景観や緑と調和した閑静な住宅地が維持されるとともに、大学との連携により、新たな魅力やにぎわいが生み出されている。

④

○ 出町柳駅周辺

商店街をはじめとする地域の商業・業務機能をいかし、団地再生のまちづくりとの相乗効果を生むように、住環境との調和の下、新たな形のオフィスや商業施設の立地が進み、にぎわいが広がっている。

⑤

③ ポテンシャルの高い主な個別地域

○ 西陣地域では、伝統産業と最先端技術の融合を図るなど、地域で受け継がれてきた歴史・文化、匠の知恵や技をいかしつつ、クリエイティブ産業を支える拠点として、暮らしと調和した働く場が創出されるなど、まちの魅力・活力が向上している。

1

○ 岡崎地域では、都市の豊かな緑と融合しながら、文化芸術に触れられる魅力的な機能がより一層充実し、更なるにぎわい・交流が生み出されている。

2

○ 鞍馬や大原などの市街化調整区域における既存集落では、暮らしを支える施設や観光資源などをいかした地域づくりの核となる施設が充実し、地域の生活やコミュニティが維持されるとともに、多様な人々の交流が活発になっている。

3

○ 京北地域や花脊などの山間部の地域では、教育環境の充実などをいかしながら、2拠点居住やワーケーションといった新たな暮らしや働き方のニーズにも対応した環境の整備が進み、移住・定住の促進につながっている。

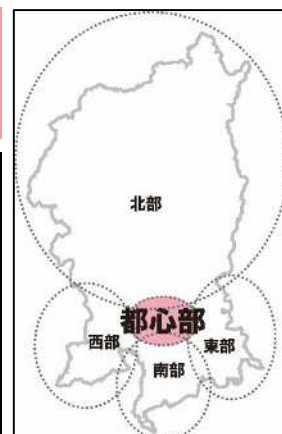
4



都 心 部

都心地域は、祇園祭や地蔵盆といった祭事・行事が今日まで受け継がれ、暮らしにも息づいており、京都らしい個性と魅力を持った職・住・学・遊が共存する地域です。

本市及び京都都市圏の中心として、商業・業務施設や生産施設、文化施設など多様な都市機能が複合的に集積している一方、京町家など木造の伝統的な建物による町並みも残っており、京都固有の歴史や生活文化を今に伝えています。



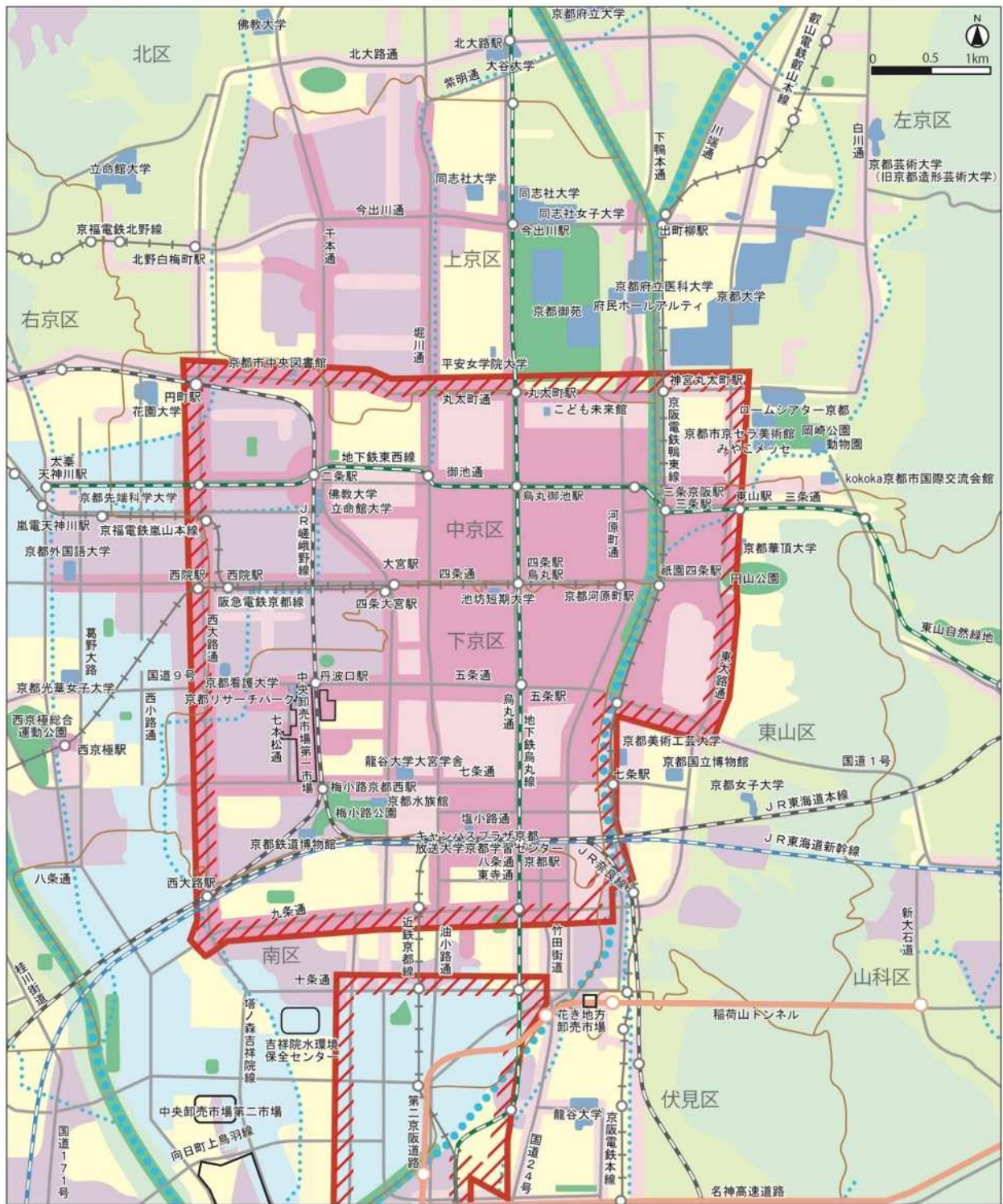
(1) ポテンシャル

- 本市のにぎわいとビジネスの中心地として、四条通、烏丸通、河原町通沿道などにおいて商業・業務施設をはじめとした多様な都市機能が複合的に集積しているとともに、公共交通網も発達し利便性の非常に高い地域です。
- 歴史的都心地区は、他の大都市の都心部にはない生業と生活が結び付いた職住共存のまちであり、京町家をはじめとした歴史的なストックも多く残されています。
- 本市最大のターミナル駅である京都駅があり、京都の玄関口として商業・業務機能が集積しているとともに、駅周辺においてまちづくりの取組が展開されています。
- スタートアップ企業やコンテンツ関連企業などの新しい産業の立地が5方面の中で最も多く、クリエイティブな産業活動の展開が近年特に活発化してきています。
- 京都リサーチパークにおける施設の充実や梅小路京都西駅の開業などにより、従来の都心（歴史的都心地区及び京都駅周辺）よりも西側のエリアで活力やにぎわいが高まりつつあります。



(2) 課 題

- テナントオフィスビルの空室率が低く、賃料も高いため、市民の働く場となるオフィス空間が確保しにくい状態となっています。
- 京町家の滅失が続いており、市街地景観の変容が生じています。また、細街路や古い木造住宅が集積する密集市街地は、京都のまちの大切な資源である一方、都市防災上の課題を抱えています。
- 地価が高く、若年・子育て層の手が届く価格帯の住宅の供給は少ない一方で、富裕層や外国人が投資目的や別荘用として高価格帯のマンションを購入するケースが目立ち、地域コミュニティの希薄化が懸念されます。



- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域的な商業・業務が中心となる地域 ■ 多様な商業が中心となる地域 ■ 住宅と工業が共存する地域 ■ 工業が中心となる地域 ■ 良好な住居の環境を保護する地域 ■ 住居を中心とする多様な用途が共存する地域 ■ 市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域） ■ 都市計画区域外 | <ul style="list-style-type: none"> — 行政区界 — 市域界 ○ 駅 — 鉄道網（市営地下鉄） — 鉄道網（JR） — 鉄道網（新幹線） — 鉄道網（私鉄） — 自動車専用道路 ○ インターチェンジ — 主な幹線道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●●● 河川 ■ 公園・緑地 ▨ 土地区画整理事業（施行中） □ 暮らしを支える主な施設 ■ 主な学術・文化・交流施設 ■ 都市機能誘導区域 |
|--|---|---|

(3) まちづくりの基本コンセプト

京都らしい歴史的なストックと最先端の機能が重なり合う都心空間の魅力に磨きをかけ、京都の都市格の象徴として都市活力をけん引する

(4) 主な地域の将来像と暮らしのイメージ

① 方面全般（広域拠点エリア）

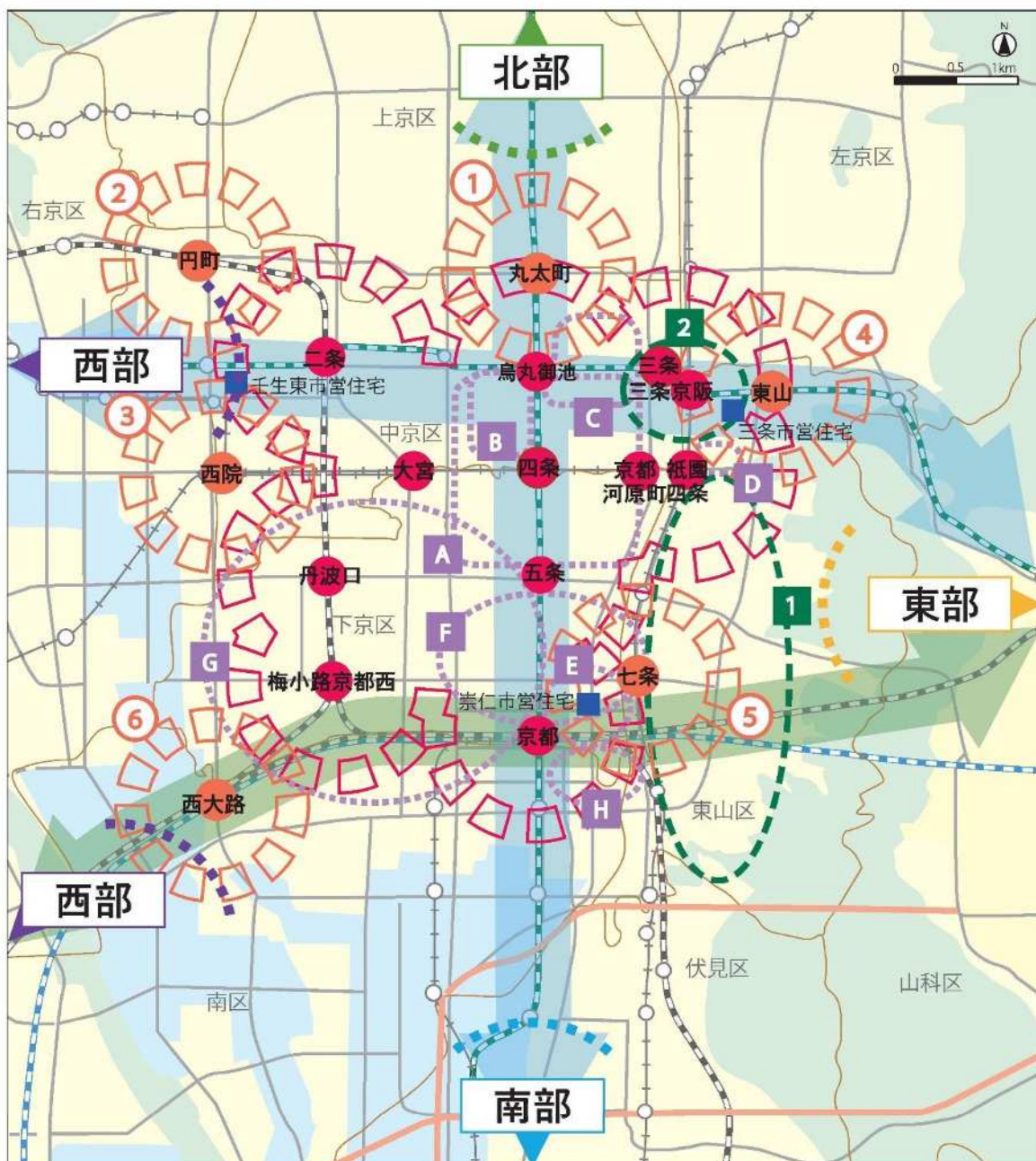
- 地域の文化・コミュニティや職と住が共存する歴史的な町並みと、広域的な商業施設、多くの企業が活動するオフィスビルやホールなど複合的な機能が重なり合う京都ならではの都心空間において、その魅力を更に高める機能が充実し、国内外から多様な人々が集い、暮らし、働き、交流が行われている。
- 京都都市圏の中核を担う京都駅とその周辺地域では、都市活力をけん引するオフィスビルや商業施設などの都市機能の高度集積が進むとともに、市立芸術大学移転や市中央卸売市場の再整備、梅小路京都西駅の開業を契機として、クリエイティブなまちづくりの機運が高まり、アートやデザイン、ものづくり、伝統・先端産業などが融合した様々な取組・活動が展開されている。

② 地域中核拠点エリア

- **丸太町駅周辺**
京都御苑の豊かな緑とも調和しながら、商業・業務機能の更なる充実が図られるとともに、文化庁の移転を契機に京都の官庁街として風格のある拠点が形成されている。 ①
- **円町駅周辺**
多くの通学・通勤者が行き交うまちとして、住環境とも調和しながら、新たな形のオフィスや生活利便施設の立地が進み、更なるにぎわいが生まれている。 ②
- **西院駅周辺**
都心部や西部、大阪方面への利便性をいかし、西部方面の拠点として、商業・業務・居住などの多様な機能の複合的な集積が進み、混在によるにぎわいが高まっている。 ③
- **東山駅周辺**
三条京阪駅周辺や岡崎地域のまちづくりをつなぐエリアとして、地域の商業・業務機能が充実し、多くの人が行き交う活気あるまちとなっている。 ④
- **七条駅周辺**
市立芸術大学の移転を契機に、地域と学生・若手芸術家との交流が活発に行われ、文化芸術都市・京都の新たなシンボルゾーンとして魅力が高まっている。 ⑤
- **西大路駅周辺**
駅周辺のバリアフリー化や土地の有効活用が進み、周辺の業務機能や工場の操業環境とも調和した潤いある居住環境が創出され、回遊性と利便性を兼ね備えた拠点が形成されている。 ⑥

③ ポテンシャルの高い主な個別地域

- 東山の高密度な市街地では、多くの社寺や落ち着いたある居住環境が継承されながら、地域の防災性の向上や空き家の活用が進み、若者から高齢者まであらゆる世代にとって安心・快適で魅力的な地域が形成されている。 1
- 三条京阪駅周辺では、商業・業務機能などの充実とともに、学校跡地の活用や団地再生事業により生まれた用地などの有効活用が進み、多様な機能が集積したにぎわいと活力あふれる拠点が形成されている。 2



主な地域のまちづくり方針等

- ◎ A 職住共存地区整備ガイドプラン
- ◎ B 明倫元学区地区
- ◎ C 姉小路界わい地区
- ◎ D 祇園四条地区
- ◎ E 京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書

※「◎」は、地域まちづくり構想に位置付けている地域
 ※計画期間終了後も地域のまちづくりを推進する方針となっているものを含む。

- ◎ F 京都駅東部エリア活性化将来構想
- ◎ G 京都駅西部エリア活性化将来構想
- ◎ H 京都駅東南部エリア活性化方針

<ul style="list-style-type: none"> 🌸 広域拠点エリア (外周部分のみ表示) 🌸 地域中核拠点エリア 🟡 日常生活エリア 🟢 ものづくり産業集積エリア 🟢 緑豊かなエリア ① 地域中核拠点エリアの将来像 1️⃣ ポテンシャルの高い主な個別地域の将来像 🌀 主な地域のまちづくり方針等 	<ul style="list-style-type: none"> ↔️ 都市軸 ↔️ 広域連携軸 ↔️ 地域間をつなぐ新規軸 🟡 主な活用検討地 🟡 団地再生事業中の市営住宅 	<ul style="list-style-type: none"> — 行政区界 — 市域界 ○ 駅 — 鉄道網 (市営地下鉄) — 鉄道網 (IR 線) — 鉄道網 (新幹線) — 鉄道網 (私鉄) 	<ul style="list-style-type: none"> — 自動車専用道路 ○ インターチェンジ — 主な幹線道路
--	--	--	---

東 部

東部地域は京都の東の玄関口であり、古くから東海道や奈良街道など旧街道沿いに発展したまちで、交通の要衝となっています。山地に囲まれた盆地にまとまって形成されている市街地は、高度経済成長期の人口増加の影響により大半が住宅地であり、市内中心部や大阪のベッドタウンとしての性格が強い地域です。

また、森林や河川など豊かな自然に恵まれており、歴史・観光資源も各所に点在しています。



(1) ポテンシャル

- 地下鉄東西線及び外環状線が東部エリアの南北軸を形成しているほか、2つのインターチェンジがあり高速道路へのアクセスも良好であり、さらに、新十条通の無料化により、交通アクセス性が高まっています。
- 山科駅周辺から幹線道路（国道1号，外環状線）沿いに商業系の施設が集中しているほか、マンションの立地も進んでいます。
- 山科疏水（琵琶湖疏水）や山科川、醍醐山など、豊かな自然に恵まれており、また、山地に囲まれた盆地内部は住宅地が大半を占めています。
- 清水焼，京扇子，京仏具などの伝統産業の生産団地を抱えていることに加え、金属箔，金属粉などの産業も発達しています。
- 世界文化遺産に登録されている醍醐寺をはじめ、名所史跡が数多く点在しているほか、山科なすや山科とうがらしといった京野菜の産地としても知られています。

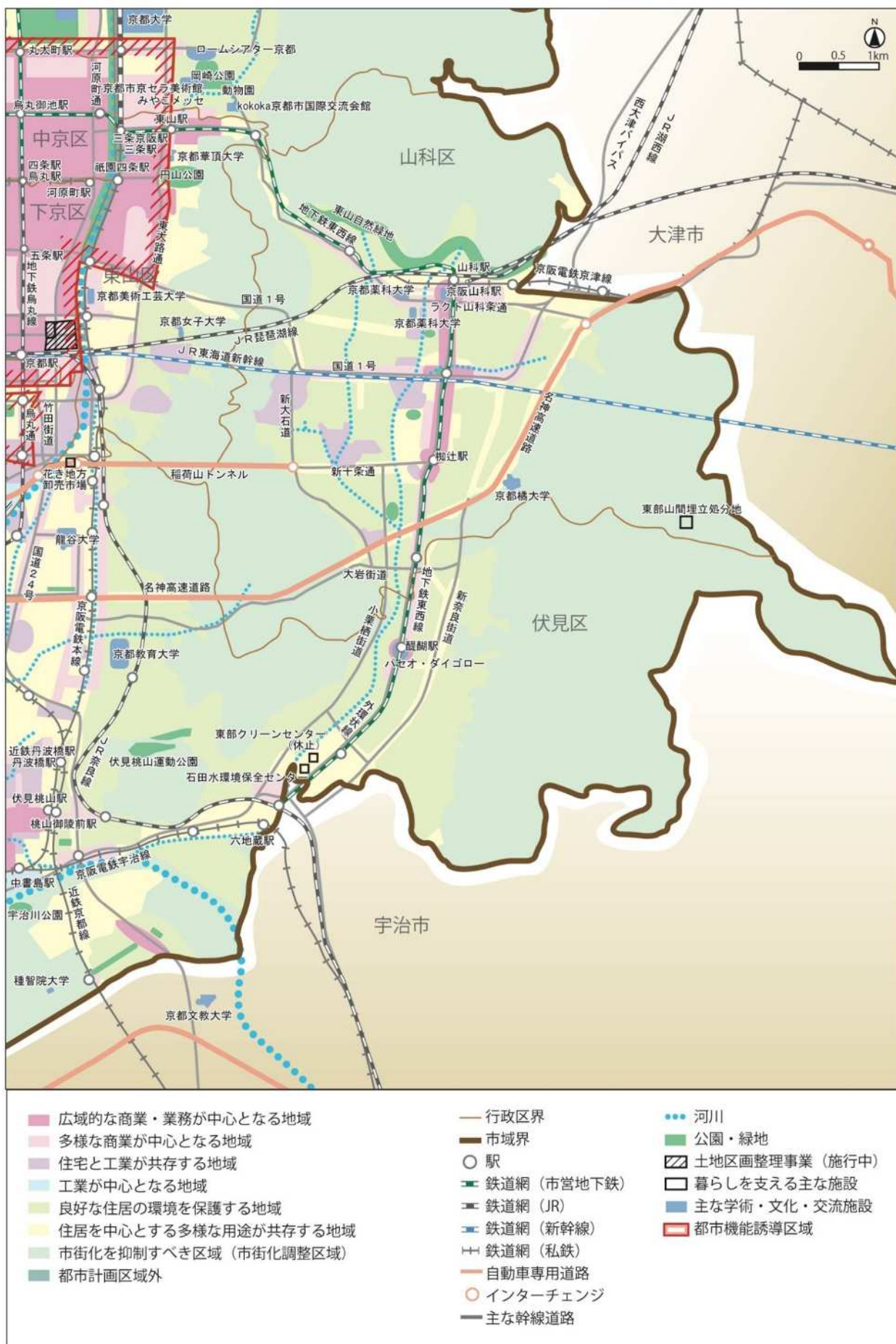


出典:Google Earth



(2) 課 題

- 本市の東西軸である地下鉄東西線の整備による効果を、東部エリア全体に効率的・効果的に波及させていくため、地域ブランディングにも取り組みながら、定住人口や働く場の創出など、魅力的な土地利用を促進する必要があります。
- 山科区の住宅地の多くは高度経済成長期にスプロールの開発されたもので、道路が狭く、公園などのオープンスペースも十分に確保されていない高密な住宅地が多く、居住環境の改善が必要となっています。
- 他方面と比べて事業所数が相対的に少ないことに加え、昼間の人口が夜間に比べて少なく、働く人の多くが市内中心部や大阪方面などに通勤しています。



(3) まちづくりの基本コンセプト

時代を捉えてポテンシャルをいかし、次の世代にも選ばれる新たな魅力を創出・発信するなど、これからの京都の可能性を引き出す

(4) 主な地域の将来像と暮らしのイメージ

① 方面全般

地下鉄東西線や新十条通の整備などにより高まった市内中心部や南部方面、近隣都市などへのアクセスをいかし、幹線沿道・沿線を中心に、新たな魅力の創出や活力の向上に資する多様な都市機能が集積するとともに、安心・快適で歩きたくなるようなにぎわいと潤いある都市空間が形成されている。

② 地域中核拠点エリア

○ 山科駅周辺

JR、京阪、地下鉄の3路線が走る交通の要衝として、市内各地域や近隣都市など広範囲の人々をひきつける商業施設の集積や、多様な働き方に対応したオフィス空間が創出され、職・住・学・遊が充実した京都の東のにぎわい拠点が形成されている。

①

○ 榊辻駅周辺

東部地域の新たな核となるエリアとして、区役所などの公共施設や商業施設などの集積や幹線道路との結節性をいかしながら、土地の有効活用が進み、新たなにぎわいが生まれるとともに、利便性の高い良質な居住環境が形成されている。

②

○ 醍醐駅周辺

駅周辺の文化・商業機能の更なる集積が進み、公営住宅などの既存ストックも有効に活用されながら、利便性が高く周辺の自然環境とも調和した潤いある居住環境が形成されている。

③

○ 六地藏駅周辺

JR、京阪、地下鉄の3路線の交通結節性をいかして、商業や居住機能の集積が進むとともに、宇治市域と一体となったにぎわいと魅力ある町並みが形成され、地域間の交流も活発に行われている。

④

③ ポテンシャルの高い主な個別地域

○ 東部クリーンセンター跡地とその周辺地域では、教育環境の充実や公営住宅の適切な維持・活用と合わせて、新たな価値やにぎわいの創出に資する多様な施設の立地が進み、エリア全体としての魅力が高まっている。

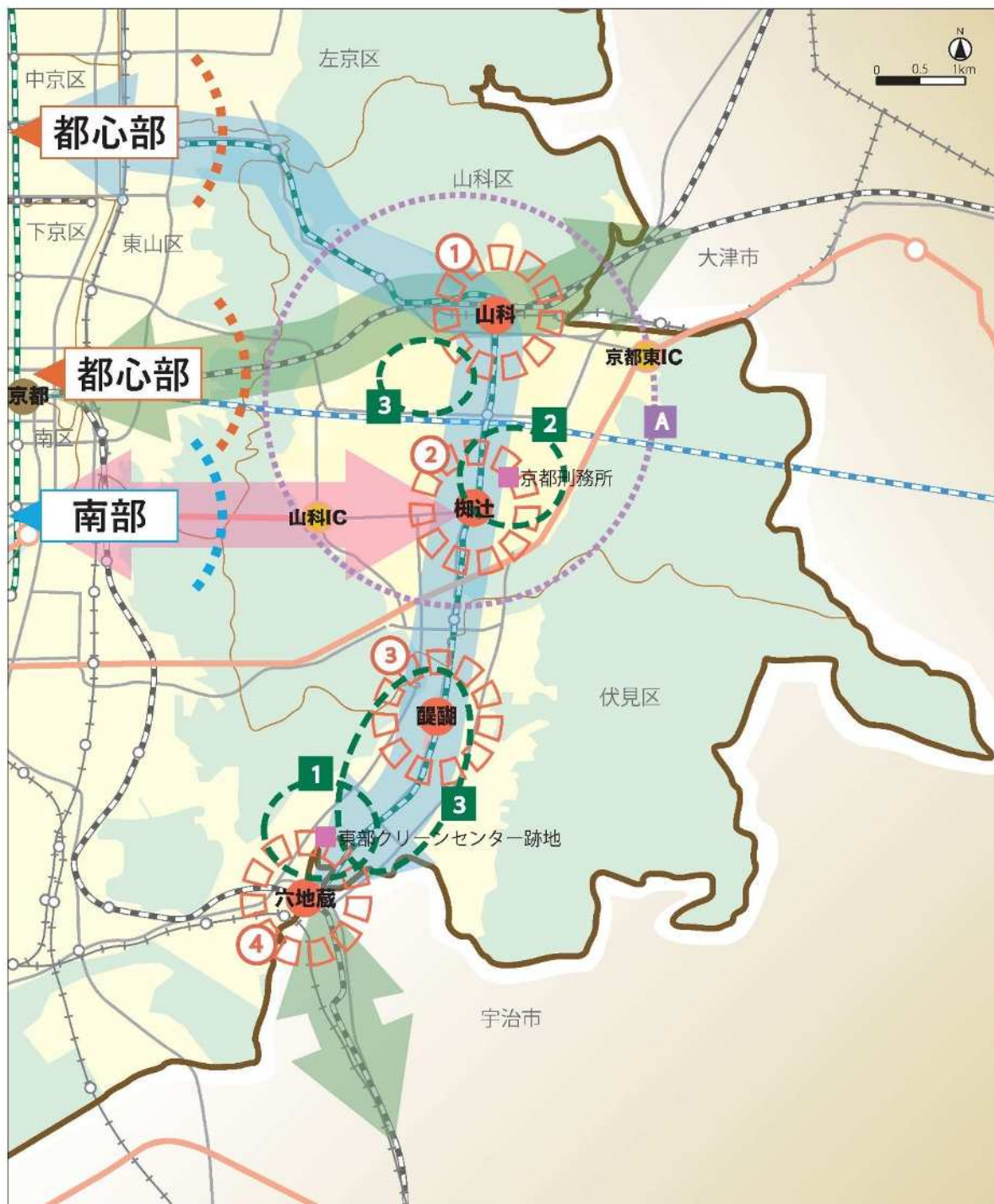
1

○ 本市が移転をはじめとする敷地の有効活用を要望している京都刑務所が存在する地域では、本市の都市的な課題の解決や地域特性などを踏まえた将来像の実現に資する機能が充実し、地域の魅力・活力の向上につながっている。

2

○ 大規模な住宅団地とその周辺地域では、既存施設が適切に維持・活用され、若者から高齢者まであらゆる世代にとって魅力的な居住環境の充実が図られるとともに、新たな魅力の発信や創出など、若年・子育て層の呼び込みにつながる活動が進んでいる。

3



主な地域のまちづくり方針等

※「◎」は、地域まちづくり構想に位置付けている地域
 ※計画期間終了後も地域のまちづくりを推進する方針となっているものを含む。

A 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略

- | | | | |
|-------------------------|----------------|---------------|------------|
| ◎ 広域拠点エリア (外周部分のみ表示) | ⇄ 都市軸 | — 行政区界 | — 自動車専用道路 |
| ◎ 地域中核拠点エリア | ⇄ 広域連携軸 | — 市域界 | ○ インターチェンジ |
| ■ 日常生活エリア | ⇄ 地域間をつなぐ新規軸 | ○ 駅 | — 主な幹線道路 |
| ■ ものづくり産業集積エリア | ■ 主な活用検討地 | — 鉄道網 (市営地下鉄) | |
| ■ 緑豊かなエリア | ■ 団地再生事業中の市営住宅 | — 鉄道網 (IR線) | |
| ① 地域中核拠点エリアの将来像 | | — 鉄道網 (新幹線) | |
| 1 1 ポテンシャルの高い主な個別地域の将来像 | | — 鉄道網 (私鉄) | |
| ◎ 主な地域のまちづくり方針等 | | | |

南 部

南部地域は、高速道路や鉄道などの交通網が充実し、市内外へのアクセス性が高いことなどから、幹線道路沿いを中心に企業の本社ビルや工場、研究所などが集積している地域です。

城下町や門前町、計画的開発地など多様な特性を持った市街地が集合してまちが形成されており、歴史的な市街地では酒造業などの地場産業も盛んです。また、平野部には工業地のほか住宅地も広がり、緑地や河川などの自然環境にも恵まれています。



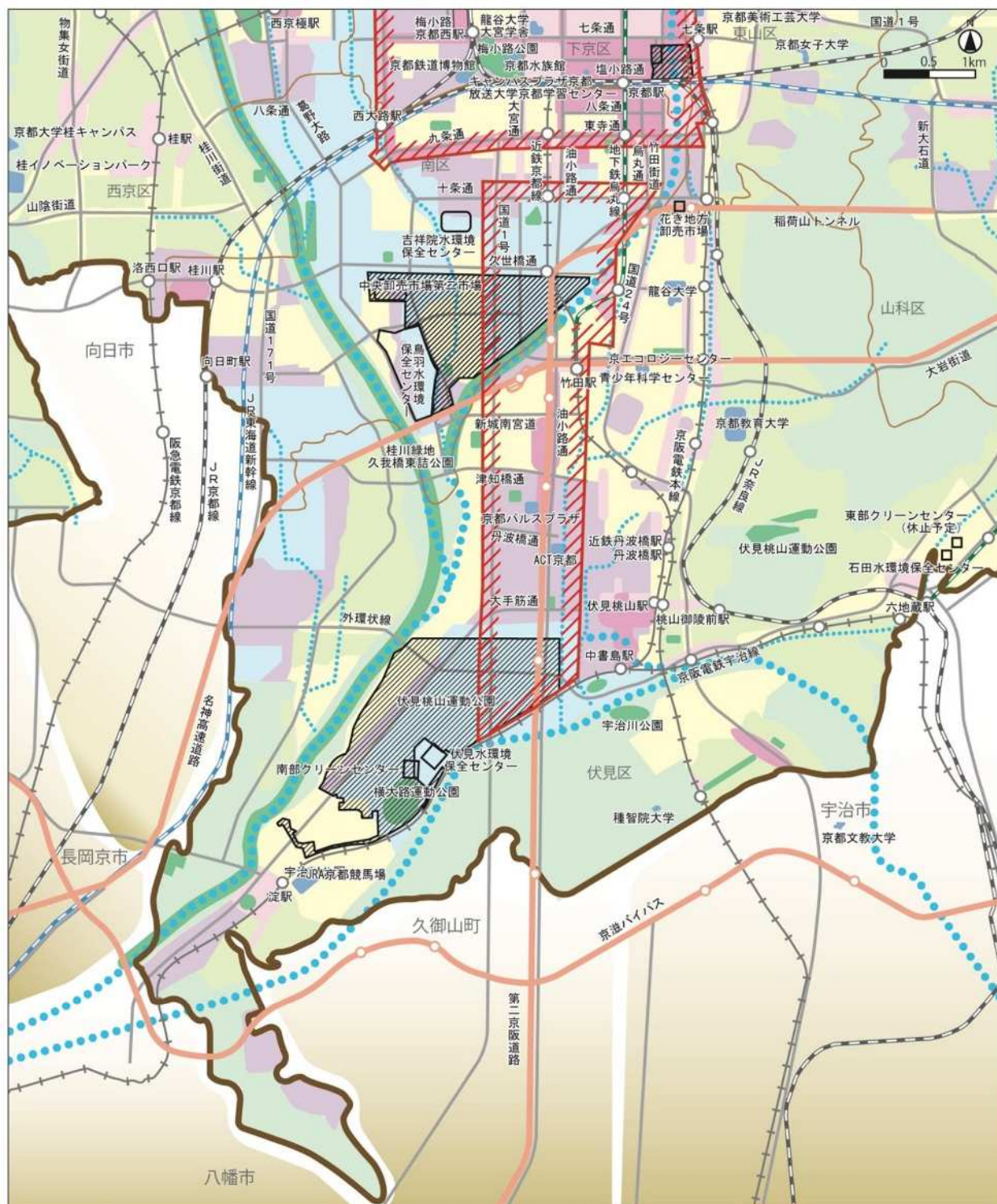
(1) ポテンシャル

- 名神高速道路などの広域交通や、JR、近鉄、京阪といった鉄道ネットワークが結節する地域であり、その利便性をいかした企業や工場の立地が進んでいます。
- 本市が高度集積地区として定めているらくなん進都では、近年、オフィスや商業施設の集積やベンチャー企業などの立地が進んでいます。
- 京都駅八条口の駅前広場が整備され、らくなん進都まで直結のバスが運行するなど、都心部からのアクセス性が向上しており、都心部との距離的な優位性をいかした土地利用が進むことが期待されます。
- 旧伏見市街地一帯は、酒造業に代表される伝統産業の集積地であり、南部地域の商業・業務機能の中心としての役割を果たしています。
- 歴史的な町並みを残す市街地や、土地区画整理事業により形成された市街地、鉄道沿線での民間住宅団地、計画的に開発された向島ニュータウンなど、多様な形態の住宅地があります。



(2) 課 題

- 将来的に名神高速道路と第二京阪道路を結ぶ「京都南ジャンクション（JCT）（仮称）」の整備が進むなど、都市基盤施設が整いつつある一方で、まとまった規模の産業用地の確保が困難な状況です。
- らくなん進都では、一定規模のまとまった産業用地の確保の難しさや京都府南部などの工業地域と比べ高い地価、公共交通の利便性の課題などから、企業にとって立地する動機付けが十分でない状況があります。
- 向島ニュータウンでは、小中一貫校の開校やアフリカの遺児奨学生向けの教育施設の計画が進んでいる一方で、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいます。



- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域的な商業・業務が中心となる地域 ■ 多様な商業が中心となる地域 ■ 住宅と工業が共存する地域 ■ 工業が中心となる地域 ■ 良好な住居の環境を保護する地域 ■ 住居を中心とする多様な用途が共存する地域 ■ 市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域） ■ 都市計画区域外 | <ul style="list-style-type: none"> — 行政区界 — 市域界 ○ 駅 — 鉄道網（市営地下鉄） — 鉄道網（JR） — 鉄道網（新幹線） — 鉄道網（私鉄） — 自動車専用道路 ○ インターチェンジ — 主な幹線道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●●● 河川 ■ 公園・緑地 ■ 土地区画整理事業（施行中） ■ 暮らしを支える主な施設 ■ 主な学術・文化・交流施設 ■ 都市機能誘導区域 |
|--|---|---|

(3) まちづくりの基本コンセプト

ものづくり産業などの集積を図り、快適な暮らしとも調和する都市環境を創出するなど、京都の新たな活力を生み出す創造ゾーンの中心を担う

(4) 主な地域の将来像と暮らしのイメージ

① 方面全般

内陸都市である京都の創造ゾーンの中心として、伝統や先端の知恵と技術の蓄積、充実した都市基盤などの強みをいかしながら、ものづくり企業をはじめとする多種多様な企業や工場の更なる集積が進むとともに、駅周辺のエリアを中心として、働きやすく、居住環境とも調和した快適な都市空間が形成されている。

② 地域中核拠点エリア

○ 竹田駅周辺

地下鉄、近鉄が結節するターミナル機能をいかし、南部創造の新たな拠点として商業・業務機能などが集積するとともに、利便性の高い良質な居住環境が充実し、にぎわいと活力に満ちたまちが形成されている。

①

○ 丹波橋・伏見桃山・桃山御陵前駅周辺

活気ある商店街や歴史ある市街地の多様な観光資源をいかし、住環境とも調和しながら、商業・業務機能の立地が進むなど、更なるにぎわいが生まれている。

②

○ 中書島駅周辺

大阪方面への利便性をいかし、商業・業務機能などが集積し、旧伏見市街地の歴史的景観とも調和した新たな魅力・活力の創造拠点が形成されている。

③

○ 淀駅周辺

京都競馬場をはじめとする娯楽・レクリエーション機能、大阪方面への利便性をいかし、商店街をはじめとする商業機能が充実し、住環境とも調和しながら、新たな形のオフィスの立地が進むなど、活気あるまちとなっている。

④

③ ポテンシャルの高い主な個別地域

○ 京都駅の南側のエリアでは、京都駅八条口からの乗継利便性、らくなん進都との近接性をいかして、京都ならではの新たなオフィス・ラボ機能の集積地が形成されるとともに、クリエイティブな活動の場の創出により人々をひきつけている。

1

○ らくなん進都では、新しい京都を発信するものづくり拠点として、魅力的な都市環境が生まれ、国内外の最先端のものづくり産業をはじめとする企業の進出意欲が高まり、本社オフィスや生産、研究開発、流通機能などが充実している。また、本市が敷地の有効活用を要望している京都拘置所及び京都運輸支局が立地する地域では、らくなん進都のまちづくりを加速させるための機能の充実が進められている。

2

○ 横大路地域では、土地区画整理事業により整備された都市基盤をいかして、多様な産業の集積が進むとともに、働く人にとって快適で魅力的な都市環境が整っている。

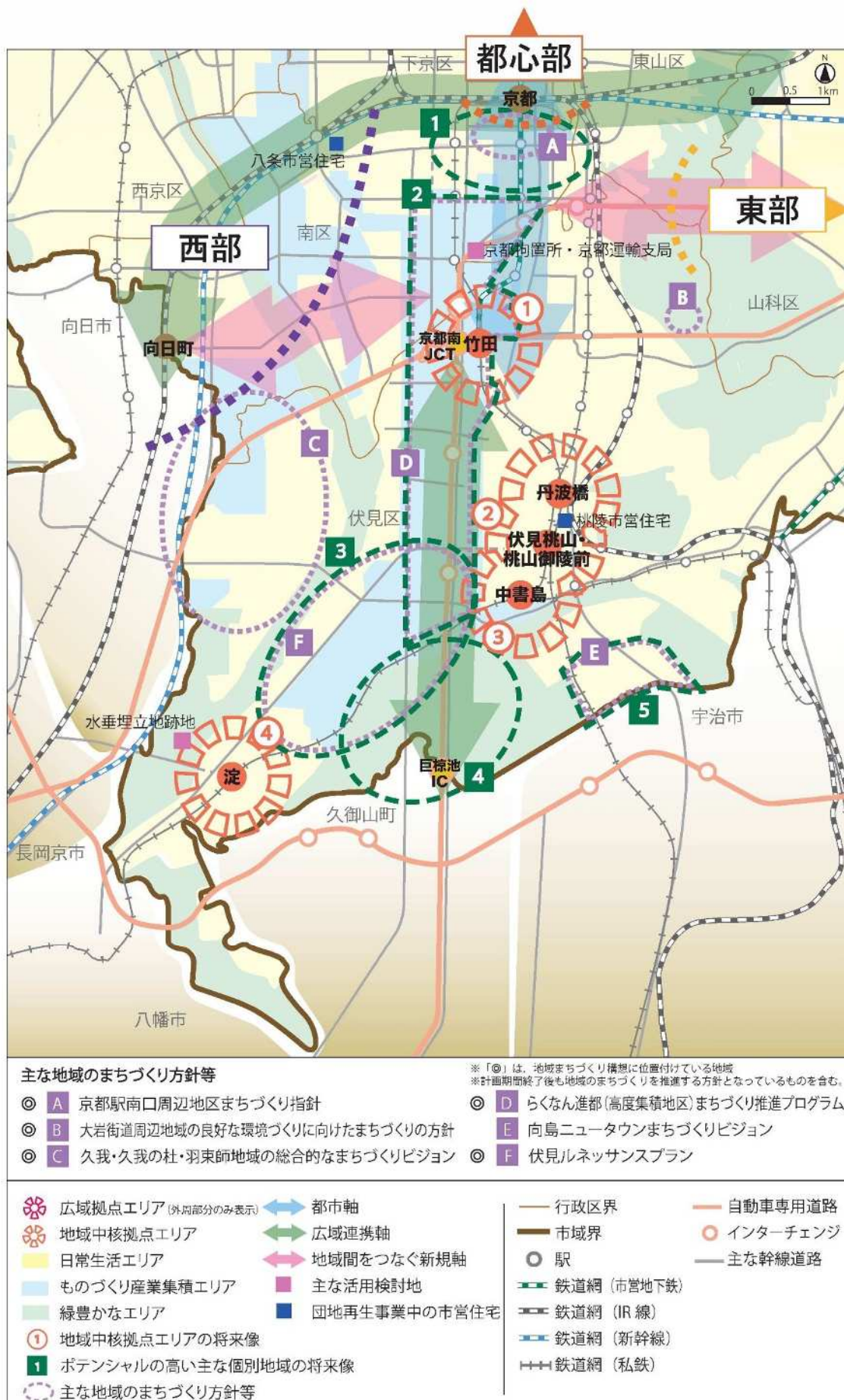
3

○ 南部の市街化調整区域では、高速道路のインターチェンジ付近において、農地などの周辺環境とも調和した工場や物流施設などの立地が進み、新たな産業の集積地として京都の都市活力を支えている。

4

○ 向島ニュータウンでは、既存施設が適切に維持・活用されるとともに、学校跡地などの施設や用地などに新たな機能を導入することにより、多文化・多世代共生のまちづくりが進められている。

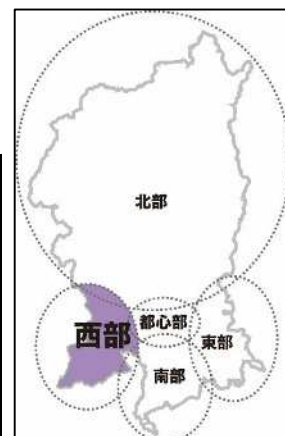
5



西 部

西部地域は、山林や河川など緑と潤いある豊かな自然に恵まれており、京都の西の玄関口としての役割も担っています。

平野部を中心に多様な住宅地が形成されており、ベッドタウンとしての性格を持つ一方で、学術研究機関やものづくり企業の立地、寺社などの豊富な歴史・観光資源、盛んな都市近郊農業など、様々な魅力があられる地域です。



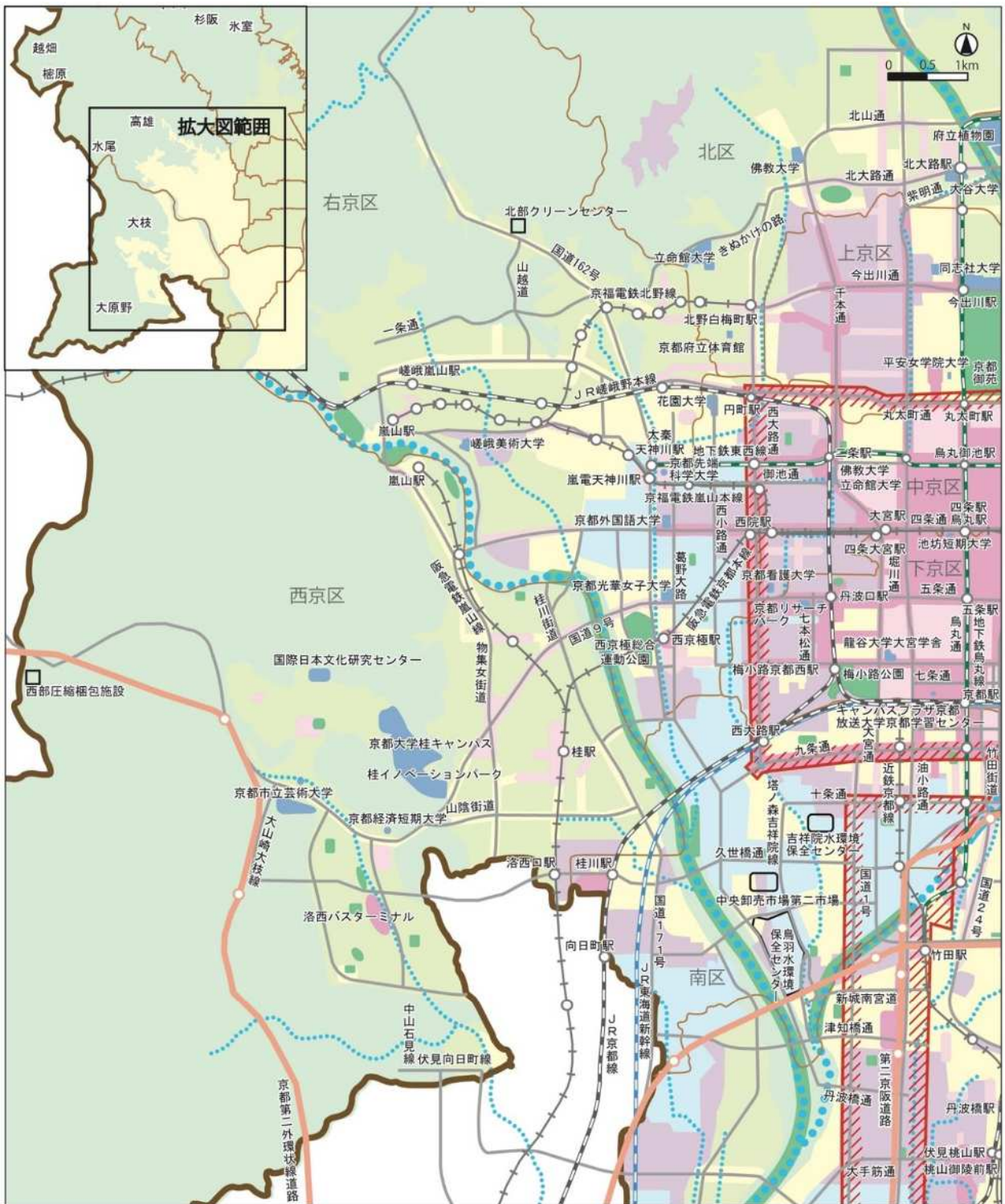
(1) ポテンシャル

- 豊かな自然環境に囲まれたゆとりある戸建ての住宅地が形成されており、多くのファミリー層が居住しています。
- 西山丘陵には、計画的な市街地形成が図られた洛西ニュータウンがあり、バスターミナルや大型商業施設が立地するエリアを核として、その周辺には、緑豊かで閑静な住環境が形成されています。
- 学術・先端産業の創出拠点として、京都大学桂キャンパスや桂イノベーションパークがあることに加え、太秦天神川駅至近には京都先端科学大学が立地し、あらゆる地域で大学の知恵や企業の技術をいかしたまちづくりの展開が期待されます。
- 嵐山地域をはじめとして、京都固有の歴史文化や景勝に優れた観光資源が各所に存在し、観光客も多く訪れています。
- 桂川以东の工業地域などでは、大小様々なものづくり企業が集積しており、本市の代表的な工業生産機能を担っています。



(2) 課 題

- ゆとりある住宅地が広がる一方で、一部地域ではスプロール的に開発が進んだエリアもあり、働く場が相対的に少なく、働く人の多くが市内中心部や大阪方面などに通勤しています。
- 洛西ニュータウンでは、特に高齢化の進展や若年・子育て層の流出が顕著であり、地域コミュニティの希薄化や、店舗の撤退などによる生活利便性の低下が懸念されます。
- 向日市との市境地域において、大規模開発やインフラ整備の計画が進展しつつある中で、本市と向日市との間で一体的・連続的なまちづくりを進める必要があります。



- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域的な商業・業務が中心となる地域 ■ 多様な商業が中心となる地域 ■ 住宅と工業が共存する地域 ■ 工業が中心となる地域 ■ 良好な住居の環境を保護する地域 ■ 住居を中心とする多様な用途が共存する地域 ■ 市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域） ■ 都市計画区域外 | <ul style="list-style-type: none"> — 行政区界 — 市域界 ○ 駅 ■ 鉄道網（市営地下鉄） ■ 鉄道網（JR） ■ 鉄道網（新幹線） ■ 鉄道網（私鉄） — 自動車専用道路 ○ インターチェンジ — 主要幹線道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●●● 河川 ■ 公園・緑地 ■ 土地区画整理事業（施行中） ■ 暮らしを支える主な施設 ■ 主な学術・文化・交流施設 ■ 都市機能誘導区域 |
|--|---|---|

(3) まちづくりの基本コンセプト

先端の学術機能・産業、ゆとりある住宅地、自然や文化などの多様な魅力を高め、つなぐなど、新たな価値やライフスタイルを先導する

(4) 主な地域の将来像と暮らしのイメージ

① 方面全般

京都の西の玄関口として、近隣都市や地域の拠点とのつながりをいかしながら、多様な都市機能の立地・集積が進むとともに、大学・研究機関の知恵やものづくり企業の先端技術、歴史・文化資源などが、人々の交流を伴って融合することにより、新たな魅力や価値が創出され、特色ある地域の暮らしの継承・充実につながっている。

② 地域中核拠点エリア

○ 嵯峨嵐山・嵐山駅周辺

豊かな自然、多様な歴史・文化資源をいかし、商業・居住機能の充実とともに地域全体で新たなまちづくり活動や活発な交流がなされ、住む人、訪れる人の双方にとって満足度の高いまちとなっている。

①

○ 太秦天神川駅周辺

交通結節点の利便性、複合的な公共施設の交流機能などを最大限活用し、新たな形のオフィスや生活利便施設の立地が進むとともに、大学やNPOなど多様な主体との連携により、まちづくり活動が展開されている。

②

○ 西京極駅周辺

工場やオフィスの集積とともに、良質な住宅や生活に身近な商業施設などが充実し、人々が緑やスポーツに親しみながら快適に暮らし、働くことのできる都市空間が形成されている。

③

○ 桂駅周辺

大阪・乙訓方面への利便性が高い交通結節点のポテンシャルをいかし、近隣の大学・研究施設などとの連携により、ゆとりある住環境とも調和した新たな形のオフィスや商業施設の集積が進み、活気あるまちとなっている。

④

○ 桂川・洛西口駅周辺

近接する向日市域とも都市計画の一体性を図りながら、商業機能の更なる充実とともに、オフィスや住宅など多様な機能が適切に配置され、若年・子育て層に選ばれるエリアとして認知されている。

⑤

○ 洛西バスターミナル周辺

緑豊かでゆとりある生活空間があらゆる世代に再評価され、暮らしを支える多様な機能の充実など新たなライフスタイルに対応した居住環境が形成されるとともに、市立芸術大学移転後の敷地では、本市の都市的な課題の解決や地域のニーズなどを踏まえた機能が充実している。

⑥

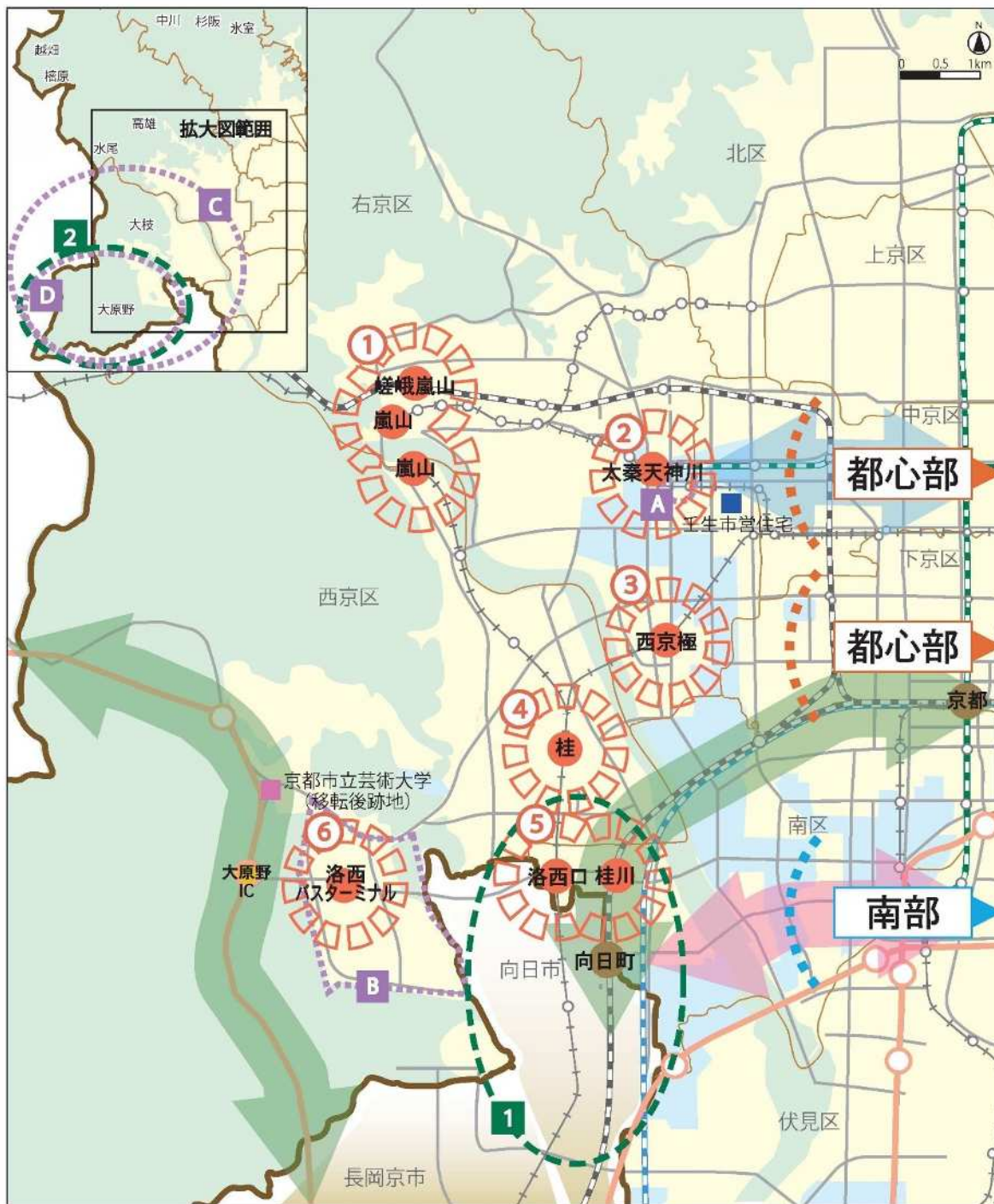
③ ポテンシャルの高い主な個別地域

○ 向日市との市境地域では、道路などの都市基盤施設の整備に伴い土地利用の転換が進み、商業・業務・居住などの多様な都市機能が集積するとともに、向日市域と連続した都市空間が創出され本市・向日市双方の住民にとって利便性が高く魅力と潤いあるエリアが形成されている。

1

○ 大枝・大原野地域では、既存集落の住環境や生活環境がより充実するとともに、文化的・地理的特性をいかした産業などの振興により、移住・定住が促進され、市域全体の潤いと豊かさにつながっている。

2



主な地域のまちづくり方針等

※「◎」は、地域まちづくり構想に位置付けている地域
 ※計画期間終了後も地域のまちづくりを推進する方針となっているものを含む。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ◎ A 京都市山ノ内浄水場跡地活用方針 | C 西京区・洛西地域の新たな活性化ビジョン |
| B 洛西ニュータウンアクションプログラム | D 大原野「地域ブランド」戦略 |

- | | | | |
|-----------------------|----------------|---------------|------------|
| ◎ 広域拠点エリア (外周部分のみ表示) | ← 都市軸 | — 行政区界 | — 自動車専用道路 |
| ◎ 地域中核拠点エリア | ↔ 広域連携軸 | — 市域界 | ○ インターチェンジ |
| ■ 日常生活エリア | ↔ 地域間をつなぐ新規軸 | ○ 駅 | — 主な幹線道路 |
| ■ ものづくり産業集積エリア | ■ 主な活用検討地 | — 鉄道網 (市営地下鉄) | |
| ■ 緑豊かなエリア | ■ 団地再生事業中の市営住宅 | — 鉄道網 (IR線) | |
| ① 地域中核拠点エリアの将来像 | | — 鉄道網 (新幹線) | |
| 1 ポテンシャルの高い主な個別地域の将来像 | | — 鉄道網 (私鉄) | |
| ◎ 主な地域のまちづくり方針等 | | | |

第6章 地域のまちづくりの推進

1 地域まちづくり構想

- (1) 地域まちづくり構想の狙い
- (2) 地域まちづくり構想の構成
- (3) 地域まちづくり構想を策定する地域
- (4) 地域まちづくり構想の策定の流れ

2 学術文化・交流・創造ゾーン

1 地域まちづくり構想

個性豊かで魅力的な地域でのまちづくりを円滑に進めていくために、住民・事業者・行政をはじめとした地域の多様な主体の共汗（パートナーシップ）により、地域が、本マスタープランの都市計画の方針に沿って検討した、地域の「将来像」と「まちづくりの方針」について、行政が都市計画審議会に報告したうえで、都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」として策定します。

工場の新設や建替えなどによる都市の活力を生み出すまちづくり、身近な住環境を保全するまちづくり、都市のにぎわいを生み出すまちづくりなど、その地域の将来像の実現に向け、地区計画などの都市計画手法を活用し、都市計画として積極的に支援することで、地域まちづくり構想の早期実現に向けたまちづくりを推進していきます。

■ ワークショップの様子



【地域まちづくり構想の留意点】

- 1：地域まちづくり構想の「地域」とは、多様な主体の参加で創られた将来像を持ち、都市計画の支援などによってまちづくりを推進していく地域をいい、町内や小学校区から行政区をまたぐものまで考えられます。
- 2：地域まちづくり構想は、第4章の都市計画の方針に即すとともに、単一敷地・単一用途など特定の土地利用を想定するものは、原則として地域まちづくり構想に位置付けないこととします。

(1) 地域まちづくり構想の狙い

① 多様な主体による円滑なまちづくりを推進する

地域のまちづくりを円滑に進めていくためには、住民・事業者・行政などの多様な主体が、それぞれの責務と役割を果たしていくことが必要です。

地域まちづくり構想として、地域の将来像とその実現に向けたまちづくりの方針をはじめとする様々な取組を明示することにより、住民・事業者・行政が共に考え、その内容を共有し、より適切な役割分担と連携による円滑なまちづくりを推進することができます。

② 様々な変化に対応するまちづくりを推進する

大規模な工場跡地などの土地利用転換や地域での新たな課題など様々な変化に対しても、都市全体の活力の維持・向上を図るため、都市計画として柔軟かつ迅速に対応していくことが必要です。

地域のまちづくりの熟度に応じた地域まちづくり構想を地域ごとに順次策定し、都市計画マスタープランに追加することで、様々な変化に対応しながら、地域でのまちづくりを進めていくことができます。

③ より多くの市民が関心を持つことによりまちづくりを推進する

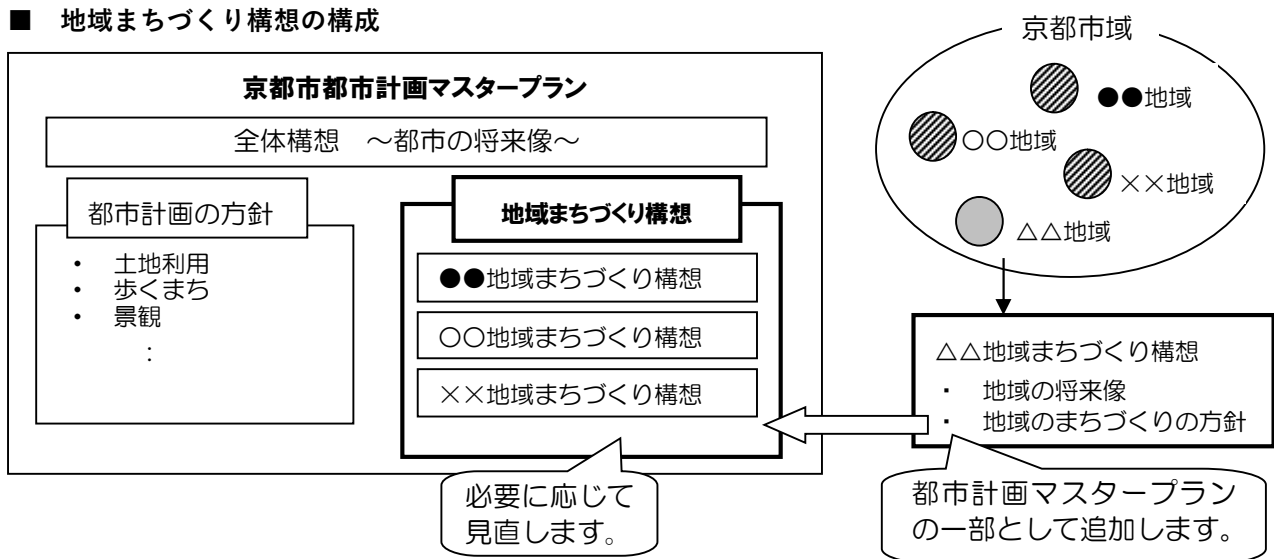
市内各地における個性豊かで魅力的なまちづくりを推進していくためには、より多くの市民や事業者がまちづくりに対して関心を持つことが重要です。

地域まちづくり構想を策定し、都市計画マスタープランに追加し、充実させることで、より多くの市民が都市計画マスタープランを身近に感じるとともに、まちづくりへの関心が高まり、魅力的なまちづくりが広がることが期待されます。

(2) 地域まちづくり構想の構成

地域まちづくり構想は、都市計画マスタープランの一部として、以下のとおり構成されます。策定した地域まちづくり構想は、必要に応じて追加・見直しを行います。

■ 地域まちづくり構想の構成



(3) 地域まちづくり構想を策定する地域

地域まちづくり構想における「地域」とは、個性豊かで魅力的な地域でのまちづくりを円滑に進めていくために、住民をはじめとした多様な主体の共汗（パートナーシップ）によりつくられた地域の「将来像」を持ち、都市計画の支援などによって、まちづくりを推進していく地域（範囲）のことをいいます。

地域の将来像と地域のまちづくりの方針は、全体構想に即すことが必要です。地域でのまちづくりにおいて都市計画手法を活用するに当たっては、都市構造や周辺に与える影響なども考慮したうえで、それぞれの地域にふさわしい将来像と地域のまちづくりの方針を定める必要があります。地域の大きさは、「将来像」や「まちづくりの方針」を共有する範囲であり、様々なものが考えられます。

【参考：構想の策定が望まれる地域の一例】

① 緊急に対応すべき課題のある地域

- ・ 予期せぬ工場の廃止に伴い出現した跡地など、大規模な低未利用地による都市の空洞化や無秩序な開発、周囲との調和が図られていないまちの形成などの可能性があり、都市に大きな影響を与える地域
- ・ 周辺への影響の大きい大型施設の立地に際して、周辺も含めたまちづくりが必要な地域 等

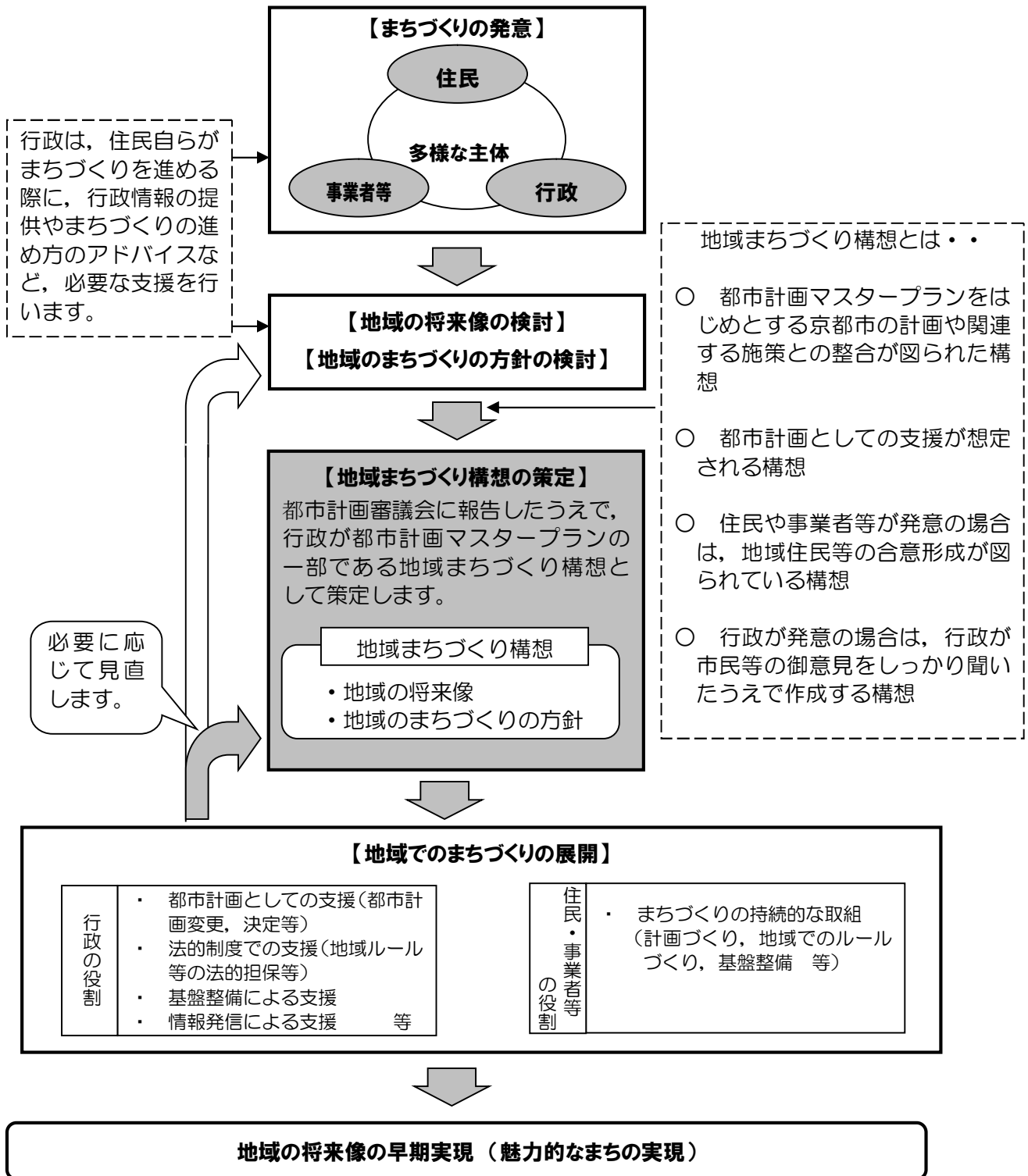
② より地域の魅力を高めるための活発なまちづくりが行われようとする地域

- ・ 学術や文化等の京都ならではの資源が活用され、多様な人々の交流又は技術の融合を通じて、その地域の価値や魅力をより高めるまちづくりが行われようとしている地域 等

③ 各区基本計画に基づき、まちづくりを進めようとする地域

- ・ 各区基本計画に基づき、まちづくりを進めようとする地域

(4) 地域まちづくり構想の策定の流れ



2 学術文化・交流・創造ゾーン

千年を超えて、先人たちの知恵と挑戦により、幾度となく大きな危機を乗り越えてきた京都のまちは、歴史や文化、観光資源などが市域の隅々まで存在し、特色ある多様な地域がネットワークしており、従来の枠組みを超えた新たなまちづくりが市内各地で生まれるポテンシャルを秘めています。

これからも京都が京都であり続けるためには、こうした地域・住民レベルの小さな取組やニーズを早い段階から拾い上げ、地域に根差した文化として育てていくことが重要です。

そこで、市内全域において「学術文化・交流・創造ゾーン」の形成を図り、京都ならではの持続可能な都市の構築に向け、迅速かつ効果的な施策の展開につなげることを検討します。



- ◆ 多様な人々の交流や技術の融合を通じて、歴史、文化、大学、伝統・先端産業といった京都ならではの資源を活用しながら、新たな魅力や価値の創造を目指すために必要な施設の充実などを図ります。
- ◆ 各地域のポテンシャルを最大限引き出せるよう、都市計画手法を含めたあらゆる関係施策との連携を強めて積極的に支援を行い、まちづくりの新たな担い手の呼び込みなどにつなげます。

《主な地域の将来像と暮らしのイメージ》

- 地域の文化・コミュニティや歴史的な町並みが維持されながら、伝統と最先端技術の融合や京町家の多様な活用などが進み、クリエイティブ産業を支える拠点が創出されている。
- 地域や事業者が一体となってクリエイティブなまちづくりの機運が高まり、アートやデザイン、ものづくり、伝統・先端産業などが融合した様々な活動が展開されている。
- 住む人、訪れる人の双方が、ほんものの歴史や文化、伝統産業に触れることのできる環境の充実により、地域に対する愛着が増し、京都ファンが増えるとともに、地域の文化やコミュニティの担い手の育成にもつながっている。
- 活気ある商店街やその周辺において、オープンスペースを活用した歩きたくなる空間の形成により、これからの暮らしにも対応しながら新たな出会いや交流が促進され、更なるにぎわいが生まれている。
- 大学の周辺において、住環境とも調和したオフィス空間やラボ機能の充実により、大学の研究成果をいかした技術やビジネスが生み出されるとともに、学生や若手研究者・起業家などの交流の場となっている。
- 京都ならではのものづくりの発祥の地において、地域の人々が身近にものづくりの歴史や技術などに触れ、地域への愛着が増すとともに、企業間交流も活発に行われ、付加価値の高い製品が生み出されている。
- 自然や歴史資源が豊富な地域において、地域固有の資源をいかした新たな魅力を創出する拠点の充実が図られるとともに、新たな暮らしや働き方のニーズにも対応した環境の整備が進み、移住・定住の促進につながっている。



參考資料

參考資料 1 用語集

參考資料 2 策定經過

参考資料 1 用語集

語句	意味
英数字	
BRT	「Bus Rapid Transit」の略で、輸送力の大きなバス車両の投入、バス専用レーンや公共車両優先システムなどを組み合わせた環境にもやさしい高機能バスシステム。なお、「京都市環境モデル都市行動計画」におけるIBT（Intelligent Bus Transit、専用レーンで高速かつ定時性が確保され、洗練されたスタイルにより集客性の高い交通機関）も含まれる。
CASBEE	キャスビー（建築環境総合性能評価システム）は、建築物の環境性能で評価し格付けする手法。なお、京都市の特性を反映した建築物環境配慮評価システムを、CASBEE 京都としている。
CO ₂ 排出量正味ゼロ	CO ₂ の排出量と森林などによる吸収量が均衡し、プラスマイナスでゼロになった状態。
IoT	「Internet of Things」の略で、あらゆるモノがインターネットにつながり、相互に通信し合う技術やしくみ。
LRT	「Light Rail Transit」の略で、次世代型路面電車ともよばれ、従来の路面電車に比べ振動が少なく、低床式で乗降が用意であるなど、車両や走行環境を向上させ、人や環境にやさしく経済性にも優れているとされる公共交通システム。
MaaS	「Mobility as a Service」の略で、出発地から目的地までの移動ニーズに対して、最適な移動手段をシームレスに提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者の一元的なサービスとしてとらえる概念。
MICE	企業などの会議(Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議(Convention)、イベント、展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
NPO	「Non Profit Organization」の略称で、非営利の民間組織のこと。
Park-PFI	飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
SDGs	平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までを期間とする国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットを定めたもの。
Society5. 0	先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決に両立していく新たな社会。
あ行	
アイデンティティ	都市を特徴付ける個性や独自性のこと。
雨庭	雨水を一時的に貯留し、時間をかけて浸透されるための植栽空間。
歩くまち・京都	自動車利用の制限を含めた様々な抑制策などを通じて、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換する。また、京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都が日本を代表する「国際文化観光都市」であると同時に、まちのにぎわいを生み出す都市であり続けることを目指す考え方。

語 句	意 味
ウォーカブル	居心地が良く歩きたくなるまちなかのこと。
雨水浸透施設	雨水を側道にあげた穴や底部から地中に浸透させる浸透ますや透水性の舗装など。
雨水貯留施設	公園、校庭、集合住宅の棟間その他の空地若しくは地下又は建築物の一部に設置する雨水を一時的に貯留するための施設。
雨水流出抑制施設	集中豪雨などに伴う浸水被害の軽減を目的とした雨水の浸透施設や貯溜施設。
液状化	地震の際に地下水水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。
エコロジカル・ネットワーク	原生的な自然地域などの重要地域を核として、生態系なまとまりを考慮したうえで、有機的につないだ生態系ネットワークのこと。
エネルギーマネジメントシステム	エネルギー使用者サイドに立って、エネルギー使用における効率性、エネルギーパフォーマンスの向上を目指すこと。
オープンイノベーション	企業や大学・研究機関、起業家など、社外から新たな技術やアイデアを募集・集約し、革新的な新製品（商品）・サービス又はビジネスモデルを開発すること。
オープンスペース	公園・広場、河川、山林など、建物によって覆われていない土地の総称。また、市街地では建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間。
か行	
界わい景観整備地区	まとまりのある地域色豊かなにぎわいのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要がある地区。（京都市市街地景観整備条例第32条）
幹線道路	地方生活圈や大都市圏内の骨格となるとともに、高速自動車国道を補完して生活圈を相互に連絡する道路。都市部では、その骨格又は近隣住区の外郭となる道路。
危険家屋	所有者の所在が分からないなど、維持管理がされていない危険な状態の建築物。
既存都市ストック	一定期間内に流れた量をフロー（flow）といい、それに対して一時点において貯蔵されている量をストック（stock）という。ここでは、現時点において、これまでに整備してきた道路や橋などの都市施設全体のことを指している。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのある区域。（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）
京都議定書	平成9（1997）年に京都市で開かれた「気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」で採択された国際的な取り決めのこと。先進国に平成20（2008）年から平成24（2012）年の第1約束期間の法的拘束力のある削減義務を課している。平成17（2005）年に発効。
京都市商業集積ガイドプラン	都市づくりの目標と整合した望ましい商業集積の実現を図るため、京都市内を7つのゾーンに分け、地域ごとのまちづくりと商業集積の方向及び大型店の誘導・規制の考え方としての望ましい店舗面積の上限の目安を示している。
京町家	京都市内で戦前に市街化されていた地域において、伝統的な軸組木造の構造で大戸、虫籠窓などの特徴的な外観を持ち、通り庭、続き間、坪庭、奥庭を保っているか、過去に有していた建築物。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域のうち、特に重要な地区。（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第6条）

語 句	意 味
近郊緑地保全区域	都市近郊における相当規模の広さを有する樹林地のうち、無秩序に市街化される恐れが大きく、かつ、これを保全することが重要な区域。（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条）
区域区分	都市計画によって、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。
クリエイティブ産業	芸術や創造性、技能・技術が作品の価値を生み、文化を形成し得る工芸や出版、広告、映画・アニメ、音楽、ファッションなどの産業分野の総称。
グリーンインフラ	自然が有する多様な機能・仕組みを活用したインフラ整備や土地利用の考え方。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
景観計画	景観行政団体が定める景観づくりに関する総合的な計画。（景観法第9条）
景観地区	市街地の良好な景観の形成を図るために、建築物などの形態意匠の制限などを定める地区。（都市計画法第8条、景観法第61条）
京阪神大都市圏	総務省が定義する、大阪市・京都市・神戸市の3市を中心市とした都市圏のこと。
減災	災害を完全に封じることができるとの思想ではなく、災害時の被害を最小化する考え方。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備えること。
建築基準法	昭和25（1950）年5月24日に公布された、国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。
建築協定	建築における最低基準を定める建築基準法では満たすことのできない地域の要求に対応するものである。地権者間、あるいは地権者と建設業者などの間でかわされる建築に関し、建築基準法で定められた基準に上乗せすることができる。（建築基準法第69条）
交通拠点	公共交通の拠点（鉄道駅ターミナル）や、道路交通の拠点（広域幹線道路などへのアクセス利便性が良いところ）。
高度経済成長期	日本経済が飛躍的に成長を遂げた1950年代半ばから1970年代初頭までの期間。一般的には、高度経済成長は第一次オイルショックの昭和48（1973）年までとされている。
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。本市では、居住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均衡の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成などを目的として、土地利用及び地域特性を考慮して17種類の種別の建築物の高さの最高限度を指定している。（都市計画法第8条、9条など）
合流式下水道	汚水と雨水を同一の管路で下水処理場まで排除する下水道。
交流人口	その地域を訪れる（交流する）人のこと。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、観光、レジャーなどがある。
国際文化観光都市	国際的な観光・温泉などの文化・親善を促進する地域として指定された都市。京都市は、昭和25（1950）年に制定された京都国際文化観光都市建設法によって指定されている。
コワーキングスペース	オープンなワークスペースを共用し、各自が自分の仕事をしながらも、自由にコミュニケーションを図ることで情報や知見を共有し、協業するパートナーを見つけ、互いに貢献しあう「ワーキング・コミュニティ」の概念。

語 句	意 味
さ行	
災害用マンホールトイレ	下水道施設に直結した複数のマンホールを設置しておくことで、防災時に、マンホール蓋を開けることで使用できるトイレ。
細街路	幅員が4m未満の道のこと。
再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。
財政再生団体	収支の赤字が一定額を超え、国の指導の下で厳しい財政再生に取り組まなければならない地方公共団体のこと。財政再生のために、独自事業や国基準以上に取り組んでいる事業などの休廃止は避けて通れなくなり、市民サービスの大幅な低下を余儀なくされることとなる。
サテライトオフィス	企業・組織の重要拠点から離れた場所に設置されたオフィス。
里山	原生的な自然地域と都市地域の間位置し、人の手が入っていない「手つかずの自然」ではなく、人が暮らすことによって作り上げられた自然。
山紫水明	山は日に映えて紫色に見え、川の水は澄んで清らかであること。山や川の景色が美しいこと。江戸時代の歴史学者、頼山陽が移り住んだ鴨川のほとりからの眺めを愛し、書齋に名づけた「山紫水明処」に由来する。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域。（都市計画法第7条）
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。この区域内では、開発行為や建築行為が原則として禁止されている。（都市計画法第7条）
市街地開発事業	一定の地区を区切って、その地区内での公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。（都市計画法第12条）
自然風景保全地区	市街地からの背景として眺望される緑豊かな山並みの自然風景を保全するため指定した地区。（京都市自然風景保全条例第7条）
借景	造園技法の一つで、庭園外の山や樹木、竹林などの自然物などを庭園内の一部として背景を取り込むことで、前景の庭園と背景となる遠景とを一体化させた景観を形成する手法のこと。
住宅市街地総合整備事業	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善などを図るため、住宅などの設備、公共施設の整備などを総合的に行う事業。
重要文化的景観	日本の景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、都道府県または市町村が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして文化財保護法第134条の規定に基づき国（文部科学大臣）が選定した文化財。（文化財保護法第134条）
準防火地域	都市計画法に基づき、市街地における火災の危険を防除するため定める地域として、主として木造建築物の密集した市街地に指定される地域。（都市計画法第8条）
職住共存	店舗付住宅や工場付住宅が立ち並ぶなど、産業と暮らしが結びつき、職と住が共存している町並み又は職と住が一体となった暮らし。

語 句	意 味
新京町家	伝統的な京町家を単純に模倣するのではなく、京都の長い歴史の中で培われてきた京町家の知恵を受け継ぎながらも、時代の生活ニーズに合った、新しい京都の住宅。
水源の涵養	地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水となること。
スタートアップ	新しいビジネスモデルで急成長をめざす新興企業。
ストックマネジメント	既存の建築物や構造物の有効活用や長寿命化、損傷・劣化などを将来にわたり把握するといった予防管理など、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法。
スプロール(スプロール化, スプロール市街地)	道路などの必要な都市基盤が不足している宅地が、都市周辺に無秩序に拡散する現象。そうした市街地をスプロール市街地と呼ぶ。
生活圏	人が行動する範囲・地域を指し、日常生活とその延長（遠出しない余暇など）を営む空間。空間の大きさは、個人の考え方や移動の自由、生活スタイルなど、圏域を設定する目的により、その定義は異なり、一律には定義はできない。
生物多様性	地球上に存在する生物の、種内・種間の関係性においてそのバランスが保たれることによって育まれる、にぎわい豊かな状態。
政令指定都市	地方自治法第252条の19第1項の「指定都市の指定に関する政令」により指定されている大都市制度で、都道府県の事務の一部が移譲され、一般の都市とは異なる権能が認められる。指定された順番に、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市の20市となっている。（令和3（2021）年4月現在）
世界文化遺産(世界遺産)	1972（昭和47）年のユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例に基づき、世界遺産リストに登録された遺跡や景観、自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つもの。
総合設計制度	容積率及び高さの制限について、統一的な緩和規定を設けることによって、土地の有効かつ合理的な利用の促進と、オープンスペース（公開空地という）を確保することなどにより、市街地環境の整備を図ることを目的とした制度。（建築基準法第59条の2）
た行	
大規模小売店舗立地法	大規模な小売店舗の進出に伴って、交通渋滞・騒音・廃棄物など周辺的生活環境への影響が出ることを防ぐために、設置にあたって配慮すべき事項を定めた法律。
多自然川づくり	河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境を保全あるいは創出する河川整備。
宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い発生するがけ崩れや土砂の流出による災害が発生するおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする区域で、京都市が指定した区域。一定規模以上の宅地造成工事について、災害の防止のため必要な規制を行うもの。（宅地造成等規制法第3条）
脱炭素社会	地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出源となる化石燃料の使用から脱却し、持続可能な発展が可能となった社会。
地域	町内や元学区、小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲。複数の行政区にわたるものまで考えられる。
地域コミュニティ	地域住民が、生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携などを基盤としたその他のコミュニティと区別する。

語句	意味
地下水の涵養	地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水となること。
地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設配置や建築物などに関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4）
眺望景観	特定の視点場から眺めることができる特定の視対象及び眺望空間から構成される景観で、境内の眺め、境内地周辺の眺め、通りの眺め、水辺の眺め、庭園からの眺め、山並みへの眺め、「しるし」への眺め、見晴らしの眺め、見下ろしの眺めのいずれかに該当するもの。
眺望景観保全地域	京都市眺望景観創生条例に基づき、眺望景観を保全し、及び創出するため建築物などの建築などを制限する必要がある地域。（京都市眺望景観創生条例第6条）
長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用できるよう、構造及び設備などについて一定の基準を満たしたものと市の認定を受けた住宅。（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）
定住人口	その地域に定住している人口のこと。夜間人口とほぼ同一になる。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保全するために指定する地区。（都市計画法第8条、文化財保護法第142条）
特別用途地区	用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護などの特別の目的の実現を図るための地区。（都市計画法第9条）
特別緑地保全地区	無秩序な市街化や公害・災害の防止、伝統的・文化的意義、風致景観の保全などのために、都市の中の緑地を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持するための地区。（都市計画法第8条、都市緑地法第12条）
都市機能	商業機能、産業機能、業務機能、文化交流機能などのこと。
都市拠点	都市圏などの活力を支える中枢的な都市機能や、地域の日常生活を支える中心的な都市機能などの集積が既に図られ、また、図られようとしているところ。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにそのためには適正な制限の元に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。（都市計画法第2条、4条）
都市計画公園	都市計画法に基づく、都市計画決定が行われた都市施設のひとつ。都市の基盤的施設となる公園。（都市計画法第15条）
都市計画道路	都市計画法に基づく、都市計画決定が行われた都市施設のひとつ。都市の基盤的施設となる道路。（都市計画法第15条）
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に住民などの生命または、身体に危害を生ずる恐れがあると指定された区域。（土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条）
土地区画整理事業	道路・公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために、その区画形質を整え、公共施設の新設・改良を行い、良好な宅地の供給などを行う事業のこと。（土地区画整理法第2条）

語 句	意 味
は行	
パークアンドライド	クルマの市街地への乗り入れを抑制し、都市の慢性的な交通渋滞を緩和することを目的として、自宅から乗ってきたクルマを、途中で駅周辺の駐車場に停めてもらい、バスや電車などの公共交通機関への乗り継ぎを促す制度。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
バリアフリー化	障壁（バリア）をなくすという意味で、床の段差を解消や、手すりを設置するなど、高齢者や障害者を含めて誰もが支障なく使えるように配慮すること。
美観地区	景観地区の一種。京町家が多く残る地区など、良好な景観が保全されている地区を、それぞれの地区の特性に合わせて6つの美観地区に指定している。（都市計画法第8条、景観法第61条）
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性など分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内テキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
ヒートアイランド	都市部では、エネルギーが大量消費されており、また地面の大部分はアスファルトやコンクリートなどの透水性、透湿性の低い物質に覆われている。このため、日中は水分蒸発による温度低下がなく、蓄えた熱を夜間に放出するため、夜間温度が下がらず、都市部では郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象。
避難経路協定	土地の所有者などが、その全員の合意により、火事または地震が発生した場合の避難上必要な経路の整備または管理に関する協定のことをいい、市町村長の認可を受けた上で締結することができる。（密集市街地における防災街区の整備に関する法律第289条）
ヒューマンスケール	人間的な尺度のことで、建築や外部空間などで人間が活動するのにふさわしい空間のスケールのこと。
袋路	幅員4m未満の通り抜けができない路地。
風致地区	都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため、風致の維持に必要な区域を定め、建築行為だけでなく、樹木の伐採や宅地造成などの開発行為に対しても必要な規制を行っている地区のこと。（都市計画法第8条）
不良ストック	まち全体あるいは建物単体で見した場合に治安、衛生、防災、住環境上、好ましくない状態に陥っているもの。
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。（文化財保護法第2条）
防火地域	都市計画法に基づき、市街地における火災の危険を防除するため定める地域として、主として商業地域などの高密度の土地利用が行われる市街地に指定される地域。（都市計画法第8条）
補助幹線道路	幹線道路を補完し、幹線道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路。

語 句	意 味
ま行	
町割	町を設けるために土地を区画すること。町の区画。
密集市街地	敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に立ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地のこと。
元学区	明治2（1869）年に、住民自治組織である番組が日本で最初の小学校である64の番組小学校を発足したときの小学校区のこと。現在も番組小学校を創設した地域においては、地域住民の自治単位として使われている。
モビリティ・マネジメント	多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域の移動状況が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化するよう促す取組。
や行	
ユニバーサルデザイン	製品や施設などを、全ての人が利用しやすいデザインにすることを目指す考え方。
ら行	
ライフライン	エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活に必須な都市基盤設備。
らくなん進都	新しい京都を発信するものづくり拠点としてまちづくりを進めている地域。油小路通を中心に概ね十条通、宇治川、東高瀬川、国道1号に囲まれた約607haの地域。
リダンダンシー	自然災害などによる障害発生時に、一部区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている状態。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。
緑化地域	一定規模以上の敷地で建築物の新築又は増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける制度。（都市計画法第8条、都市緑地法第34条）
歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域のうち、特に重要な地区。（都市計画法第8条、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条）
歴史的風土保存区域	古都における歴史的風土を保存するため必要な土地として指定された区域。（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条）
レジリエンス	さまざまな危機からの回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）を指す。

参考資料 2 策定経過

- 京都市都市計画審議会に、都市計画マスタープラン部会を設置（令和2年7月）



- 都市計画マスタープラン部会で素案の検討（5回開催）

	日時	主な議題
第1回	令和2年 7月8日	○都市計画マスタープランの見直しの趣旨や視点等について
第2回	令和2年 9月10日	○都市の将来像・都市計画の方針の拡充について ○方面別の指針・政策ブリッジの検討について
第3回	令和2年 11月25日	○京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」の実現について ○方面別指針の検討について
第4回	令和3年 3月24日	○都市の将来像及び都市計画の方針の拡充について ○方面別指針の検討について
第5回	令和3年 5月31日	○都市計画マスタープランの見直し素案について



- 京都市都市計画マスタープランの見直し素案の公表（令和3年6月21日）
- 京都市都市計画マスタープランの見直し素案に対する市民の意見募集を実施（令和3年6月21日～同年7月20日）

(参考) 都市計画マスタープラン部会の委員名簿

(五十音順 敬称略)

	氏 名	役 職 等
部会長	川崎 雅史	京都大学大学院教授
委員	板谷 直子	立命館大学客員研究員
	兒島 宏尚	京都商工会議所専務理事
	佐藤 由美	奈良県立大学教授
	島田 洋子	京都大学大学院准教授
	須藤 陽子	立命館大学教授
	中嶋 節子	京都大学大学院教授
	筈谷 友紀子	市民公募委員
	牧 紀男	京都大学教授
	三浦 研	京都大学大学院教授
	宮川 邦博	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター専務理事
	村上 岳	市民公募委員